

石狩空知国有林の 地域別の森林計画書

(石狩空知森林計画区)

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
至 令和 15年 3月 31日

樹立年月日：令和 4年 12月 26日

北海道森林管理局

石狩空知森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	■
主 要 山 岳	▲
鉄 道	—
森 林 計 画 区 界	—
市 町 村 界	—
振 興 局 界	—
森 林 管 理 署 等	■ / ■ / ■
森 林 管 理 署 界	■



は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、石狩空知森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
(1) 位置	
(2) 自然的背景	
(3) 社会経済的背景	
(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	2
(1) 伐採立木材積	
(2) 人工造林・天然更新別面積	
(3) 間伐面積	
(4) 林道の開設又は拡張の数量	
(5) 保安林の整備	
(6) 治山事業	
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	4

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	6
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	10
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	11
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	14
(1) 人工造林に関する事項	
(2) 天然更新に関する事項	
(3) その他必要な事項	

3 間伐及び保育に関する事項	-----	1 6
(1) 間伐の標準的な方法		
(2) 保育の標準的な方法		
(3) その他必要な事項		
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	1 9
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法		
(2) その他必要な事項		
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	2 0
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方		
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方		
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法		
(4) その他必要な事項		
6 森林施業の合理化に関する事項	-----	2 2
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針		
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針		
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針		
(4) その他必要な事項		
第4 森林の保全に関する事項		
1 森林の土地の保全に関する事項	-----	2 3
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項		
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区		
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法		
(4) その他必要な事項		
2 保安施設に関する事項	-----	2 3
(1) 保安林の整備に関する事項		
(2) 保安施設地区の指定に関する事項		
(3) 治山事業の実施に関する事項		
(4) その他必要な事項		
3 鳥獣害の防止に関する事項	-----	2 4
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		
4 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	-----	2 5
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針		

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

(3) 林野火災の予防の方針

(4) その他必要な事項

第5 計画量等

1 伐採立木材積	2 6
2 間伐面積	2 6
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	2 6
4 林道の開設又は拡張に関する計画	2 6
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	2 6
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 7
2 その他必要な事項	3 0

III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	1
別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	9
別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林 及びその搬出方法	1 1
別表4 鳥獣害防止森林区域	1 2
別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	1 4
別表6 治山事業の数量	1 6
別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	1 8

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1
(2) 地況	2
(3) 土地利用の状況	4
(4) 産業別就業者数	5
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	6
(2) 制限林普通林別森林資源表	1 1
(3) 市町村別森林資源表	1 2
(4) 制限林の種類別面積	2 0

(5) 樹種別材積表	26
(6) 荒廃地等の面積	26
(7) 森林の被害	26
 3 林業の動向	
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	27
(2) 林業事業体等の現況	28
(3) 林業労働力の概況	29
(4) 林業機械化の概況	30
 4 前期計画の実行状況	
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	31
(2) 間伐面積	31
(3) 人工造林・天然更新別面積	31
(4) 林道の開設及び拡張の数量	31
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	32
 5 林地の異動状況	
(1) 森林より森林以外への異動	32
(2) 森林以外より森林への異動	32
 6 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	33
(2) 分期別期首資源表	34
 7 その他	
(1) 持続的伐採可能量	37

IV 林道開設計画図

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

北海道の中央部よりやや西寄りに位置し、石狩振興局管内及び空知総合振興局管内の全域、上川総合振興局管内の一部区域（幌加内町）及び後志総合振興局管内の北部地域で構成される。北部は留萌森林計画区及び上川北部森林計画区に接し、東部は上川南部森林計画区、南部は胆振東部森林計画区及び西部は後志胆振森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区域は、南北に長く、中央部には石狩平野が広がり、北部は暑寒別岳（1,492m）等からなる増毛山地及びピッシリ山（1,032m）等からなる天塩山地、東部には、夕張岳（1,668m）等からなる夕張山地があり、西部は無意根山（1,464m）、天狗岳（872m）等が連なり日本海に面している。主な河川は、雨竜川、夕張川、空知川、千歳川、豊平川など大小の河川が石狩川に合流し、また、古平川、余市川等が石狩湾に注いでいる。

イ 地質及び土壤

（ア）地質 中生層が広く分布しており、平坦部河川沿い、海岸線等には第四紀層、第三紀層が分布している。

（イ）土壤 海岸部は粘土、泥炭質で、内陸部は樽前火山灰による未熟土壤や泥炭等が分布するほか、北後志地区及び空知地区は褐色森林土が分布している。

ウ 気候

年平均気温は約7°C、年間降水量は約1,200mmとなっている。

積雪量は北部に行くほど多く、3m以上に達する場合もある。また、平野部や海岸部は、冬の北西季節風が強い。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

17市20町2村（国有林は14市14町2村に所在）

イ 人口

約2,818千人（令和2年国勢調査）

ウ 産業

（ア）農業 水稲、そばなどの畠作物、花き、畜産や北後志地区では果樹の生産が盛んである。特に、水稻の作付け面積は全道の約半数を占めている。

（イ）水産業 サケ、ホタテ貝、ニシン等が主要生産魚種となっている。また、近年は、漁業資源の維持・増大を図るため、ヒラメ等のふ化放流やウニ、アワビ等の種苗放流が行われている。

(ウ) 観光業 森林や湖沼、海岸など自然美に富んだ景勝地が多く、支笏洞爺国立公園、暑寒別天売焼尻及びニセコ積丹小樽海岸の2つの国定公園並びに朱鞠内、富良野芦別及び野幌の3つの道立自然公園を有していること等から、数多くの観光客が訪れている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

(ア) 森林面積 計画区 744千ha (計画区土地面積の約65%)
国有林 440千ha (計画区森林面積の約59%)

(イ) 森林蓄積 計画区 102, 147千m³
国有林 58, 989千m³
(国有林のha当たり蓄積134m³ (全道平均151m³))

(ウ) 人工林率 計画区 24% (全道平均 27%)
国有林 21%

注) (ア) ~ (ウ) は令和2年度北海道林業統計による。

イ 産業別就業人口総数における林業の状況森林・林業

本計画区の産業別就業人口総数は、1,223,131人、このうち第1次産業が31,959人で3%、第2次産業が184,760人で15%、第3次産業が968,727人で79%となっている。

第1次産業の内訳は農業が30,005人、林業が898人、漁業が1,056人である。就業人口に占める第1次産業就業人口は、全道平均の7%に対し、3%となっている。また、第1次産業に占める林業の就業人口は、全道平均の4%に対し、3%と僅かに低くなっている。

注) 産業別就業人口総数には、分類不能の人数を含む。

注) 令和2年国勢調査結果 (総務省統計局)

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、主伐は予定箇所の一部が間伐に変更となった等から減少しているが、間伐は計画どおりの実行材積となった。

人工造林面積については計画どおり実行された。天然更新面積については、事業実行の時期等を踏まえ優先度の高いものから実行した結果、箇所面積が減少した。

間伐面積については対象箇所を精査し、現地の状況を踏まえ実行した結果、実面積が減少した。

林道の開設又は拡張の数量については、利用区域内の事業実行の時期等を踏まえ優先度の高いものから実行した結果、計画量より減少した。

保安林解除の面積についてはダム用地転用等に伴う所管換等により発生した。

治山事業については各事業の緊急度を勘案のうえ実行した結果、計画量より減少となった。

(1) 伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	346	986	1,346	323	842	1,165	79%	90%	87%
針葉樹	308	867	1,205	235	731	966	65%	87%	80%
広葉樹	38	119	141	88	111	199	178%	121%	141%

注 1) 四捨五入の関係で、総数は必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ。)

2) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (H30～R4 年度) である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積 : ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2436	1799	74%	1329	1436	107%	1108	363	33%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (H30～R4 年度) である。

(3) 間伐面積

単位 面積 : ha

計画	実行	実行歩合
20,397	13,590	71%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (H30～R4 年度) である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 距離 : km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	84	36	43%	33	26	81%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (H30～R4 年度) である。

(5) 保安林の整備

単位 面積 : ha

種類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	2	2	100%	-	134	-
水 源 か ん 養	-	-	-	-	128	-
土 砂 崩 壊 防 備	-	-	-	-	0	-
防 風	-	-	-	-	1	-
魚 つ き	-	-	-	-	4	-
保 健	2	2	100%	-	0	-

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分（H30～R4 年度）である。

(6) 治山事業

主な工種	計 画	実 行	実行歩合
渓 間 工（箇 所）	41	10	24%
山 腹 工（箇 所）	21	17	81%
植 栽 工（ha）	83	21	25%
本 数 調 整 伐（ha）	1,307	312	24%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分（H30～R4 年度）である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、人工林を主体に蓄積が増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造造成すべき段階にある。

一方で近年、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることから、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。

我が国の森林面積のおよそ5分の1を占める北海道の森林は、エゾマツやミズナラに代表される天然林やトドマツ、カラマツなどの人工林が豊かに広がり、公益的機能の発揮に対して、大きな役割を果たしている。

この北海道の森林面積の55%を占める国有林の果たすべき役割は、大きなものとなっており、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、各機能に応じた計画事項を明らかにし、森林づくりを取り組むこととする。

計画の策定に当たっては、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮する。

なお、本森林計画においては、以下のような森林づくり等に取り組んでいくものと

する。

(1) 地域の水源として、また、基幹産業である農業の振興及び環境保全に資する観点で重要な役割を担っている。

また、山地災害による人命や財産への被害を回避するため、土砂の流出・崩壊等の防止に資する健全な森林づくり、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。このため、河川流量を平準化し、渇水や洪水を緩和するとともに、土砂や濁水の流出を防止するなど、森林の有する水源涵養機能及び山地災害防止機能の持続的発揮に向けた森林の整備及び保全を推進する。

(2) 森林の生物多様性の保全については、森林に対する社会的ニーズや立地条件、森林生態系の生産力や復元力に応じた適切な森林施業を組み合わせるなどにより、全体として森林生態系を構成する種及び遺伝子の保管庫としての機能が最大限に発揮されることに留意しつつ、森林の整備及び保全を推進する。

国の天然記念物に指定されているクマゲラや国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息環境に配慮した森林施業を推進し、生息環境の保全を図る。

また、希少固有種等が多く分布する計画区であることから、地域と連携した高山植物等希少種の保護の取組を推進する。

(3) 人工林主伐箇所においては、林内に生育している天然木を保残し、様々な樹種からなる森林へ誘導することにより、『多面的機能の持続的発揮を図る多様な森林づくり』を基本とした森林整備を進める。また、過去に伐採や植付などが行われた天然林において、森林の現況に応じた森林整備を行い、公益的機能の発揮と合わせた広葉樹資源等の育成を図る。

(4) 二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進する。

(5) 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、若・壮齢級の人工林における間伐や、増加する高齢級の人工林における複層林施業等を積極的に推進するとともに、伐採後の着実な更新を図る。

(6) 計画を効率的に実施し、地域の森林の一体的かつ総合的な整備及び保全を推進するため、民有林・国有林間で密接な連絡調整を図るとともに、森林整備推進協定の締結、森林共同施業団地の設定及び公益的機能維持増進協定等の取組を推進する。

(7) 台風による風倒被害地については、引き続き風害に強い森林の整備を推進するとともに、国民参加による復旧の取組も進める。

(8) 住民の生活環境を守る防風保安林について、更新も含めた適切な整備・保全を図る。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積		単位 面積 : ha
区分	面 積	備 考
市町別内訳	総 数	440, 411. 91
	札幌市	54, 936. 22
	小樽市	6, 602. 32
	夕張市	62, 472. 00
	岩見沢市	3, 268. 02
	美唄市	1, 747. 65
	芦別市	68, 862. 02
	江別市	1, 633. 74
	赤平市	1, 449. 75
	三笠市	20, 249. 30
	千歳市	26, 286. 61
	深川市	11, 963. 05
	恵庭市	12, 708. 97
	北広島市	596. 93
	石狩市	41, 167. 77
	当別町	2, 504. 63
	新篠津村	36. 76
	積丹町	15, 074. 21
	古平町	14, 088. 74
	仁木町	8, 938. 27
	余市町	6, 113. 92
	赤井川村	19, 237. 44
	南幌町	28. 75
	由仁町	465. 53
	長沼町	1, 127. 25
	栗山町	4, 249. 98
	月形町	2. 12
	雨竜町	6, 696. 23
	北竜町	7, 110. 71
	沼田町	9, 711. 53
	幌加内町	31, 081. 49

注1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。なお、本計画区内には公有林野等官行造林地は存在しない。

2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、石狩森林管理署、空知森林管理署、北空知支署に備え置く。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を高度に発揮させる上で望ましい森林の姿は、次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を適確に

把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林G I Sの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案のうえ、育成単層林については、適切な保育、間伐等の実施、適確な更新を確保していく。また、伐採林齢の長期化を図りつつ、天然力を活用して様々な樹種、林齢からなる育成複層林へと誘導・維持する施業を積極的に推進する。育成複層林については、人為による育成と天然力を適切に組み合わせた複数の樹冠層を構成する多様性に富む森林への計画的な整備を推進していく。天然生林については適確な管理・保全等を行い、原生的な森林の保存に努め、山地災害等の防止対策や病害虫及び野生鳥獣等による森林被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林の管理経営に欠くことのできない施設である林道等の整備に当たっては、周囲の環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努め、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道等の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資する整備に努めるとともに、既設の林道等については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るために、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備や保安林制度の適切な運用を図ることとする。その上で、流域保全の観点から、関係機関が連携した取組等を通じて、山地災害の減災に向けた事業の実施を図る。その際、環境との調和を図ることに加え、コストの縮減に努める。

森林が多種多様な生物の生育・生息地であることや、森林に対しての多様なニーズがあることに十分配慮するとともに、森林は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の着実な実施や保安林等の適切な管理・保全等により、吸収源・貯蔵庫としての機能を十分に発揮できるよう努めるものとする。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積 : ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	88,950	82,559
	育成複層林	65,652	72,873
	天然生林	251,195	250,364
森林蓄積 (m ³ /ha)		156	160

注) 育成单層林: 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林: 森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林: 主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

(1) 水源涵養機能の持続的発揮に向けた森林整備

河川の上流域に位置する国有林は、地域の水源として、また、基幹産業である農業及び水産業の振興等に資する観点から、特に水源涵養機能及び山地災害防止機能の発揮への期待が高い。このため、将来の森林の姿を見据えた面的な広がりで森林を取り扱うことに留意して、①育成单層林として維持していく林分については、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図り、②将来、育成複層林に誘導していく林分については、複層林、針広混交林等への誘導に向けた下層の光環境の確保、下層植生等の導入・育成に配慮した施業等を行っていくものとし、流域全体で水源涵養機能が持続的に発揮されることを目指すものとする。

特に、それぞれの施業目的に応じた間伐を重点的に行い、地球温暖化防止にも貢献していくとともに、路網を基幹として施業の集約化等を推進し、森林資源の有効利用を進めていくものとする。また、地域との連携・協働による水源林整備も積極的に進める。

なお、取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所については、特に留意し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、概ね50m以上（水辺からおおむね片側25m以上）の保護樹帯を設置する。

(2) クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の整備及び保全の取扱い

ア クマゲラ

北海道においては、その全域にわたり国の天然記念物に指定されているクマゲラが生息しているが、こうした大型のキツツキ類は、営巣や採餌のために樹木に開けた穴を多くの樹洞性動物が利用するなど、生態系のキーストーン種であるとされていることから、営巣木の保護区域等を設定するなど、その生息環境の保全に努める。

イ クマタカ・オオタカ

猛禽類の多くは、陸上生態系において食物連鎖の頂点に位置する肉食動物として注目されている。このうちクマタカは国の天然記念物に指定される我が国の中でも森林生態系を代表する猛禽類であるが、将来における種の存続が危惧される状況になっている。また、オオタカは平成29年9月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国内希少野生動植物種」の指定が解除になったものの、比較的低山帯、平地林にも多く生息し、森林施業と密接に関わっていることから、引き続き、その生息環境の保全に努める。

ウ その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

(3) 台風森林被害地の再生

支笏湖周辺を始めとした風倒被害地については、天然力も活用しつつ、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林を目指すこととし、NPO、ボランティア団体及び企業等とも連携した取組を引き続き進める。

また、同じく被害を受けた都市近郊林の野幌森林公園の国有林では、風倒被害地の森林再生のほか、生態系保護や生物多様性保全等の取組について、ボランティア団体等とも連携して進めていくものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

すべての人工林主伐箇所を対象に、各森林の林分状況や伐採方法等を鑑みながら林内に生育している天然木を保残し、様々な樹種からなる森林へ誘導・維持する整備を推進していくことを基本とする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森

林をいう。)については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、標準伐期齢に達しているものを対象とし、更新を伴うものとする。

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。その際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ目標林型に応じた適切な更新の方法を定めておくものとする。特に、伐採後に天然更新を活用する場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

また、林業機械の走行等に必要な搬出路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、林地の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行うものとする。)

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(2) 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(3) その他必要な事項

- ア 水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、人工林における針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き伐り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き伐りを実施する。
- イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮して行うものとする。
- ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう、木材の流出防止等必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないよう十分配慮する。
- エ クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林に対する伐採の取扱い
- (ア) クマゲラ
- 営巣木が確認された場合は、営巣木を中心に、概ね半径50m以内を「営巣木保護区域」、概ね半径500m以内を「緩衝区域」として設定する。
- 択伐、間伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間(4~6月頃)は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。
- 緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積5ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。
- (具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針」(平成18年6月29日付け18北計第27号)による。)

(イ) クマタカ・オオタカ

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径500m程度、オオタカについては半径250m程度の「営巣中心域」を設定する。

また、クマタカ・オオタカとともに、営巣木から半径2km程度の「高利用

域」を設定する。

営巣木から半径50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内的人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針について」（平成30年1月23日付け29北計第76号）による。）

（ウ）その他

このほかの希少野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき指定された国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載された種など）についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めるものとする。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林によることとする。

（1）人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定するものとする。

また、育成複層林施業を行う林分については、自然条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

（ア）人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を目安とするが、多様な森林への誘導及び造林コストの低減等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、可能な限り低密度とする。

樹種	基準本数(本数/ha)
トドマツ	3,000
アカエゾマツ、エゾマツ	3,000
カラマツ、グイマツ	2,500
広葉樹	4,000
クロマツ(海岸林)	10,000
その他針葉樹	3,000

注)複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象及び気象害の発生状況その他の自然条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。また、天然力を積極的に活用するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入も推進しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況や大型機械の有効活用等も検討のうえ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、極力乾燥期を避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障がある場合は、その枯損原因を究明の上、速やかに補植を行う。なお、人工下種は、自然条件等により天然更新が期待できない箇所で、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、現地の状況に応じて地表処理等の更新補助作業も検討し、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

(ア) 剪出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

(イ) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行うなど確実に更新を図る。

(ウ) 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

また、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

なお、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうつ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう、行うものとする。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

なお、森林の状況に応じて、施業の省力化・効率化を図るものとする。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)	11齢級 (51~55年)	初回、2回目は原則列状間伐とし、3回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8齢級 (36~40年)	11齢級 (51~55年)	14齢級 (66~70年)		
カラマツ、グイマツ	4齢級 (16~20年)	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)		
その他針葉樹	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)	10齢級 (46~50年)		
広葉樹	6齢級 (26~30年)	9齢級 (41~45年)	—		

注1) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

2) 列状間伐には残存列内での端木間伐を含むものとする。

3) 初回、2回目は原則列状間伐とするが、列状間伐によることが不適当と認められる林分や列状間伐によらなくとも効率的に作業が実施できる林分等については、一部またはすべてで単木間伐を行うこともある。

（2）保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐及び鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、局地的な気象条件、目的樹種の成長を阻害する草本植物等の繁茂の状況、地形、植栽方法等を勘案し、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討のうえ行う。

なお、目的樹種には、植栽木のみならず、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、公益的機能の発揮及び利用上有用な天然更新木も含めるものとする。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	カラマツ	◀			▶												
	トドマツ																
	エゾマツ	◀				▶											
	アカエゾマツ																
つる切・除伐	カラマツ					◀								▶			
	トドマツ																
	エゾマツ									◀				▶			
	アカエゾマツ																

表中の△は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈については、地被でササの根茎を除去した場合において、現地の状況により省略するなど可能な限り回数を削減する。

また、2回刈については現地の状況により、必要と判断される場合にのみ実施する。

3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合にのみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

(イ) つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

(ウ) 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

(エ) 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(オ) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、できる限り簡易で壊れにくい森林作業道等による路網整備を進めるとともに、ハーベスター等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能
又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林における自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網

と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	527	2,321
うち林業専用道	57	101

注) 「基幹路網」は林道及び林業専用道が該当する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 : m / ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地(0° ~ 15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~ 30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 < 50 > 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 < 15 > 以上	15 以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注) < >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壤等の条件に応じた適切な方法により行う。

(具体的な取扱いは「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整備第1157号林野庁長官通知)による。)

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

〔〈指定の基準〉
制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。〕

(4) その他必要な事項

- ア 林道等の開設に当たっては、林道規程等に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。
- イ 林道工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い
林道工事の実施に当たっては、1の(3)の工における森林施業と同様の取扱いとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導、機械化の促進や労働安全衛生の対策等の指導を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに替わる高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(4) その他必要な事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムによる搬出間伐の実施、伐採と造林の一貫作業システムの導入や低密度植栽、コンテナ苗やエリートツリー等の植栽による造林・保育の低コスト化の取組を進める。

あわせて、森林バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間の森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定等の取組の推進による民有林との連携強化により、流域における林業の成長産業化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たして行くこととする。

また、民有林において導入された森林経営管理制度に関し、担い手となる市町村への森林技術情報の提供等の支援を行うとともに、対象森林の経営管理の再委託先となる意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。なお、国有林野事業に係る

伐採等を他に委託して実施する場合には、意欲と能力のある林業経営者に委託するように配慮する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、渓流沿いの森林作業道等の設置は、極力避けるものとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工などを必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区別表2のとおり。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

別表3のとおり。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、公衆の保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区の指定に関する事項

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するた

め森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について指定する。

（3）治山事業の実施に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれがある高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、総合的な流木対策を推進する。

（4）その他必要な事項

ア 防風保安林の整備・保全

本森林計画区には、厳しい風から市街地、農地を守る防風保安林がある。

この防風保安林の取扱いに当たっては、その機能の発揮を図るため、適切な施業を実施していくとともに、地域との連携・共同による森林整備を積極的に進めるとともに、防風保安林の役割についての普及啓発を推進していくこととする。

イ 治山工事におけるクマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)の工における森林施業と同様の取扱いとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

（1）鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表4のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を行う。

（ア）影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明、及び早期防除に努め、エゾシカ捕獲事業等にも積極的に取り組む。

（イ）北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図る。

(ウ) 狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3 (1) アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生していることから、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施する。また、春先の乾燥時期には巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項

レクリエーション等を目的とした森林の保健・文化・教育的利用をはじめとして、森林の有する多面的な機能の発揮に対する期待が高まっており、森林の適正な保護と管理が重要となってきている。国有林の中で、利用者が多く見込まれる地域にあっては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行うものとする。

クマゲラやクマタカ・オオタカが生息する森林について、林道や歩道から概ね50m以内に営巣木がある場合には、必要に応じて、営巣木の箇所の特定に結びつかないように留意して、入林の抑制等を行う。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、入山に対するマナー啓発、立入防止対策や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	3,429	2,939	490	747	632	115	2,682	2,307	375
うち前半5年分	1,585	1,356	229	343	295	48	1,242	1,061	181

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分	間伐面積
総数	44,942
うち前半5年分	20,410

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2,736	2,791
うち前半5年分	1,276	157

4 林道の開設又は拡張に関する計画

別表5に示すとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積	備 考	
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	429,286	429,286	
水源涵養のための保安林	404,591	404,591	
災害防備のための保安林	15,913	15,913	
保健、風致の保存のための保安林	31,374	31,374	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 /解除	種類	森林の所在		面 積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半5年分		
解除	水源涵養	余市町	3282	0.47	0.47	指定理由の消滅	
解除	防風	札幌市	75	1.08	1.08	指定理由の消滅	

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積 : ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源かん養のための保安林	1.56	-	-	-	-

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量
別表6に示すとおり。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 制限林の所在及び面積
別表7に示すとおり。

(2) 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林において定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

ア 主伐の方法

(ア) 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、以下の3区分とする。

① 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

② 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）

③ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

- (ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。
- (イ) 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- (ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させるものとする。
- (エ) 拾伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に拾伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- (オ) 拾伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の拾伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。（指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。）

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

エ 植栽の方法、期間及び樹種

- (ア) 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して原則2年以内に行うものとする。
- (ウ) 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種 特別地域	<p>ア 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>イ 単木択伐法は、次の規定により行う。 (ア) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (イ) 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。</p>
第二種 特別地域	<p>ア 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>イ 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>エ 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。</p> <p>オ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。</p> <p>キ 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (ア) 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種 特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

(4) 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
史跡名勝天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

(5) 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け38林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
鳥獣保護区 特別 保護地区	ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 イ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 ウ その他の森林にあっては伐採種を定めない。 エ 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 オ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

(6) その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

(7) その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

2 その他必要な事項

(1) 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林資源の循環利用による地域産業の活性化や雇用の創出、森林整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

(2) 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用についての国

民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するほか、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」を進めるなど、森林環境教育を推進し、森林・林業に関する普及・啓発に努める。

これら森林環境教育の推進に当たっては、木材の利用は森林を育てることにつながり、地球温暖化対策に寄与することについても、理解の促進に努める。

（3）開かれた国有林野事業の展開

森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指すこととする。

（4）濁水防止への配慮

水生生物の生息・生育環境の保全のために、森林施業や土木工事等を実施する場合は、濁水の河川への流出防止に十分配慮する。

（5）アイヌ文化振興への貢献

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づき、アイヌ文化振興に資する取組みを地域との連携を図り推進する。

III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

区分	森林の区域	面積	施業方法
総数		440,411.91	
市町村別内訳	札幌市	54,936.22	II-第3-4-(1)-イ-(ア)のとおり。
	小樽市	6,602.32	
	夕張市	62,472.00	
	岩見沢市	3,268.02	
	美唄市	1,747.65	
	芦別市	68,862.02	
	江別市	1,633.74	
	赤平市	1,449.75	
	三笠市	20,249.30	
	千歳市	26,286.61	
	深川市	11,963.05	
	恵庭市	12,708.97	
	北広島市	596.93	
	石狩市	41,167.77	
	当別町	2,504.63	
	新篠津村	36.76	
	積丹町	15,074.21	
	古平町	14,088.74	
	仁木町	8,938.27	
	余市町	6,113.92	
	赤井川村	19,237.44	
	南幌町	28.75	
	由仁町	465.53	
	長沼町	1,127.25	
	栗山町	4,249.98	
	月形町	2.12	
	雨竜町	6,696.23	
	北竜町	7,110.71	
	沼田町	9,711.53	
	幌加内町	31,081.49	

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面積	施業方法
総 数		80,618.17	
市町村別内訳	札幌市 1, 3, 5, 9, 13, 14, 19, 20, 27～ 29, 68, 75, 1000, 1001, 1003, 1006, 1008, 1009, 1011～ 1016, 1046, 1059, 1060, 1063, 1064, 1078, 1079, 1087, 1088, 1090, 1094, 1099, 1101, 1105, 1106, 1108, 1111, 1118～1121, 1136, 1137, 1139, 1140, 1143, 1144, 1146 ～1148, 1154, 1155, 1168～1170, 1173～1181, 1187～ 1193, 2005, 2006, 2020, 2021, 2026, 2027, 2045～ 2047, 2053, 2054, 2063～2066, 2072, 2073, 2080～ 2082, 2084, 2086, 2106, 2230, 2234, 2236～2238, 2240 ～2249, 2302, 2304, 2305, 2312, 2316, 2318, 2333～ 2335, 2345～2356, 2359～ 2361, 2363, 2393, 2408, 2412, 2421, 2422, 2424～ 2429, 2441, 2444, 2445, 2448, 2452, 2453, 2455, 2456, 2459～2461, 2471～2478, 2480～2482, 2485～ 2492, 2496, 2498, 2499, 2505, 2508～ 2510, 2512, 2513, 2515～2519, 2521, 2522, 2531, 2533 ～2535, 2538, 2539	6,915.87	II-第3-4-(1)-イ- (イ) のとおり。
	小樽市 4100, 4103～4109, 4112～ 4118, 4120, 4121, 4125, 4128, 4129, 4140～ 4147, 4150, 4154～4170, 4173～4182, 4184	2,682.74	
	夕張市 1003～1010, 1012～1017, 1021, 1022, 1024, 1026～ 1029, 1034～1038, 1040, 1050～1052, 1054～ 1059, 1061, 1062, 1064～1066, 1068～ 1077, 1079, 1080, 1082, 1084, 1087～ 1100, 1102, 1103, 1105, 1106, 1109～1111, 1114～ 1117, 1119, 1122, 1129～ 1131, 1138, 1140, 1142, 1203, 1204, 1207～ 1209, 1218, 1220, 1222, 1225～1227, 1231, 1233～ 1237, 1240, 1244, 1247, 1249, 1250, 1252, 1253, 1256, 1257, 1259, 1260, 1320, 1323, 1324, 1326, 1328, 1384, 1391～1398, 1400～ 1409, 2002, 2027, 2029, 2030, 2038～ 2040, 2086, 2088, 2112～2116, 2121～2126, 2129～ 2132, 2149, 2154～2158, 2166, 2172～ 2175, 2195, 2196, 2199～2201, 2203, 2209, 2221, 2226 ～2237, 2242, 2243, 2245, 2259～2264, 2268～ 2270, 2281～2283, 2285～2287, 2292, 2293, 2319～ 2324, 2332, 2338～2346, 2348～2351, 2353～ 2355, 2401, 2408, 2410, 2411, 2531, 2533～2535, 2541 ～2546, 2548, 2551	8,729.10	
	岩見沢市 18, 25, 28, 29	238.00	
	美唄市 42～46, 49, 51, 75～82	610.33	

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
市町村別内訳	3001~3005, 3012, 3061, 3071, 3076, 3087~3093, 3096~3099, 3101~3104, 3110, 3111, 3115~3118, 3123, 3124, 3132, 3137, 3140, 3141, 3143, 3155, 3171, 3172, 3175, 3176, 3184, 3190, 3191, 3193, 3194, 3234~3236, 3244, 3246, 3251, 3259, 3304~3306, 3311, 3315~3318, 3327, 3328, 3337, 3341, 3342, 3344, 3349, 3352, 3353, 3368, 3396, 3398, 3428, 3429, 4001, 4002, 4005, 4011~4015, 4017, 4019, 4025, 4028, 4029, 4031~4034, 4036, 4044~4047, 4050~4058, 4061, 4063, 4067~4070, 4072~4075, 4079~4087, 4093~4098, 4100~4106, 4109~4113, 4116, 4121, 4123, 4130, 4132, 4135~4140, 4143~4150, 4158, 4159, 4161, 4163, 4166, 4170, 4172~4177, 4189, 4190, 4195~4200, 4203, 4204, 4209~4213, 4215, 4216, 4219, 4221~4225, 4227, 4228, 4232~4234, 4242, 4249, 4257, 4259~4263, 4277, 4279~4284, 4286, 4288~4291, 4293~4297, 4301~4308, 4311~4316, 4318, 4323~4329, 4331~4333, 4335, 4336, 4340, 4342, 4344, 4347~4349, 4351~4362, 4364, 4365, 4367, 4370, 4371, 4377~4379, 4381~4385, 4388, 4389, 4392, 4397, 4399~4404, 4406~4413, 4417, 4419, 4421, 4422, 4424~4428, 4430, 4435, 4439~4447, 4449~4451, 4454, 4455, 4463, 4490~4497, 5303~5310, 5332	10, 174. 30	
	江別市	36, 78~81	21. 09
	赤平市	3206~3208, 3212~3215, 3222, 3229, 3232, 3233	152. 00
	三笠市	101~106, 108, 109, 112~115, 122~132, 136, 138, 139, 141, 145, 149, 154, 155, 159, 165~173, 179, 181~184, 186~190, 194, 195, 203, 205~208, 214, 220, 230, 305, 308~310, 313, 327, 333, 336, 341, 344, 345, 351, 352, 357~361, 366, 380, 393, 398, 399, 408	1, 400. 05
	千歳市	5201~5211, 5213, 5230, 5274, 5362, 5369~5372, 5403, 5419, 5437, 5441~5450, 5455, 5456, 5459, 5460, 5468, 5470, 6053~6055, 6059, 6063~6066, 6070, 6076~6079, 6088~6090, 6102, 6105, 6117, 6161~6163, 6181, 6182	1, 222. 70
	深川市	8, 18, 19, 101~119, 127~138, 143, 544, 546, 547, 603	4, 984. 95
	恵庭市	5002, 5030, 5031, 5074~5076, 5103, 5106, 5111, 5144~5146, 5176, 5177, 5193~5195	213. 49
	北広島市	66	4. 12
	石狩市	69~74, 76, 77, 201~218, 220, 224~265, 267~272, 282, 302~307, 309~312, 335, 340~342, 501~513, 516, 517, 519~521, 523~525, 527, 528, 530, 534, 535, 537~539, 541~546, 548, 550~555, 557~582, 586~610, 612~616, 619~621, 623~625, 627~632	15, 535. 39

II-第3-4-(1)-イ-(イ) のとおり。

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法	
市 町 村 別 内 訳	当別町	314, 317, 318, 320, 322~324, 327, 328, 339, 343~348	368. 03	II-第3-4-(1)-イ- (イ) のとおり。
	新篠津村	349, 351, 352	36. 76	
	積丹町	3402, 3409~3418, 3420, 3421, 3427, 3430~3434, 3438~3441, 3443, 3444, 3449~3454, 3458~3461, 3463~3465, 3468, 3469, 3471, 3473~3479, 3482~3485	3, 082. 42	
	古平町	3301, 3304, 3306, 3310~3314, 3318, 3324, 3325, 3328~3330, 3332~3337, 3340~3342, 3344~3346, 3357, 3362~3368, 3370~3376, 3380~3382, 3384~3396, 3401	3, 000. 13	
	仁木町	3023~3025, 3034~3037, 3191~3193, 3197~3199, 3201~3207, 3213, 3214, 3217, 3218, 3220~3225, 3227~3229, 3236~3245, 3248, 3249	1, 884. 96	
	余市町	3001, 3003, 3012~3019, 3252~3254, 3258, 3259, 3268~3271, 3275~3279, 3281, 3282, 3285~3289, 3291, 3292	1, 998. 45	
	赤井川村	3039~3041, 3052, 3054~3056, 3071, 3073, 3093, 3094, 3117, 3121, 3123~3126, 3128, 3129, 3145, 3151, 3156, 3169, 3174~3176, 3178~3180, 3183~3185, 3187~3190	1, 152. 62	
	南幌町	74	22. 77	
	由仁町	12, 13, 61, 2549	43. 44	
	長沼町	5, 62~73	196. 83	
	栗山町	2506, 2514~2516, 2521~2523	192. 00	
	雨竜町	401, 402, 406~409, 413, 416~422, 425	1, 700. 42	
	北竜町	426~428, 445~452, 456, 458, 462, 463	1, 371. 46	
	沼田町	119~126, 480, 492, 502, 513, 522, 523, 526~528	2, 113. 17	
	幌加内町	20, 21, 31, 32, 34, 35, 50~52, 201, 202, 208, 210~226, 229~250, 253~256, 267, 268, 272~285, 323~326, 329~339	10, 570. 58	

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		1, 438. 72	
市 町 村 別 内 訳	札幌市	68, 75	28. 69
	小樽市	4100, 4182	466. 67
	美唄市	82	149. 29
	江別市	78~81	20. 88
	千歳市	5468, 5470	95. 20
	恵庭市	5193~5195	108. 66
	石狩市	69~74, 76, 77, 340~342	241. 92
	当別町	343~348	114. 39
	新篠津村	349, 351, 352	36. 76
	積丹町	3476, 3484, 3485	17. 55
	南幌町	74	22. 77
	由仁町	61	3. 07
	長沼町	62~73	132. 87

II-第3-4-(1)-イ-
(イ) のとおり。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法	
総 数		110, 101. 79		
市町村別内訳	札幌市	1~17, 21~30, 1010, 1012, 1056~1058, 1090~1092, 1094~1097, 1100, 1110~1116, 1122~1126, 1148~1169, 1184, 1185, 1187, 1188, 1193~1209, 2001, 2002, 2014~2017, 2021, 2029~2032, 2040, 2041, 2043~2048, 2056~2059, 2066, 2067, 2072, 2073, 2083~2090, 2092~2108, 2110~2114, 2124~2127, 2129, 2131, 2132, 2137, 2143~2149, 2155, 2156, 2163, 2181~2184, 2186, 2187, 2197, 2200~2206, 2208, 2213, 2214, 2216, 2217, 2219, 2220, 2222~2226, 2228~2231, 2233, 2234, 2238~2245, 2250, 2251, 2329~2332, 2347, 2352, 2357~2359, 2361~2363, 2365~2372, 2380, 2383, 2403, 2407~2415, 2417~2419, 2421~2423, 2432, 2433, 2440, 2441, 2452~2454, 2456, 2461, 2463~2469, 2471~2476, 2478, 2479, 2484~2489, 2492~2496, 2498, 2500~2503, 2506~2508, 2523, 2525~2529, 2536~2539	18, 564. 61	II-第3-4-(1)-イ-(イ) のとおり。
	小樽市	4101~4105, 4107~4111, 4119, 4120, 4125, 4126, 4133, 4135, 4136, 4142~4153, 4158~4163, 4173, 4176~4181	1, 918. 68	
	夕張市	1002, 1034~1036, 1040, 1050, 1053, 1058~1061, 1066, 1070~1074, 1079, 1080, 1086, 1087, 1089, 1090, 1094~1098, 1207~1211, 1218~1220, 1226~1228, 1231, 1232, 1234~1245, 1257~1260, 1301, 1327, 1329, 1330, 1333~1338, 1396, 2033, 2256, 2340, 2342, 2343, 2533	8, 081. 83	
	岩見沢市	41	359. 96	
	美唄市	45, 46, 49~51, 81	287. 34	
	芦別市	3031~3033, 3036, 3037, 3048, 3062, 3067~3069, 3110, 3325, 3328, 3330, 3411~3414, 4020, 4029, 4043~4045, 4056~4061, 4063~4067, 4084~4088, 4122, 4137, 4138, 4140, 4141, 4151, 4152, 4155~4158, 4174~4191, 4195~4203, 4205~4210, 4226~4231, 4234~4236, 4240~4251, 4253~4259, 4267, 4280, 4282, 4283, 4290, 4291, 4320, 4324~4329, 4334~4336, 4340~4342, 4398, 4419, 4420, 4422~4425, 4429, 4434, 4447~4450, 4463, 4472, 4473, 5309, 5310, 5332	5, 894. 43	
	江別市	31~54	1, 610. 93	
	三笠市	30, 134, 135, 138, 139, 141, 144~151, 154, 159, 161~163, 171, 174~181, 183, 184, 186~190, 200~205, 209~213, 215, 216, 228~234, 301~303, 313, 314, 327~332, 337~340, 350, 351, 358, 380, 384, 397~408, 418, 420, 421	4, 824. 57	

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法	
市町村別内訳	千歳市	5211, 5214, 5220~5222, 5230, 5264, 5272~5274, 5291, 5346~5348, 5417~5419, 5432, 5453~5460, 6001~6016, 6018~6182	15, 034. 42	II-第3-4-(1)-イ-(イ) のとおり。
	深川市	1~3, 5~10, 15~19, 101, 105~115, 135, 142~145, 547	2, 351. 81	
	恵庭市	5003~5005, 5009, 5010, 5023~5032, 5040, 5041, 5044~5046, 5049, 5050, 5053~5063, 5066~5070, 5079, 5082, 5083, 5086~5094, 5096~5107, 5115, 5116, 5118, 5128~5136, 5146, 5147, 5153, 5156~5158, 5168~5170, 5173~5176, 5192, 5415, 5416	3, 321. 96	
	北広島市	55~66	592. 81	
	石狩市	67, 201~211, 216~223, 226, 250~254, 259~262, 268, 501~509, 513~521, 523~529, 531~542, 546~554, 557~573, 580, 581, 584~589, 598~601, 606~613, 616~625	13, 490. 75	
	積丹町	3404~3408, 3410~3450, 3453~3475, 3479~3483	11, 210. 35	
	古平町	3301, 3304, 3308~3311, 3313, 3314, 3319, 3320, 3326, 3327, 3330~3332, 3342, 3344~3353, 3355~3366, 3370~3372, 3374~3378, 3383, 3387, 3390~3396, 3401	4, 223. 77	
	仁木町	3191~3193, 3195~3206, 3208~3211, 3213, 3218~3224, 3226, 3227, 3229, 3230, 3235~3238	1, 199. 81	
市町村別内訳	余市町	3292, 3254~3256, 3259, 3260, 3263, 3265, 3276~3279, 3281, 3282, 3291	489. 42	
	赤井川村	3039, 3066, 3069~3075, 3078, 3082, 3084~3108, 3111~3115, 3122, 3126~3130, 3132, 3134~3141, 3144~3150, 3153~3156, 3160~3164, 3166, 3167, 3169~3174, 3177~3179, 3182, 3190	6, 162. 94	
	南幌町	74	5. 98	
	由仁町	14~16	165. 93	
	長沼町	1~4	403. 16	
	栗山町	2465	1. 00	
	月形町	86	2. 12	
	雨竜町	435~441	2, 065. 55	

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
市 町 村 別 内 訳	北竜町 441~444, 446, 450, 451, 454	1, 401. 41	II-第3-4-(1)-イ- (イ) のとおり。
	沼田町 505~510, 523	701. 18	
	幌加内町 20, 21, 33, 34, 204, 205, 211, 213~215, 220~ 222, 225, 229, 236~238, 241, 243~ 245, 258, 259, 261, 263, 264, 266, 269~271, 277~ 279, 281~283, 305~311, 317, 331~ 333, 335, 337, 338, 341, 342, 348, 350, 351, 353, 354, 3 66~368, 370~379, 382~385, 390~393	5, 735. 07	

別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
総 数		424, 234. 74		
札幌市	1~17, 29, 1001~1133, 1136~1181, 1184, 1185, 1187~1209, 2001~2251, 2301~2539	53, 705. 95		水かん、土崩、その他
小樽市	4101~4173, 4177~4180, 4184	5, 899. 80		水かん、土崩、魚つき、その他
夕張市	1001~1010, 1012~1082, 1084~1120, 1122~1142, 1201~1223, 1225~1250, 1252~1271, 1301~1340, 1342~1409, 2002~2025, 2027~2040, 2080~2092, 2110~2118, 2121~2175, 2195~2226, 2228~2243, 2245~2355, 2401~2436, 2525~2548	62, 399. 68	地形、地質、土壤等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	水かん
岩見沢市	18~29, 34~41	3, 268. 02		水かん
美唄市	42~52	1, 597. 16		水かん
芦別市	3001~3049, 3061~3078, 3084~3168, 3171~3194, 3234~3260, 3304~3306, 3311~3378, 3381~3430, 4001~4497, 5301~5318, 5332	68, 743. 58		水かん
江別市	31~54	1, 522. 97		水かん
赤平市	3201~3216, 3218~3230, 3232, 3233	1, 449. 18		水かん
三笠市	30~33, 101~203, 205~234, 301~421	20, 217. 20		水かん、その他
千歳市	5201~5386, 5388~5407, 5417~5467, 6001~6016, 6018~6182	26, 191. 10		水かん、土流、その他
深川市	1~19, 101~119, 127~150, 529~547, 603	11, 963. 05		水かん、土流
恵庭市	5001~5189, 5192, 5408~5416	12, 599. 83		水かん

単位 面積 : ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
北広島市	55~66	596. 93		水かん
石狩市	201~313, 335, 504~513, 520~525, 529~539, 543, 555~625, 627~629, 631, 632	34, 243. 22		水かん、土流、土崩、干害、魚つき、その他
当別町	314~333, 339	2, 389. 25		水かん、土崩
積丹町	3402~3475, 3477~3483	15, 043. 05		水かん、土崩、干害、魚つき、その他
古平町	3301~3401	14, 088. 74		水かん、土崩、魚つき、その他
仁木町	3020~3037, 3191~3250	8, 938. 27		水かん、土流、干害、その他
余市町	3001~3019, 3251~3292	6, 113. 92		水かん、土崩、魚つき、その他
赤井川村	3038~3088, 3091~3190	19, 122. 62	地形、地質、土壤等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	水かん、土崩、その他
由仁町	11~16, 2549	462. 46		水かん、土崩
長沼町	1~9	994. 38		水かん
栗山町	2437, 2439, 2441~2443, 2445, 2446, 2448~2453, 2455~2490, 2495~2506, 2510~2524	4, 249. 98		水かん
月形町	86	2. 12		水かん
雨竜町	401~408, 412, 413, 417, 418, 420, 421, 429~431, 433~441	5, 270. 39		水かん、土流
北竜町	431, 432, 441~456	3, 830. 99		水かん
沼田町	119~126, 480, 481, 483~518, 521~523, 526~528	8, 249. 41		水かん、土流
幌加内町	20~52, 201~208, 210~226, 229~261, 263~285, 301~326, 328~356, 361~395	31, 081. 49		水かん、その他

注 1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林。

「干害」は干害防備保安林、「魚つき」は魚つき保安林、「その他」は砂防指定地である。

注 2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

区分		森林の所在	面積	搬出方法
総数			2,458.28	
市町村別内訳	札幌市	4, 7, 1008, 1010, 1011, 1015, 1016, 1058, 1060, 1063, 1087, 1094, 1108, 1111, 1118, 1119, 1148, 1169, 2001, 2072, 2234, 2237, 2248, 2302, 2304, 2305, 2312, 2316, 2318, 2334, 2335, 2360, 2445, 2452, 2455, 2459～2461, 2473, 2481, 2482, 2513, 2539	271.17	原則として架線集材によることとする。
	小樽市	4105, 4106, 4113, 4117, 4121, 4173, 4177, 4179, 4180	90.19	
	夕張市	1010, 1016, 1021, 1026, 1028, 1029, 1055, 1058, 1059, 1066, 1068, 1070, 1072～1075, 1080, 1082, 1084, 1087, 1096, 1111, 1114, 1116, 1129, 1142, 1207, 1209, 1222, 1237, 1250, 1252, 1320, 1323, 1326, 1328, 1409, 2281, 2340, 2542, 2543	143.54	
	岩見沢市	25	5.22	
	美唄市	42, 43, 45, 46	46.08	
	芦別市	4012, 4014, 4033, 4068, 4070, 4097, 4104, 4112, 4326, 4327, 4344, 4347, 4352, 4354, 4356, 4359, 4367, 4389, 4392, 4412, 4417, 4491, 5303～5305, 5310, 5332	268.27	
	三笠市	114, 124, 132, 136, 172, 189, 207, 341, 344	30.77	
	千歳市	6025, 6049, 6090, 6156, 6159	132.15	
	深川市	103, 143, 547	10.98	
	恵庭市	5002	0.81	
	石狩市	205, 209, 213, 214, 224, 226～230, 236, 237, 242～244, 246, 247, 254～257, 261, 262, 268, 270, 303, 312, 501, 503, 510, 530, 535, 538, 543, 580～582, 586～588, 592, 593, 598, 599, 601, 602, 609, 620, 621, 623, 632	867.67	
	積丹町	3409, 3411, 3412, 3473, 3482	128.29	
	古平町	3306, 3324, 3335～3337, 3340, 3344, 3366, 3367, 3371	179.33	
	仁木町	3206, 3207, 3217, 3223, 3225, 3228, 3229, 3236, 3248, 3249	90.52	
	余市町	3252, 3276～3279, 3281, 3282, 3289, 3291, 3292	91.55	
	赤井川村	3055, 3056, 3124, 3125, 3129, 3156, 3179, 3180	44.80	
	雨竜町	419, 421	36.75	
	幌加内町	221	20.19	

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表4 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数			414, 144. 89
市町村別内訳	札幌市	1~17, 19~30, 68, 75, 1000~1133, 1136~1181, 1184, 1185, 1187~1209, 2001~2251, 2301~2539	54, 936. 22
	小樽市	4100~4182, 4184	6, 602. 32
	夕張市	1001~1010, 1012~1082, 1084~1120, 1122~1142, 1201~1223, 1225~1250, 1252~1271, 1301~1340, 1342~1409, 2002~2025, 2027~2040, 2080~2092, 2110~2118, 2121~2175, 2195~2243, 2245~2355, 2401~2436, 2525~2548, 2551, 8201	62, 442. 93
	岩見沢市	18~29, 34~41	3, 268. 02
	美唄市	42~52, 75~82	1, 747. 65
	芦別市	3001~3049, 3061~3078, 3084~3168, 3171~3194, 3234~3260, 3304~3306, 3311~3430, 4001~4497, 5301~5318, 5332	68, 855. 56
	江別市	31~54, 78~81	1, 543. 85
	赤平市	3201~3216, 3218~3230, 3232, 3233	1, 449. 18
	三笠市	30~33, 101~234, 301~421	20, 249. 30
	千歳市	5201~5386, 5388~5407, 5417~5468, 5470, 6001~6016, 6018~6182	26, 286. 61
	深川市	1~19, 116~119, 127~130, 133~139, 144~150, 529~547, 603	8, 813. 21
	恵庭市	5001~5189, 5192~5195, 5408~5416	12, 708. 97
	北広島市	55~66	596. 93
	石狩市	67, 69~74, 76, 77, 201~313, 334, 335, 340~342, 501~625, 627~632	41, 167. 77
	当別町	314~333, 339, 343~348	2, 504. 63
	新篠津村	349, 351, 352	36. 76
	積丹町	3402~3485	15, 074. 21
	古平町	3301~3401	14, 088. 74
	仁木町	3020~3037, 3191~3250	8, 938. 27
	余市町	3001~3019, 3251~3292	6, 113. 92

単位 面積 : ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
市 町 村 別 内 訳	赤井川村	エゾシカ	3038~3190 19, 237. 44
	南幌町		74 28. 75
	由仁町		11~16, 61, 2549 465. 53
	長沼町		1~9, 62~73 1, 127. 25
	栗山町		2437, 2439, 2441~2443, 2445, 2446, 2448~ 2453, 2455~2490, 2495~2506, 2510~2524 4, 249. 98
	月形町		86 2. 12
	雨竜町		401~412, 414, 425 1, 763. 76
	北竜町		426, 427 329. 00
	沼田町		119, 120, 125, 126, 476~504, 512~514, 520 ~525 6, 632. 36
	幌加内町		20~48, 201~206, 208, 224~226, 229~ 244, 253~261, 263, 264, 266, 269~271, 318 ~326, 328~356, 361~395 22, 883. 65

別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : km、面積 : ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
自動車道 (管理)	林業専用道	小樽市	白井沢支線	2.6	176		1-1	
			小計	1 路線	2.6	176		
	林業専用道	夕張市	主夕張支線	1.6	154		9-14	
			奥主夕張1号	1.2	52		10-15	
			ペンケホロカ	3.5	220		9-16	
			清栄	1.5	7	○	11-17	
			新奥登川	2.7	115	○	12-18	
			クルキ支線	1.9	55	○	12-19	
	小計		6 路線	12.4	603			
	林業専用道	岩見沢市	パンケホロカナイ支線	2.7	101		13-20	
	小計		1 路線	2.7	101			
	林業専用道	美唄市	二の沢支線	5.6	210		14-21	
	小計		1 路線	5.6	210			
	林業専用道	芦別市	御料山	1.4	108		15-22	
			小沢支線	1.9	42	○	15-23	
			ペンケテシマ支線	2.6	41	○	16-24	
			下金剛沢	3.0	79	○	15-25	
			三段滝1号	1.5	14		17-26	
			三段滝	2.0	12	○	17-27	
	小計		6 路線	12.4	295			
	林業専用道	三笠市	芦の沢	2.5	31	○	18-28	
			上一の沢支線	4.5	42		18-29	
	小計		2 路線	7.0	73			
	林業専用道	千歳市	紋別平支線	4.5	175	○	2-2	
	小計		1 路線	4.5	175			
	林業専用道	深川市	ポン右沢	1.5	456	○	21-32	
			神居岩	1.5	201		21-33	
	小計		2 路線	3.0	657			
	林業専用道	恵庭市	漁川左岸	3.8	538	○	2-3	
	小計		1 路線	3.8	538			
	林業専用道	石狩市	出戸股第三	2.9	352	○	3-4	
			右股	1.2	31	○	3-5	
			岩渕山	1.0	76	○	4-6	
	小計		3 路線	5.1	459			
	林業専用道	古平町	美國越	2.5	423	○	5-7	
			沢江	4.6	320	○	5-8	
			当丸	1.8	160		5-9	
	小計		3 路線	8.9	903			

単位 延長 : km、面積 : ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考		
自動車道 (管理)	林業専用道	仁木町	銀山	2.5	322	○	6-10			
			冷水峠	2.2	246	○	7-11			
	小計		2 路線	4.7	568					
	林業専用道	余市町	大登沢林道	5.0	334	○	7-12			
			小計	1 路線	5.0	334				
	林業専用道	赤井川村	赤井川支線	1.5	163		8-13			
			小計	1 路線	1.5	163				
	林業専用道	長沼町	馬追沢	5.1	410		19-30			
			小計	1 路線	5.1	410				
	林業専用道	栗山町	滝の下	1.8	74		20-31			
			小計	1 路線	1.8	74				
	林業専用道	雨竜町	桂の沢	1.7	343		22-34			
			龍神	1.0	445		22-35			
	小計		2 路線	2.7	788					
	林業専用道	北竜町	暑風沢	1.6	89	○	23-36			
			美葉牛奥沢支線	1.1	187	○	23-37			
			63・64林班	2.3	287	○	23-38			
			共竜支線	1.4	108	○	23-39			
			美葉牛奥沢支線	4.0	353		23-40			
			67林班	2.1	223		23-41			
			小豆沢支線	2.3	170		23-42			
		小計		7 路線	14.7	1,417				
		幌加内町	一線沢越	1.6	142	○	24-43			
			沼牛支線	2.4	163	○	25-44			
			ほろたち	2.3	363		24-45			
			和寒峠	1.5	97		25-46			
			50林班	1.5	240		24-47			
			貯水沢	3.3	300		25-48			
			一線沢越	1.8	140		24-49			
小計			7 路線	14.4	1,445					
管理 計			49 路線	118.0	9,389					
合 計			49 路線	118.0	9,389					

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

注3) 林道開設計画図については、北海道森林管理局計画課、石狩森林管理署、空知森林管理署、空知森林管理署北空知支署に備え置く。

別表6 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
札幌市	21~26、29、1136、1137、2469、2050、2066	13	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
小樽市	4114~4119	1	本数調整伐	
夕張市	1030、1037、1085~1091、1110、1111、1119、 1120、1201~1203、1217~1223、1249、1250、 1252~1254、1267、1268、1309、1310、1321~ 1323、1332、1333、1337~1340、1342~1344、 1353~1360、1365、1372~1375、1386~1389、 1394~1396、1398~1402、1403~1409、2002~ 2016、2110~2113、2129、2173、2174、2200、 2201、2117、2118、2173~2174、2220~2222、 2230、2232~2236、2242、2247~2252、2245、 2246、2253~2258、2271~2277、2281~2284、 2286、2287、2298~2312、2339~2341、2342、 2410、2416~2420	166	渓間工、山腹工、 植栽工、 本数調整伐	
岩見沢市	25、36~40	6	植栽工、 本数調整伐	
美唄市	48~52、75~82	13	植栽工、 本数調整伐	
芦別市	3003、3090~3092、3110、3111、3112、3175~ 3185、3234~3260、3353、3355~3362、3388~ 3396、3409~3426、3428、3429、4012、4014、 4015、4024~4031、4119~4122、4143~4147、 4171~4175、4212~4217、4257、4278~4280、 4286、4287、4294~4297、4302~4305、4407~ 4409、4421~4426、4438~4440、4444~4452、 4461、4462、4464、4465、4470~4474、4485~ 4497、5303、5306	172	渓間工、山腹工、 植栽工、本数調整伐	
赤平市	3218~3230、3232、3233	15	本数調整伐	
三笠市	30、31、167~169、203、205、205~207、320~ 326、353~355、363、371、375、377~382、388、 372、373、389、390~392	35	渓間工、 植栽工、 本数調整伐	
千歳市	6145、6146、6168	2	山腹工、本数調整伐	
深川市	101、529、536、542、544、546	5	渓間工	
恵庭市	5193、5194	1	本数調整伐	
石狩市	72、74	1	本数調整伐	
積丹町	3473、3474、3482、3483	6	山腹工、渓間工	
余市町	3279、3292	3	山腹工	
南幌町	74	1	植栽工	
由仁町	61	1	植栽工	
長沼町	8、9、62~73	14	植栽工	

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
栗山町	2458～2461	4	本数調整伐	
北竜町	445、447、452、453、456	3	渓間工	
沼田町	480、490、502、504～508、511～513	6	渓間工	
幌加内町	211～213、216～218、226、232～235、239、249、267、279、280、323、325、326、346、355	12	渓間工	
合計		480		

別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区域		伐採方法	その他	
保安林	水源 かん養	札幌市	1~17, 1001~1133, 1136~1181, 1184, 1185, 1187~1209, 2001~2251, 2301~2539	53,043.52	※保安林の指定施業要件の範囲内とする。		
		小樽市	4101~4172	5,674.47			
		夕張市	1001~1010, 1012~1082, 1084~1120, 1122~1142, 1201~1223, 1225~1250, 1252~1271, 1301~1340, 1342~1409, 2002~2025, 2027~2040, 2080~2092, 2110~2118, 2121~2175, 2195~2226, 2228~2243, 2245~2355, 2401~2436, 2525~2548	61,789.24			
		岩見沢市	18~29, 34~41	3,252.58			
		美唄市	42~52	1,596.46			
		芦別市	3001~3049, 3061~3078, 3084~3168, 3171~3194, 3234~3260, 3304~3306, 3311~3378, 3381~3430, 4001~4497, 5301~5318, 5332	68,112.97			
		江別市	31~54	1,429.57			
		赤平市	3201~3216, 3218~3230, 3232, 3233	1,438.82			
		三笠市	30~33, 101~203, 205~234, 301~421	19,962.37			
		千歳市	5201~5386, 5388~5407, 5417~5467, 6001~6016, 6018~6182	25,165.41			
		深川市	1~19, 133~150, 529~547	8,135.57			
		恵庭市	5001~5189, 5192, 5408~5416	12,584.69			
		北広島市	55~66	591.30			
		石狩市	201~232, 234~239, 241~313, 512, 513, 520~525, 529~539, 543, 555~558, 581~622	27,063.68			
		当別町	314~333	2,301.41			
		積丹町	3402~3433, 3439~3472, 3477~3481	13,498.78			
		古平町	3301~3401	13,965.48			
		仁木町	3020~3037, 3191~3203, 3207~3244, 3246~3250	8,516.86			
		余市町	3001~3019, 3251~3291	5,932.15			
		赤井川村	3038~3088, 3091~3190	18,454.35			
		由仁町	11~16	428.14			
		長沼町	1~9	992.15			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源 かん養	栗山町	2437, 2439, 2441~2443, 2445, 2446, 2448~2453, 2455~2490, 2495~2506, 2510~2524	4, 235. 58			※保安林の指定施業要件の範囲内とする。
	月形町	86	2. 12			
	雨竜町	401~408, 420, 421, 429~431, 433~441	4, 858. 97			
	北竜町	431, 432, 441~456	3, 822. 76			
	沼田町	480, 481, 483~518, 521~523	6, 732. 71			
	幌加内町	20~52, 201~208, 210~226, 229~261, 263~285, 301~326, 328~356, 361~395	31, 009. 29			
	小計		404, 591. 40			
	千歳市	5201~5211, 5230, 5274, 5362, 5369~5372, 5403, 5441~5447, 5449, 5450, 5455, 5456, 5459, 5460, 6181, 6182	584. 93			
	深川市	101~119, 127~132, 603	3, 820. 51			
	石狩市	201~205, 233, 240, 335, 504~510, 559~580	5, 365. 83			
土砂流出 防備	仁木町	3214, 3245	93. 81			
	雨竜町	412, 413, 417, 418	55. 79			
	沼田町	119~126, 526~528	1, 473. 55			
	小計		11, 394. 42			
	札幌市	29	284. 19			
	小樽市	4177~4180, 4184	35. 15			
	石狩市	507~511, 624, 625, 627~629, 631	296. 35			
	当別町	339	6. 11			
	積丹町	3471, 3473~3475, 3482, 3483	575. 37			
	古平町	3304, 3401	29. 99			
土砂崩壊 防備	余市町	3276~3279, 3281, 3282, 3291, 3292	146. 66			
	赤井川村	3055, 3056	28. 36			
	由仁町	2549	34. 05			
	小計		1, 436. 23			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
防風 保安林	札幌市	68, 75	28. 68			※保安林の指定施業要件の範囲内とする。
	小樽市	4100, 4181, 4182	466. 86			
	美唄市	75~82	149. 59			
	江別市	78~81	20. 78			
	千歳市	5468, 5470	95. 18			
	恵庭市	5193~5195	108. 66			
	石狩市	67, 69~74, 76, 77, 340~342	503. 72			
	当別町	343~348	114. 05			
	新篠津村	349, 351, 352	36. 54			
	積丹町	3476, 3484, 3485	17. 55			
	南幌町	74	28. 64			
	由仁町	61	3. 07			
	長沼町	62~73	131. 47			
	小計		1, 704. 79			
干害防備	石狩市	623	119. 83			
	積丹町	3434~3438	950. 07			
	仁木町	3204~3206	308. 24			
魚つき	小計		1, 378. 14			
	小樽市	4173, 4177~4180	(34. 26)			
			62. 84			
	石狩市	632	5. 86			
	積丹町	3473, 3482, 3483	(525. 32)			
			7. 28			
	古平町	3301, 3304, 3401	(24. 49)			
			50. 18			
	余市町	3276~3279, 3281, 3282, 3291, 3292	(127. 70)			
			2. 24			
	小計		(711. 77)			
航行目標	石狩市	630	0. 70			
小計			0. 70			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
保健 保安林	札幌市	1~17, 75, 1091, 1092, 1094~1096, 1123, 1124, 1151, 1156~1158, 1163, 1164, 1184, 1185, 1204~1209, 2014~2016, 2029~2032, 2056~2059, 2103, 2105~2108, 2110~2114, 2124~2127, 2129, 2131, 2132, 2137, 2143~2149, 2155, 2156, 2181~2184, 2200~2206, 2208, 2216, 2217, 2222~2226, 2233, 2240, 2241, 2464~2466, 2474, 2475, 2492, 2493, 2495, 2496, 2498, 2500, 2501, 2503, 2538, 2539	(9, 608. 11)	15. 89	※保安林の指定施業要件の範囲内とする。		
	小樽市	4144~4152, 4173~4176	(514. 43)	326. 60			
	夕張市	1207~1210, 1238, 1239	(1, 244. 26)				
	岩見沢市	41	(359. 96)				
	江別市	32~36, 38, 52, 53	(191. 13)				
	千歳市	5272, 5273, 6001~6004, 6007~6012, 6014, 6015, 6019~6038, 6041, 6046~6052, 6111~6113, 6123~6126, 6130, 6131, 6135~6149, 6151~6160, 6165~6180	(4, 349. 61)	50. 29			
	深川市	101, 105~115, 547	(1, 835. 32)				
	恵庭市	5041, 5044, 5054, 5092, 5093, 5097~5101, 5103~5107, 5192	(923. 46)				
	石狩市	501~507, 514~519, 526~528, 540~542, 544~554, 557, 558, 608~611	7, 502. 45				
	積丹町	3473	(33. 99)				
	雨竜町	438~441	(1, 655. 01)				
	北竜町	441	(440. 21)				
	沼田町	478~480, 523	(118. 31)	50. 06			
	幌加内町	366~368, 370, 371, 374, 375, 378, 379	(323. 43)				
	小計		(21, 597. 23)				
			7, 945. 29				
風致	札幌市	21~26, 29, 30, 1000	(284. 19)	706. 16			
	小計		(284. 19)				
			706. 16				
計			(22, 593. 19)	429, 285. 53			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
砂防指定地	札幌市	1, 3, 5, 9, 12, 13, 21, 1087, 1088, 1137, 1139, 1140, 1144, 1154, 1155, 1173~1175	(25. 62)	択伐、禁伐			
			0. 20				
	小樽市	4106, 4107, 4112, 4113, 4146, 4147, 4150	(4. 03)				
			2. 28				
	三笠市	101, 104	(1. 18)				
	千歳市	6070, 6077, 6089, 6090	(12. 56)				
			1. 64				
	石狩市	597, 598, 602~604	5. 63				
	積丹町	3409, 3416, 3417, 3420, 3421	(19. 57)				
			0. 26				
	古平町	3304, 3329, 3330, 3332~3334	(0. 54)				
			0. 42				
	仁木町	3191	(1. 68)				
			0. 22				
特別保護地区	余市町	3016~3019, 3285, 3286	(0. 23)				
			4. 55				
	赤井川村	3055, 3056, 3176, 3189	(44. 04)				
			1. 07				
	幌加内町	248~250	(3. 42)				
			1. 56				
	計		(112. 87)				
			17. 83				
国立公園	特別保護地区	千歳市	(841. 65)			支笏洞爺国立公園	
			6. 04				
	小計		(841. 65)				
			6. 04				
	第一種特別地域	札幌市	(5, 233. 76)				
			36. 43				
				※II 第6-1 (3) の表による			
第一種特別地域	千歳市	5272, 5273, 5453, 5454, 6001~6004, 6008, 6009, 6014, 6015, 6019~6038, 6041, 6046~6052, 6111~6113, 6123~6126, 6130, 6131, 6135, 6136, 6144~6149, 6151~6160, 6165~6180	(3, 450. 49)				
	恵庭市	5041, 5044, 5054, 5097~5101	108. 58				
			(507. 71)				
	小計		(9, 191. 96)				
			145. 01				

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考		
	市町村	区域		伐採方法	その他			
国立公園	第二種特別地域	札幌市	1016, 1035, 1036, 1040, 1041, 1046, 1047, 1050, 1054~1060, 1159~1162, 1165~1169, 2001~2008, 2010, 2012, 2066, 2067, 2072~2090, 2092~2108, 2213, 2214, 2219, 2220, 2227~2232, 2234, 2238~2251, 2301, 2302, 2440~2442, 2534, 2536	(4, 805. 22)	※ II 第6-1(3)の表による	支笏洞爺国立公園		
				178. 87				
	千歳市		5211, 5230, 5272~5274, 5454, 5457~5460, 6001~6016, 6018~6045, 6052, 6053, 6109~6136, 6144~6159, 6161~6165, 6174, 6175, 6180~6182	(6, 189. 17)				
				179. 11				
	小計			(10, 994. 39)				
				357. 98				
	第三種特別地域	千歳市	5454~5460, 6054, 6058~6061, 6066~6071	(637. 41)				
				42. 24				
	小計			(637. 41)				
				42. 24				
	計			(21, 665. 41)				
				551. 27				
国定公園	特別保護地区	石狩市	528, 540, 541, 553	(160. 00)	※ II 第6-1(3)の表による	二セ暑寒別丹小樽焼尻海岸国定公園		
		雨竜町	441	(55. 45)				
		北竜町	441	(54. 55)				
	小計			(270. 00)				
	第一種特別地域	小樽市	4178, 4179	(28. 84)				
				0. 74				
		石狩市	201~205, 503, 504, 506, 608~611, 624	(982. 56)				
				23. 78				
		積丹町	3473, 3482	(86. 57)				
				1. 55				
		雨竜町	438~441	(1, 599. 56)				
				1. 86				
		北竜町	441	(385. 66)				
	小計			(3, 083. 19)				
				27. 93				
	第二種特別地域	小樽市	4173	(154. 99)				
				1. 04				
		石狩市	528, 540, 541, 553	(1, 488. 79)				
				(162. 46)				
	小計			1. 07				
				(1, 806. 24)				
				2. 11				

種類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区域		伐採方法	その他	
国定公園	第三種特別地域	小樽市	4177, 4180, 4181	(6. 56)	※ II 第6-1(3)の表による	二セ暑寒コ積丹別天小売焼尻海岸国定公園	
				0. 06			
		石狩市	501~507, 514~519, 526~528, 540~542, 546~552, 554, 558, 608, 609	(5, 651. 24)			
				36. 41			
		積丹町	3473~3475, 3483	(321. 63)			
				3. 68			
		古平町	3301, 3304, 3401	(74. 11)			
				2. 86			
		余市町	3276~3279, 3281, 3282, 3291, 3292	(169. 60)			
				17. 83			
道立自然公園	第一種特別地域	雨竜町	434~437	(1, 190. 87)	※ II 第6-1(3)の表による	道立富良野朱鞠内芦別道立自然公園	
				0. 21			
		北竜町	442~444	(1, 326. 46)			
				4. 91			
		小計		(8, 740. 47)			
				65. 96			
		計		(13, 899. 90)			
				96. 00			
		夕張市	1066, 1071~1073, 1079, 1080, 1090, 1094~1098, 1207, 1208, 1210, 1211, 1219, 1238~1240, 1329, 1330, 1335	(1, 687. 64)			
				0. 07			
道立自然公園	第二種特別地域	芦別市	4199, 4200, 4242~4244, 4248	(731. 47)	※ II 第6-1(3)の表による	道立富良野朱鞠内芦別道立自然公園	
		江別市	32~36, 38, 48, 52, 53	(205. 69)			
		北広島市	56	24. 05			
		幌加内町	350, 351, 368, 372, 373, 375, 376, 378, 379, 382, 383, 391, 392	(47. 21)			
		小計		0. 93			
				(563. 09)			
				9. 74			
		夕張市	350, 351, 368, 372, 373, 375, 376, 378, 379, 382, 383, 391, 392	(3, 235. 10)			
				34. 79			
				(3, 468. 64)			
道立自然公園	第二種特別地域	芦別市	4189~4191, 4195~4203, 4234~4236, 4240~4251, 5332	(3, 208. 99)	※ II 第6-1(3)の表による	道立富良野朱鞠内芦別道立自然公園	
		江別市	32~46, 48~54	(566. 08)			
		幌加内町	350, 351, 353, 354, 366~368, 370~374, 376, 377, 382~385, 390~393	55. 78			
		小計		(2, 003. 32)			
				9. 85			
				(9, 247. 03)			
				65. 63			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
道立自然公園	第三種特別地域	夕張市	1141, 1142, 1201, 1268~1271, 1301, 1302, 1309, 1310, 1382, 1383, 1386~1390	(1, 280. 59)	※ II 第6-1 (3) の表による	道立自然公園 富良野芦別道立自然公園 朱鞠内道立自然公園 幌森森林公園
				13. 04		
		芦別市	3391, 3392, 3396~3398, 5314~5318, 5332	(1, 072. 38)		
				24. 65		
		江別市	34, 36, 37, 39~41, 43~51	(646. 76)		
				11. 54		
		三笠市	174~178, 200~202, 209~213, 215, 216, 228~234, 301~303, 313, 314, 327~332, 350, 351, 397~408, 418, 420, 421	(3, 611. 34)		
				135. 25		
		北広島市	55	(39. 70)		
				0. 34		
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区特別保護地区	幌加内町	354, 367~374, 376~385, 387, 390, 393	(2, 387. 27)	※ II 第6-1 (5) の表による	
				16. 41		
		小計		(9, 038. 04)		
				201. 23		
		計		(21, 520. 17)		
				301. 65		
		夕張市	1002, 1301, 2033	(162. 08)		
				5. 56		
		岩見沢市	41	(34. 92)		
		芦別市	4020	(103. 06)		
風致地区	風致地区	江別市	48	(13. 23)		
		千歳市	5419, 5453, 5454	(48. 40)		
				0. 86		
		深川市	107, 108	(46. 80)		
		北広島市	56	(48. 14)		
		石狩市	613	(50. 93)		
				0. 62		
		余市町	3255	(63. 81)		
		北竜町	446	(47. 29)		
		計		(618. 66)		
特別母樹林	特別母樹林			7. 04	※法令等の制限の範囲内とする。	
		札幌市	26~30	(401. 34)		
				243. 86		
		計		(401. 34)		
特別母樹林	特別母樹林	夕張市	1396	(47. 03)	※法令等の制限の範囲内とする。	
		計		(47. 03)		

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
史跡名勝 天然記念物	札幌市	29, 30	(334. 65)	※ II 第6-1 (4) の表による		
	夕張市	1096~1098, 1207, 1208, 1210, 1211, 1219, 1238~1240	(1, 009. 01)			
	千歳市	5346, 5347, 5377	(37. 82)			
	北広島市	59, 60, 63	0. 52			
計			(41. 70)		(1, 423. 18)	
			0. 52			
その他の 制限林	札幌市	7, 8, 10~17, 29, 30, 75, 1010~1013, 1016~1018, 1034~1060, 1091, 1092, 1094~1096, 1123, 1124, 1151, 1156~1169, 1184, 1185, 1204~1209, 2001~2251, 2301, 2302, 2306, 2307, 2312, 2316, 2321~2323, 2370~2372, 2380, 2385, 2386, 2389, 2390, 2407, 2422, 2432, 2433, 2440~2442, 2452, 2453, 2492~2495, 2501, 2503, 2536~2539	(34, 987. 68)	※法令等の制限の範囲内とする。		
			37. 56			
	小樽市	4100, 4101, 4103, 4109~4111, 4119, 4120, 4125, 4126, 4144~4147, 4152, 4158, 4159, 4162, 4163, 4173~4182	(1, 765. 69)			
			25. 86			
	夕張市	1001~1004, 1066, 1070~1074, 1079, 1080, 1086, 1087, 1089, 1090, 1094~1098, 1207~1211, 1218, 1219, 1236~1240, 1268~1271, 1301, 1302, 1309, 1310, 1329, 1330, 1335, 1382, 1383, 1386~1390	(7, 271. 99)			
			8. 06			
	岩見沢市	41	(359. 96)			
	芦別市	3353~3355, 3391, 3392, 3396~3401, 4084~4087, 4122, 4189~4191, 4195~4203, 4234~4236, 4240~4251	(4, 845. 52)			
			1. 49			
	江別市	32~54	(1, 509. 90)			
	三笠市	174~178, 200~202, 209~213, 215, 216, 228~234, 301~303, 313, 314, 327~332, 350, 351, 397~408, 418, 420, 421	(3, 683. 34)			
	千歳市	5201~5205, 5211, 5230, 5272~5274, 5419, 5444~5447, 5449, 5450, 5453~5460, 6001~6016, 6018~6182	(15, 276. 23)			
			27. 26			

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐採方法	その他		
その他の制限林	恵庭市	5003～5005, 5009, 5010, 5023, 5024, 5026～5032, 5041, 5044, 5049, 5050, 5054, 5057, 5060～5063, 5066～5078, 5080, 5081, 5085, 5097～5112, 5117, 5119～5121, 5128～5136, 5168～5170, 5173～5176, 5178, 5192, 5193, 5195	(2, 957. 38)	※法令等の制限の範囲内とする。			
			5. 40				
	北広島市	55, 56, 61	(121. 31)				
			0. 29				
	石狩市	67, 71～74, 201～205, 501～507, 514～519, 526～528, 540～542, 546～554, 557, 558, 608～611, 624	(8, 692. 56)				
			10. 24				
	積丹町	3410～3414, 3460～3464, 3468, 3469, 3472～3475, 3482, 3483	(1, 580. 03)				
			(308. 32)				
	古平町	3301, 3304, 3387, 3390, 3391, 3401	0. 02				
			(71. 73)				
	余市町	3277～3279, 3281, 3291	(2, 092. 55)				
			(165. 93)				
	赤井川村	3086, 3087, 3091～3093, 3099～3101, 3135～3141, 3144～3150, 3153, 3154	(407. 14)				
			0. 60				
	由仁町	14～16	(86, 097. 26)				
			116. 78				
計							

注) () 曲の数値は重複制限林で外数である。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha

区分	区域面積 (A)	森林面積			森林比率 B/A
		総数(B)	国有林	民有林	
総数	1,135,777	743,726	449,645	294,081	65%
市町村別内訳	札幌市	112,126	71,365	56,187	15,178
	小樽市	24,383	16,067	6,634	9,432
	夕張市	76,307	69,142	62,447	6,695
	岩見沢市	48,102	16,109	3,375	12,733
	美唄市	27,769	12,228	1,778	10,450
	芦別市	86,504	75,702	68,876	6,826
	江別市	18,738	2,003	1,544	459
	赤平市	12,988	9,469	1,450	8,020
	三笠市	30,252	25,766	20,255	5,511
	千歳市	59,450	31,845	27,974	3,871
	滝川市	11,590	1,251	56	1,195
	砂川市	7,868	2,873	0	2,873
	歌志内市	5,595	4,189	0	4,189
	深川市	52,942	32,411	11,992	20,419
	恵庭市	29,465	18,807	18,232	575
	北広島市	11,905	4,327	644	3,683
	石狩市	72,242	53,321	41,191	12,131
	当別町	42,286	26,616	2,571	24,046
	新篠津村	7,804	197	37	160
	積丹町	23,813	19,754	15,076	4,679
	古平町	18,836	17,103	14,088	3,014
	仁木町	16,796	12,827	8,938	3,889
	余市町	14,059	9,359	6,116	3,242
	赤井川村	28,009	24,589	19,229	5,360
	南幌町	8,136	146	29	117
	奈井江町	8,819	4,820	0	4,820
	上砂川町	3,998	3,451	0	3,451
	由仁町	13,374	4,821	466	4,355
	長沼町	16,852	1,847	1,168	679
	栗山町	20,393	10,476	4,250	6,226
	月形町	15,040	8,802	11	8,791
	浦臼町	10,183	4,853	0	4,853
	新十津川町	49,547	38,407	123	38,284
	妹背牛町	4,864	2	0	2
	秩父別町	4,718	276	0	276
	雨竜町	19,115	13,374	6,696	6,678
	北竜町	15,870	10,728	7,112	3,616
	沼田町	28,335	20,763	10,020	10,743
	幌加内町	76,704	63,641	31,081	32,560

注1) 区域面積は「第129回(令和4年)北海道統計書」、森林面積は「令和2年度北海道林業統計(令和4年3月)」による。

なお、森林面積(国有林)は、森林管理局所管国有林及びその他国有林である。

2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 地況

ア 気 候

観測地	気温(℃)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	風速(m/s)		風向	備考
	最高	最低	平均			最大	平均		
美国	31.2	-14.4	8.6	1,659	—	11.5	1.6	南西	アメダス
余市	30.4	-14.9	9.1	1,285	123	12.0	2.6	北	アメダス
小樽	32.3	-10.9	9.6	1,338	132	15.2	2.6	南西	気象台・測候所
赤井川	—	—	—	1,388	156	—	—	—	アメダス
浜益	30.0	-15.0	9.3	1,164	—	23.4	4.7	西	アメダス
厚田	30.8	-17.7	8.9	1,223	198	18.8	3.8	西	アメダス
新篠津	31.5	-22.9	8.1	1,146	179	20.2	3.1	西	アメダス
石狩	30.9	-18.4	8.5	1,247	165	16.4	2.6	西	アメダス
山口	32.3	-15.5	9.4	960	—	14.5	2.8	南東	アメダス
江別	31.4	-23.0	7.9	1,075	—	16.3	3.5	西	アメダス
手稻山	—	—	—	1,303	—	—	—	—	アメダス
札幌	32.9	-10.4	10.2	1,154	133	16.8	3.4	北西	気象台・測候所
小金湯	—	—	—	1,192	157	—	—	—	アメダス
恵庭島松	30.8	-22.0	7.8	1,065	154	13.2	2.4	北西	アメダス
支笏湖畔	29.7	-12.6	7.9	1,793	—	8.3	1.2	北西	アメダス
千歳	31.3	-25.4	8.1	1,015	123	18.5	4.0	南東	アメダス
朱鞠内	29.6	-28.5	5.4	1,565	197	9.1	1.3	南	アメダス
幌加内	31.4	-29.6	6.4	1,208	189	13.0	2.1	西	アメダス
石狩沼田	31.8	-25.6	7.2	1,053	—	14.1	2.3	西	アメダス
深川	31.2	-23.9	7.6	894	122	16.7	3.1	東北東	アメダス
雨竜	—	—	—	1,069	—	—	—	—	アメダス
新城	—	—	—	1,207	—	—	—	—	アメダス
空知吉野	31.2	-23.4	7.3	1,613	—	12.1	1.4	西南西	アメダス
滝川	31.0	-24.1	7.8	1,218	137	15.5	2.9	南南西	アメダス
赤平	—	—	—	1,582	—	—	—	—	アメダス
芦別	32.5	-19.8	8.0	1,199	130	9.7	1.7	南東	アメダス
浦臼	—	—	—	1,801	—	—	—	—	アメダス
月形	31.1	-21.7	8.0	1,605	—	12.4	2.0	南	アメダス
美唄	31.4	-26.1	8.0	1,246	126	14.0	2.8	西	アメダス
岩見沢	32.3	-17.8	8.8	1,442	155	14.8	3.4	南南東	気象台・測候所
栗沢	—	—	—	1,207	—	—	—	—	アメダス
鹿島	—	—	—	2,000	—	—	—	—	アメダス
長沼	32.1	-21.5	8.4	1,020	—	11.3	2.8	南東	アメダス
夕張	30.3	-18.0	7.1	1,450	155	9.2	1.9	東	アメダス
沼の沢	—	—	—	1,378	—	—	—	—	アメダス

注1) 気象庁HP「過去の気象データ検索(<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)」による。

2) 気象データは2022年のデータである。

イ 地 勢

(ア)主な山岳

山岳名	標高(m)	所在等
ピツシリ山	1,032	幌加内町
三頭山	1,009	幌加内町
暑寒別岳	1,492	雨竜町、北竜町
群別岳	1,376	石狩市
ピンネシリ	1,100	当別町・新十津川町
イルムケツブ山	864	芦別市・赤平市
芦別岳	1,726	芦別市
幾春別岳	1,068	三笠市・芦別市
夕張岳	1,668	夕張市
藻岩山	531	札幌市
手稻山	1,023	札幌市
余市岳	1,488	札幌市
無意根山	1,464	札幌市
札幌岳	1,293	札幌市
空沼岳	1,251	札幌市・恵庭市
恵庭岳	1,320	千歳市
風不死岳	1,102	千歳市
樽前山	1,041	千歳市
余別岳	1,298	積丹町
天狗岳	872	古平町、余市町

注) 国土地理院日本の主な山岳標高(<http://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/kihonjohochousa41139.html>)による。

(イ)主な河川等

河川名	主たる経過地	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	備 考
石狩川	上川町・旭川市・札幌市・石狩市	268	14,330	一級河川

注)「第129回(令和4年)北海道統計書」による。

湖沼名	所在地	面積 (km ²)	備 考
支笏湖	千歳市	78.48	

注)「第129回(令和4年)北海道統計書」による。

(3) 土地利用の状況

単位 面積:ha

区分	総数	森林	農地				その他	
			計	うち田	うち畠	うち牧場		
総数	1,135,777	743,726	177,684	118,000	55,294	4,390	214,367	
市町村別内訳	札幌市	112,126	71,365	3,935	115	3,765	55	36,826
	小樽市	24,383	16,067	1,101	49	1,048	4	7,216
	夕張市	76,307	69,142	1,057	98	959	-	6,108
	岩見沢市	48,102	16,109	20,030	17,342	2,675	13	11,963
	美唄市	27,769	12,228	9,447	8,722	672	53	6,094
	芦別市	86,504	75,702	4,418	2,905	1,011	502	6,384
	江別市	18,738	2,003	8,024	1,363	6,639	22	8,711
	赤平市	12,988	9,469	1,037	784	187	66	2,482
	三笠市	30,252	25,766	1,404	516	888	-	3,082
	千歳市	59,450	31,845	7,804	150	6,921	733	19,801
	滝川市	11,590	1,251	5,527	3,746	1,224	557	4,812
	砂川市	7,868	2,873	1,456	898	527	31	3,539
	歌志内市	5,595	4,189	13	-	13	-	1,393
	深川市	52,942	32,411	11,984	9,093	2,891	-	8,547
	恵庭市	29,465	18,807	4,276	2,749	1,527	-	6,382
	北広島市	11,905	4,327	2,125	784	1,270	71	5,453
	石狩市	72,242	53,321	5,723	3,436	2,006	281	13,198
	当別町	42,286	26,616	10,060	7,337	2,257	466	5,610
	新篠津村	7,804	197	5,199	4,934	227	38	2,408
	積丹町	23,813	19,754	1,436	-	1,378	58	2,623
	古平町	18,836	17,103	515	98	75	342	1,218
	仁木町	16,796	12,827	1,849	783	1,065	1	2,120
	余市町	14,059	9,359	1,934	124	1,803	7	2,766
	赤井川村	28,009	24,589	1,065	278	742	45	2,355
	南幌町	8,136	146	5,439	5,205	233	1	2,551
	奈井江町	8,819	4,820	1,963	1,803	160	-	2,036
	上砂川町	3,998	3,451	7	-	7	-	540
	由仁町	13,374	4,821	5,904	4,026	1,878	-	2,649
	長沼町	16,852	1,847	11,161	9,165	1,718	278	3,844
	栗山町	20,393	10,476	6,074	4,255	1,810	9	3,843
	月形町	15,040	8,802	3,059	2,716	340	3	3,179
	浦臼町	10,183	4,853	3,229	2,400	765	64	2,101
	新十津川町	49,547	38,407	6,179	4,870	1,309	-	4,961
	妹背牛町	4,864	2	3,490	3,372	118	-	1,372
	秩父別町	4,718	276	3,323	2,849	467	7	1,119
	雨竜町	19,115	13,374	3,494	3,320	173	1	2,247
	北竜町	15,870	10,728	3,265	2,737	528	0	1,877
	沼田町	28,335	20,763	4,352	3,135	971	246	3,220
	幌加内町	76,704	63,641	5,326	1,843	3,047	436	7,737

注1) 総数及び農地は「第129回(令和4年)北海道統計書」、森林面積は「令和2年度北海道林業統計(令和4年3月)」による。

2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区分	総数	第1次産業				第2次 産業	第3次 産業	
		総数	農業	林業	漁業			
総 数	1,418,754	35,050	32,855	1,028	1,167	219,809	1,163,895	
市町村別内訳	札幌市	1,009,312	4,815	4,215	494	106	142,674	861,823
	小樽市	49,219	683	343	14	326	8,469	40,067
	夕張市	3,161	530	520	10	-	698	1,933
	岩見沢市	37,841	3,035	2,968	67	-	6,925	27,881
	美唄市	9,614	1,272	1,268	4	-	2,050	6,292
	芦別市	5,540	569	512	57	-	1,516	3,455
	江別市	57,740	1,649	1,599	44	6	10,413	45,678
	赤平市	4,050	182	167	15	-	1,075	2,793
	三笠市	3,228	242	227	14	1	685	2,301
	千歳市	53,465	1,843	1,799	32	12	9,989	41,633
	滝川市	19,904	931	903	28	-	3,557	15,416
	砂川市	7,460	381	375	6	-	1,757	5,322
	歌志内市	1,150	21	20	1	-	292	837
	深川市	9,643	1,626	1,591	35	-	1,231	6,786
	恵庭市	34,686	1,384	1,350	31	3	7,397	25,905
	北広島市	27,727	605	593	11	1	4,890	22,232
	石狩市	28,209	1,211	997	22	192	6,975	20,023
	当別町	8,074	1,193	1,182	10	1	1,437	5,444
	新篠津村	1,576	712	712	0	-	106	758
	積丹町	944	277	73	2	202	118	549
	古平町	1,322	193	38	2	153	357	772
	仁木町	1,700	827	825	1	1	135	738
	余市町	8,523	1,472	1,296	14	162	1,271	5,780
	赤井川村	707	206	194	12	-	109	392
	南幌町	3,902	697	696	1	-	697	2,508
	奈井江町	2,461	397	389	8	-	725	1,339
	上砂川町	1,043	20	19	1	-	287	736
	由仁町	2,597	932	929	3	-	437	1,228
	長沼町	5,726	1,804	1,792	11	1	749	3,173
	栗山町	5,704	1,173	1,146	27	-	1,219	3,312
	月形町	1,533	480	476	4	-	165	888
	浦臼町	905	438	438	0	-	95	372
	新十津川町	3,209	802	787	15	-	448	1,959
	妹背牛町	1,334	466	466	0	-	251	617
	秩父別町	1,171	403	399	4	-	133	635
	雨竜町	1,167	454	444	10	-	111	602
	北竜町	895	414	411	3	-	81	400
	沼田町	1,580	480	478	2	-	208	892
	幌加内町	732	231	218	13	-	77	424

注) 令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齒級別森林資源表

森林計畫區:005 石狩空知

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3()は、工林の育成圃園林の上中層木の面積で外書

3. () え、六工体の肩及び腰の筋肉、半筋肉筋膜炎(外筋)。

森林計画区:005 石狩空知

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	305.86	7	1	693.89	48	3	2,657.20	229	11	6,805.54	829	32	11,373.07	1,711	55	
	針	283.21	6	693.89	48	3	2,657.20	229	11	6,805.54	829	32	11,373.07	1,711	55	
広	22.65	2	680.13	46	3	2,353.86	193	10	6,462.89	696	30	10,500.49	1,464	51		
	針	276.27	6	13.76	3	303.34	36	1	342.65	134	2	872.58	246	4		
総数	269.89	5	652.10	48	3	2,426.55	225	11	6,554.62	810	32	10,457.53	1,654	54		
	針	6.38	1	642.19	46	3	2,287.07	192	10	6,387.15	692	30	10,343.91	1,452	51	
育成	48.95	2	335.24	23	1	2,412.49	222	10	6,547.95	809	32	10,455.25	1,652	54		
	針	42.57	2	325.33	21	1	2,273.01	189	10	6,380.48	692	30	10,341.63	1,451	51	
人工林	6.38	1	9.91	2	139.48	33	1	167.47	118	2	113.62	202	3			
	育成	(17.61)		(28.09)			(29.00)			(29.00)			(12.35)			
立木地	227.32	4	316.86	25	2	14.06	3		6.67	1		2.28	2			
	針	227.32	4	316.86	24	2	14.06	3		6.67	1		2.28	2		
立木地	227.32	4	316.86	24	2	14.06	3		6.67	1		2.28	2			
	針	227.32	4	316.86	24	2	14.06	3		6.67	1		2.28	2		
育成	29.59	1	41.79	1	230.65	4	250.92	19					915.54	56	1	
	針	13.32	1	37.94	2	66.79	2	75.74	3				156.58	12		
育成	16.27	1	3.85	1	163.86	3	175.18	16					758.96	45	1	
	針															
天然林	25.31	1	35.15	1	227.84	4	240.44	18					801.11	49	1	
	針	13.12	1	35.15	1	66.48	2	71.76	3				146.49	11		
天然林	12.19	1			161.36	2	168.68	15					654.62	38	1	
	針												114.43	8		
竹林	0.20				2.79		0.31			3.98			10.09	1		
	針	4.08			3.85		2.50			6.50			104.34	7		
無立木地																

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:005 石狩空知

区分		10齡級			11齡級			12齡級			13齡級			14齡級		
	面積	成長量	材積	面積	成長量	材積	面積									
総数	15,916.94	2,360	59	20,767.62	3,403	73	18,338.60	2,864	44	13,533.63	2,348	30	7,432.12	1,281	14	
総数	15,916.94	2,360	59	20,767.62	3,403	73	18,338.60	2,864	44	13,533.63	2,348	30	7,432.12	1,281	14	
針	14,488.84	1,957	53	18,711.02	2,893	65	15,633.52	2,339	37	11,463.34	1,922	25	5,741.15	970	10	
広	1,428.10	402	6	2,056.60	510	8	2,705.08	525	7	2,070.29	427	6	1,690.97	311	4	
総数	14,165.76	2,225	56	17,903.57	3,113	66	15,045.94	2,581	39	11,049.85	2,141	27	5,512.26	1,098	11	
針	14,074.90	1,915	51	17,775.08	2,795	62	14,609.66	2,248	35	10,770.25	1,861	23	5,155.49	914	9	
広	90.86	310	4	128.49	318	4	436.28	333	4	279.60	280	4	356.77	185	2	
総数	14,130.33	2,222	56	17,863.47	3,090	66	15,045.94	2,534	39	11,049.85	2,044	26	5,512.26	1,030	11	
針	14,039.47	1,912	51	17,734.98	2,775	61	14,609.66	2,206	34	10,770.25	1,787	23	5,155.49	858	8	
広	90.86	310	4	128.49	315	4	436.28	328	4	279.60	258	3	356.77	171	2	
(10.10)				(109.01)			(246.91)			(609.13)			(334.78)			
総数	35.43	3		40.10	23			47		(42.11)	97	1		69	1	
針	35.43	3		40.10	20			42			75	1		56	1	
広																
総数	1,751.18	135	3	2,864.05	290	7	3,292.66	283	5	2,483.78	207	3	1,919.86	183	3	
針	413.94	43	1	935.94	98	3	1,023.86	91	2	693.09	61	1	585.66	56	1	
広	1,337.24	92	2	1,928.11	192	4	2,268.80	192	3	1,790.69	147	2	1,334.20	127	2	
総数																
針																
広																
天然林																
育成林																
天然林	1,422.34	106	2	2,289.51	223	5	2,860.80	260	5	1,883.16	165	3	1,363.78	137	2	
育成林	366.00	37	1	822.92	82	2	999.90	89	2	641.11	54	1	531.99	50	1	
天然林	1,056.34	69	1	1,466.59	140	3	1,860.90	171	3	1,242.05	112	2	831.79	87	1	
育成林	328.84	28	1	574.54	68	2	431.86	23		600.62	42	1	556.08	45	1	
天然林	47.94	5		113.02	16		23.96	2		51.98	7		53.67	6		
竹林	280.90	23		461.52	52	1	407.90	21		548.64	35		502.41	40	1	
無立本地																

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:005 石狩空知

区分		1 5 歳級			1 6 歳級			1 7 歳級			1 8 歳級			1 9 歳級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数	3,356.14	516	6	3,582.20	563	7	3,021.34	537	6	5,736.88	921	11	6,358.96	1,157	14	
	針 広	3,356.14 1,808.01	516 281	6 3	3,582.20 1,363.96	563 182	7 3	3,021.34 1,352.64	537 246	6 3	5,736.88 2,076.87	921 339	11 4	6,358.96 2,617.29	1,157 495	14 6
総数	1,548.13	234	3	2,218.34	380	5	1,668.70	291	4	3,660.01	582	7	3,741.67	663	8	
	針 広	1,168.09 1,012.73	247 196	2 2	390.82 340.41	93 77	1 1	725.31 646.09	187 156	2 1	924.38 859.10	223 183	2 2	796.05 765.20	231 206	2 2
育成	155.36	51	1	50.41	16	16	79.22	31	31	65.28	40	40	30.85	25		
	単層林 複層林	1,168.09 (177.80)	213 (91.81)	2 34	390.82 17	75 18	1 18	725.31 117.72	162 24	1 23	924.38 (117.72)	201 22	2 20	796.05 (403.05)	164 66	1 1
人工林	1,012.73	166	1	340.41	60	1	646.09	133	1	859.10	163	2	765.20	145	1	
	単層林 複層林	155.36 育成	48	1	50.41	15	15	79.22	29	29	65.28	38	38	30.85	20	
立木地	31															
	針 広	3		17			17		23		23		20		61	1
育成	2,188.05	269	4	3,191.38	470	7	2,296.03	350	5	4,812.50	698	9	5,562.91	927	12	
	単層林 天然林	795.28 1,392.77	85 183	1 3	1,023.45 2,167.93	106 364	2 5	706.55 1,589.48	90 260	1 3	1,217.77 3,594.73	156 542	2 7	1,852.09 3,710.82	289 638	5 7
育成	1,704.90	211	3	2,577.01	381	6	1,691.03	266	4	2,441.38	393	6	2,873.11	479	7	
	針 広	699.94	68	1	957.13	97	2	683.99	87	1	1,019.20	121	2	1,525.50	223	4
育成	1,004.96	143	2	1,619.88	285	4	1,007.04	179	2	1,422.18	271	4	1,347.61	256	4	
	単層林 竹林	483.15 387.81	58 40	1 1	614.37 548.05	88 79	1 1	605.00 582.44	84 81	1 1	2,371.12 2,172.55	305 271	4 3	2,689.80 2,363.21	448 382	5 4
無立木地																

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:005 石狩空知

単位 面積:ha、材積:千m³、立竹:千束、成長量:千m³

区分	2.0齡級			2.1齡級以上		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	7,174.56	1,185	13	275,216.99	43,462	445
総数	7,174.56	1,185	13	275,216.99	43,462	445
針	2,119.54	333	4	64,885.40	11,250	128
広	5,055.02	851	9	210,331.59	32,212	317
総数	248.57	66	1	289.03	56	
針	204.72	56		165.58	32	
広	43.85	11		123.45	24	
育成	248.57	61	1	289.03	51	
針	204.72	52		165.58	28	
広	43.85	9		123.45	23	
育成	(37.75)			(42.73)		
複層林		5			5	
針		4			4	
広		1			1	
育成	6,925.99	1,119	13	274,927.96	43,406	445
針	1,914.82	278	3	64,719.82	11,218	127
広	5,011.17	841	9	210,208.14	32,188	317
育成	2,999.03	544	7	37,069.61	6,305	84
針	1,541.53	217	3	14,927.50	2,188	30
広	1,457.50	327	4	22,142.11	4,117	53
育成	3,926.96	575	6	237,858.35	37,101	361
針	373.29	60	1	49,792.32	9,030	97
広	3,553.67	514	5	188,066.03	28,071	264
竹林						
無立木地						

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表
森林計画区:005 石狩空知

区分		人工林						天然林						無立木地等						単位 面積:ha、材積:m ³ 、成長量:n ³ /年
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植	林地以外の地	予定地	計				
制限林	面積	針 計 計	84,272.60 2,477.11 86,749.71	1,963.51 244.23 2,207.74	86,236.11 2,721.34 88,957.45	25,096.24 36,972.42 62,088.66	50,511.29 196,290.22 246,711.51	75,607.53 233,172.64 308,780.17	161,843.64 235,893.98 397,737.62	108.14 50.05	32,719.65 32,877.84	104. 104.	2,082. 2,082.	25,256. 25,256.	640.	計	単位 面積:ha、材積:m ³ 、成長量:n ³ /年			
	材積	針 計 計	1,843.469 14,268.758 273.120.5	56,594 443,943 7,003.3	1,900.063 14,712.701 280,123.8	6,146.847 9,422.903 50,005.5	29,131.313 38,297.177 781	35,278.160 47,720.080 148,989.2	37,178.223 62,432.781 429,113.0	203. 2,181. 19.7	25,150. 25,353. 19.7	25,353. 27,435. 429,132.7	25,353. 27,435. 429,132.7	37,203. 62,460. 960.2	576.					
	成長量	針 計 計	24. 297.811.7	691.2 7,977.8	25,665.7 305,789.5	82,607.6 132,613.1	275,684.4 374,668.1	358,292.0 507,281.2	383,957.7 813,070.7	2.5 22.2	2.5 22.2	2.5 22.2	2.5 22.2	2.5 22.2	2.5 22.2	2.5 22.2	2.5 22.2			
	面積	針 計 計	2,179.05 21.25	188.50 21.25	2,367.55 21.25	572.84 639.25	677.89 3,805.11	1,250.73 4,444.36	3,618.28 4,465.61											
	材積	針 計 計	2,200.30 231.051 85.580	188.50 15,377 9,257	2,388.80 246,428 94,837	1,212.09 55,774 67,306	4,483.00 90,482 485,462	5,695.09 146,256 552,768	8,083.89 392,684 647,605	1,622.67 1,622.67 1,622.67	1,622.67 1,622.67 1,622.67	9,706.56 392,684 647,605	9,706.56 392,684 647,605	9,706.56 392,684 647,605	9,706.56 392,684 647,605	9,706.56 392,684 647,605				
	成長量	針 計 計	6,393.5 1,468.0	202.0 166.9	6,595.5 1,634.9	1,118.0 1,049.7	1,334.6 6,122.6	2,452.6 7,172.3	9,048.1 8,807.2											
普通林	面積	針 計 計	7,861.5 86,451.65 2,498.36	368.9 2,152.01 244.23	8,230.4 88,603.66 2,742.59	2,167.7 25,669.08 37,611.67	7,457.2 51,189.18 200,005.33	9,624.9 76,858.26 237,617.00	17,855.3 165,461.92 240,359.59								17,855.3	単位 面積:ha、材積:m ³ 、成長量:n ³ /年		
	材積	針 計 計	88,950.01 12,656.340 1,929.049	2,396.24 13,059.066 65,851.1	91,346.25 13,059.066 994.900	63,280.75 9,256,346 6,214,153	251,194.51 12,588,176 29,616,775	314,475.26 9,331,830 35,830,928	108.14 1,978. 203.	50.05 104. 203.	34,342.32 34,500.51 25,150.	34,342.32 34,500.51 25,150.	440,322.02 25,649,324 25,353,37.	440,322.02 25,649,324 25,353,37.	440,322.02 25,649,324 25,353,37.	440,322.02 25,649,324 25,353,37.	440,322.02 25,649,324 25,353,37.			
	成長量	針 計 計	279,514.0 26,159.2	7,205.3 1,141.4	286,719.3 27,300.6	51,123.5 83,657.3	100,318.3 281,807.0	151,441.8 365,464.3	438,161.1 392,764.9	19.7 2.5	19.7 2.5	19.7 2.5	19.7 2.5	19.7 2.5	19.7 2.5	19.7 2.5				
	面積	針 計 計	305,673.2 8,346.7	314,019.9 314,780.8	382,125.3 516,906.1	134,780.8 130,926.0														
	材積	針 計 計																		
	成長量	針 計 計																		

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

(3) 市町村別森林資源表

森林計画区：005 石狩空知

市町村	区分	人工林				天然林				立木地				無立木地等				面積:ha	成長量:m ³	材積:m ³	単位:面積:ha、材積:m ³ 、成長量:m ³ /年	計	
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植地	無立木地等	林地以外の土地	予定地	計							
札幌市	面積	針 計	6,982.71	79.29	7,062.00	5,108.03	10,038.91	15,146.94		22,208.94													
	面積	広 計	105.90	4.63	110.53	5,659.39	22,930.98	28,590.37	28,700.90	26.07	50,909.84	4,000.31	4,026.38	54,936.22									
	材積	針 計	7,088.61	83.92	7,172.53	10,767.42	32,969.89	43,737.31			3,537.99			3,537.99	3,537.99								
	材積	広 計	1,096.406	13.184	1,109.590	720.65	1,707.738	2,428.403			4,653.98			4,653.98	4,653.98								
	成長量	針 計	1,292.018	15.077	1,307.095	1,703.80	5,181.005	6,884.885			8,191.980			8,191.980	8,191.980								
	成長量	広 計	19,185.2	258.2	19,443.4	8,294.7	11,945.1	20,239.8			39,693.2			39,693.2	39,693.2								
小樽市	面積	針 計	2,430.5	33.1	2,463.6	11,861.6	21,728.0	33,589.6			36,053.2			36,053.2	36,053.2								
	面積	広 計	21,615.7	291.3	21,907.0	20,156.3	33,673.1	53,829.4			75,736.4			75,736.4	75,736.4								
	材積	針 計	1,560.47	2.19	1,562.66	87.86	208.65	296.51			1,859.17			1,859.17	1,859.17								
	材積	広 計	55.95		55.95	383.16	3,837.96	4,221.12			4,277.07			4,277.07	4,277.07								
	成長量	針 計	1,616.42	2.19	1,618.61	471.02	4,046.61	4,517.63			6,136.24			6,136.24	6,136.24								
	成長量	広 計	263.934	112	264.046	6,355	27,937	34,292			298.338			298.338	298.338								
夕張市	面積	針 計	40.336	63	40.399	59.446	567.551	626.997			667.396			667.396	667.396								
	面積	広 計	304.270	175	304.445	65.801	595.488	661.289			965.734			965.734	965.734								
	材積	針 計	3,465.0	2.0	3,467.0	76.0	170.1	246.1			3,713.1			3,713.1	3,713.1								
	材積	広 計	481.8	0.8	482.6	808.5	4,724.7	5,533.2			6,015.8			6,015.8	6,015.8								
	成長量	針 計	3,946.8	2.8	3,949.6	884.5	4,894.8	5,779.3			9,728.9			9,728.9	9,728.9								
	成長量	広 計	14,039.34	337.52	14,376.86	4,353.62	12,456.93	16,810.55			31,187.41			31,187.41	31,187.41								
岩見沢市	面積	針 計	278.17		278.17	4,094.37	22,441.61	26,555.98			26,814.15			26,814.15	26,814.15								
	面積	広 計	14,317.51	337.52	14,655.03	8,447.99	34,898.54	43,346.53			58,001.56			58,001.56	58,001.56								
	材積	針 計	2,482.345	70.991	2,553.336	715.454	2,638.042	3,353.496			5,906.832			5,906.832	5,906.832								
	材積	広 計	182.808	3,229	186,037	855.654	4,379.619	5,235.273			5,421.310			5,421.310	5,421.310								
	成長量	針 計	2,665.153	74,220	2,739.373	1,571.108	7,017.661	8,588.162			11,328.142			11,328.142	11,328.142								
	成長量	広 計	56,296.5	2,122.6	58,419.1	10,971.2	31,312.9	42,284.1			100,703.2			100,703.2	100,703.2								
小樽市	面積	針 計	2,211.0	38.4	2,249.4	11,738.6	46,582.8	58,321.4			60,570.8			60,570.8	60,570.8								
	面積	広 計	58,507.5	2,161.0	60,668.5	22,709.8	77,895.7	100,605.5			161,274.0			161,274.0	161,274.0								
	材積	針 計	1,165.33	111.12	1,276.45	237.35	240.46	477.81			1,754.26			1,754.26	1,754.26								
	材積	広 計	5,259	1,157	6,416	39,279	227,203	266,482			272,898			272,898	272,898								
	成長量	針 計	158.711	11,857	170,568	63,499	269,581	333,080			503,648			503,648	503,648								
	成長量	広 計	3,552.3	159.3	3,711.6	422.1	643.5	1,065.6			4,777.2			4,777.2	4,777.2								
(3) 市町村別森林資源表	2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。																						
	(注)	1.人工林及び天然林のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。																					

市町村	区分	人工林			天然林			竹林			無立木地等			計
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	伐採跡地	未立木地	改植	林地以外の土地	予定地	
美唄市	針	233.52		233.52		84.67	131.58	216.25		449.77				
	広	129.27		129.27		156.08	764.80	920.88		1,050.15				
	面積													
	計	362.79		362.79		240.75	896.38	1,137.13		1,499.92				247.73
	針	33.104		33.104		8.083	18.104	26.187		59.291				59.291
	広	13.396		13.396		33.476	109.343	142.819		156.215				156.215
成長量	計	46.500		46.500		41.559	127.447	169.006		215.506				215.506
	針	971.4		971.4		115.2	141.2	256.4		1,227.8				1,227.8
	広	159.2		159.2		371.5	732.8	1,104.3		1,263.5				1,263.5
	面積													
	計	1,130.6		1,130.6		486.7	874.0	1,360.7		2,491.3				2,491.3
	針	17.520	98	252.81	17.773.79	4,677.27	9,254.27	13,931.54		31,705.33				
芦別市	面積	568.42	0.12	568.54	6,274.85	25,109.82	32,184.67	32,753.21						
	計	18,089.40	252.93	18,342.33	10,952.12	35,164.09	46,116.21	64,458.54	52.81	4,350.67	4,403.48	68,862.02		
	針	2,456.115	35.883	2,491.998	653.547	1,868.105	2,521.652	5,013.650	1,978		1,978	5,015.628		
	広	361.885	1,734	363.619	1,196.456	4,650.998	5,847.454	6,211.073	203			203	6,211.276	
	計	2,818,000	37,617	2,855,617	1,850,003	6,519,103	8,369,106	11,224,723	2,181				2,181	11,226,904
	成長量	55.138.8	534.8	55.673.6	10,380.8	24,333.7	34,714.5	90,388.1	19.7					19.7
江別市	面積	4,424.2	19.0	4,443.2	15,463.5	53,608.2	69,071.7	73,514.9	2.5					73,517.4
	計	59,563.0	553.8	60,116.8	25,844.3	77,941.9	103,786.2	163,903.0	22.2					22.2
	針	300.63	42.85	343.48	122.81	187.80	310.61	654.09						
	広	74.06	48.56	122.62	128.26	524.31	632.57	775.19						
	面積													
	計	374.69	91.41	466.10	251.07	712.11	903.18	1,429.28	3.10	111.47	114.57	1,543.85		
成長量	針	38.542	7.846	46.388	18.442	48.715	67.157	113.545						113.545
	広	11.235	3.229	14.464	29.962	133.821	163.783	178.247						178.247
	面積	49.777	11.075	60.852	48.404	182.536	230.940	291.792						291.792
	計	678.3	120.6	798.9	226.7	276.7	503.4	1,302.3						1,302.3
	針	123.9	105.6	229.5	355.3	830.4	1,185.7	1,415.2						1,415.2
	広	802.2	226.2	1,028.4	582.0	1,107.1	1,689.1	2,717.5						2,717.5
赤平市	針	563.30		563.30	52.46	58.42	110.88	674.18						
	広	36.66		36.66	65.16	454.39	519.55	556.21						
	面積													
	計	599.96		599.96	117.62	512.81	630.43	1,230.39		219.36	219.36	1,449.75		
	針	81.480		81.480	5.280	10.092	15.372	96.852						
	成長量	6,789		6,789	8,676	72,329	81,005	87,794						87,794
(注)	1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。	88,269		88,269	13,956	82,421	96,377	184,646						184,646
	2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。	1,782.2		1,782.2	104.5	115.9	220.4	2,002.6						2,002.6
	面積	76.2		76.2	159.5	679.1	838.6	914.8						914.8
	計	1,858.4		1,858.4	264.0	795.0	1,059.0	2,917.4						2,917.4

市町村	区分	人工林				天然林				竹林				伐採跡地未立木地				無立木地等				単位 面積:ha、材積:m ³ 、成長量:m ³ /年	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	伐採跡地未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計	無立木地等	無立木地	計	無立木地等	無立木地	計	単位 面積:ha、材積:m ³ 、成長量:m ³ /年
二笠市	針 計	6,692.95	220.14	6,913.09	1,218.21	1,081.12	2,299.33	9,212.42															
	面積 計	33.16	33.16	33.16	1,925.03	7,651.72	9,516.75	9,609.91															
	針 計	6,726.11	220.14	6,946.25	3,143.24	8,732.84	11,876.08	18,822.33															
	面積 計	929.700	36.292	965.992	120.251	208.461	328.712	1,294.704															
	材積 計	78.818	4.226	83.044	433.828	1,398.376	1,832.204	1,915.248															
	成長量 計	1,008.518	40.518	1,049.036	554.079	1,606.837	2,160.916	3,209.952															
千歳市	針 計	21,161.9	844.8	22,006.7	1,665.4	2,222.9	3,928.3	25,935.0															
	面積 計	967.8	50.7	1,018.5	5.610.0	14,047.1	19,657.1	20,675.6															
	針 計	22,129.7	895.5	23,025.2	7,215.4	16,310.0	23,385.4	46,610.6															
	面積 計	5,961.19	385.14	6,346.33	1,922.78	2,456.47	4,319.25	10,725.58															
	材積 計	210.43	166.70	377.13	1,996.12	11,621.91	13,624.03	14,001.16															
	成長量 計	6,171.62	551.84	6,723.46	3,918.90	14,084.38	18,003.28	24,726.74															
深川市	針 計	953.946	102.241	1,056.187	175.903	482.530	658.433	1,714.620															
	面積 計	111.006	15.847	126.853	335.735	1,974.939	2,310.674	2,437.527															
	材積 計	1,064.952	118.088	1,183.040	511.638	2,457.469	2,969.107	4,152.147															
	成長量 計	24,851.0	1,223.1	26,074.1	3,427.4	3,219.2	6,706.6	32,780.7															
	面積 計	1,616.6	343.0	1,959.6	4,835.2	12,627.4	17,462.6	19,422.2															
	材積 計	26,467.6	1,566.1	28,033.7	8,262.6	15,906.6	24,169.2	52,202.9															
恵庭市	針 計	2,337.36	24.52	2,361.88	448.92	1,275.66	1,724.58	4,086.46															
	面積 計	2.76	2.76	1,420.85	5,255.11	6,675.96	6,678.72																
	材積 計	2,340.12	24.52	2,364.64	1,869.77	6,530.77	8,400.54	10,765.18															
	成長量 計	233.817	3.317	237.134	53.629	172.648	226.277	463.411															
	面積 計	121.088	478	121,566	154.219	626.222	780.441	902.007															
	材積 計	354.905	3,795	358,700	207.849	798.870	1,006.718	1,365.418															
深川市	針 計	7,022.4	38.1	7,060.5	1,203.4	2,272.6	3,476.0	10,536.5															
	面積 計	2,183.9	8.7	2,192.6	2,428.7	7,267.2	9,695.9	11,888.5															
	材積 計	9,206.3	46.8	9,253.1	3,632.1	9,539.8	13,171.9	22,425.0															
	成長量 計	4,515.54	95.13	4,610.67	1,047.03	1,956.16	3,003.19	7,613.86															
	面積 計	128.00	1.62	129.62	927.98	3,363.73	4,291.71	4,421.33															
	材積 計	4,643.54	96.75	4,740.29	1,975.01	5,319.89	7,294.90	12,035.19															
恵庭市	針 計	814.848	21.620	836.468	136.240	326.206	462.446	1,298.914															
	面積 計	93.243	6,380	99.623	181.423	544.564	725.987	825.610															
	材積 計	908.091	28,000	936.091	317.663	870.770	1,183.433	2,124.524															
	成長量 計	18,086.1	238.5	18,324.6	1,895.9	3,804.7	5,700.6	24,025.2															
	面積 計	1,133.6	95.5	1,229.1	2,519.7	6,255.1	8,734.8	9,963.9															
	材積 計	19,219.7	334.0	19,553.7	4,415.6	10,019.8	14,435.4	33,989.1															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

市町村	区分	人工林			天然林			竹林			伐採跡地未立木地			改植予定期地			無立木地等			計
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	計	天然生林	育成複層林	計	竹林	計	伐採跡地未立木地	改植予定期地	林地以外の土地	計	無立木地等	計	計	
北広島市	針	365.20	1.24	366.44	3.58	38.88	42.46			408.90										
	広	18.35	1.55	19.90	10.61	144.25	154.86			174.76										
	面積							14.19	183.13	197.32			583.66					13.27	13.27	
	計	383.55	2.79	386.34															596.93	
	針	43.862	276	44.138	483	7.985	8.468			52.606									52.606	
	広	11.846	46	11.892	1.657	29.228	30.885			42.777									42.777	
石狩市	計	55.708	322	56.030	2.140	37.213	39.353			95.383									95.383	
	針	812.0	3.4	815.4	6.6	72.2	78.8			894.2									894.2	
	広	142.4	2.7	145.1	23.2	258.3	281.5			426.6									426.6	
	面積							29.8	330.5	360.3			1.320.8						1.320.8	
	計	954.4	6.1	960.5																
	針	5.999.68	11.67	6.011.35	1.753.79	3.629.76	5.383.55			11.394.90										
新篠津村	面積	257.21	257.21	2.370.59	23.148.72	25.519.31	25.776.52													
	計	6.256.89	11.67	6.268.56	4.124.38	26.778.48	30.902.86			37.171.42										
	針	897.950	2.732	900.682	232.243	621.942	854.185			1.754.867									1.754.867	
	広	141.697		141.697	480.516	3.174.280	3.654.796			3.796.493									3.796.493	
	面積	1.039.647	2.732	1.042.379	712.759	3.796.222	4.508.981			5.551.360									5.551.360	
	計	20.102.6	33.0	20.135.6				2.963.3	6.201.8	9.165.1			29.300.7						29.300.7	
当別町	成長量	1.674.1		1.674.1	5.769.2	28.118.9	33.888.1			35.562.2									35.562.2	
	面積	21.776.7	33.0	21.809.7	8.732.5	34.320.7	43.053.2			64.862.9									64.862.9	
	計																			
	針	766.78	18.38	785.16	26.10	233.67	259.77			1.044.93										
	広	75.56		75.56	52.55	1.192.42	1.244.97			1.320.53										
	面積	842.34	18.38	860.72	78.65	1.426.09	1.504.74			2.365.46										
新篠津村	計	139.427	2.691	142.118	2.957	29.680	32.637			174.755									174.755	
	針	17.398	163	17.561	6.384	135.471	141.855			159.416									159.416	
	面積	156.925	2.854	159.679	9.341	165.151	174.492			334.171									334.171	
	計	2.711.8	23.8	2.735.6	62.7	300.9	363.6			3.099.2									3.099.2	
	成長量	199.0	2.0	201.0	74.8	1.472.2	1.547.0			1.748.0									1.748.0	
	面積	2.910.8	25.8	2.936.6	137.5	1.773.1	1.910.6			4.847.2									4.847.2	
	針	0.97		0.97						0.97										
	広	26.76		26.76	5.52	5.52	5.52			32.28										
	面積	27.73		27.73	5.52	5.52	5.52			33.25										
	計																			
	針	129		129						129										
	面積	4.180		4.180						4.212									4.212	
	計	4.309		4.309						4.341									4.341	
	針	2.4		2.4						2.4									2.4	
	成長量	61.4		61.4						61.4									61.4	
	面積	63.8		63.8						63.8									63.8	
	計																			

(注) 1.人工林及び天然林のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

市町村	区分	人工林				天然林				立木地				無立木地等				計
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地未立木地	伐採跡地立木地	改植地	林地以外の土地	予定地			
積丹町	針	960.84	12.36	973.20	0.45	131.86	132.31		1.105.51									
	広	44.09	10.39	54.48	3.55	10.391.45	10.395.00	10.449.48										
	面積	1,004.93	22.75	1,027.68	4.00	10.523.31	10.527.31	11.554.99	39.79		3,479.43	3,519.22	15,074.21					
	計	198.166	4.140	202.306	41	19.184	19.225	221.531									221,531	
	材積	18.066	45	18.111	244	922.868	923.112	941.223					466	466	941,639			
	計	216.232	4.185	220.417	285	942.052	942.337	1,162.754					466	466	1,163.220			
古平町	針	2,239.2	57.1	2,296.3	0.8	362.8	363.6	2,659.9									2,659.9	
	広	280.9	2.2	283.1	6.8	6.579.1	6.585.9	6.869.0									6,869.0	
	面積	2,520.1	59.3	2,579.4	7.6	6.941.9	6.949.5	9.528.9									9,528.9	
	計	1,559.04		1,559.04	120.76	1,335.37	1,456.13	3,015.17										
	材積	4.50	4.50	4.50	632.24	9.009.67	9.641.91	9.646.41										
	計	1,563.54		1,563.54	753.00	10.345.04	11.098.04	12.661.58					1,427.16	1,427.16	14,088.74			
仁木町	針	252.506		252.506	10.409	191.340	201.749	454.255									454,255	
	広	15.590		15.590	80.096	1.178.252	1.258.348	1,273.938					15.553	15.553	1,289,491			
	面積	268.096		268.096	90.505	1.369.592	1.460.097	1,728.193					15.553	15.553	1,743,746			
	計	5,110.7		5,110.7	148.3	1.758.4	1.906.7	7,017.4									7,017.4	
	成長量	193.8		193.8	1,049.7	10.161.3	11.211.0	11,404.8									11,404.8	
	材積	5,304.5		5,304.5	1,198.0	11.919.7	13.117.7	18,422.2									18,422.2	
余市町	針	1,342.21	66.36	1,408.57	197.63	648.62	846.25	2,254.82										
	広	26.17	10.66	36.83	535.47	5.637.89	6.173.36	6,210.19										
	面積	1,368.38	77.02	1,445.40	733.10	6.286.51	7.019.61	8,465.01					473.26	473.26	8,938.27			
	計	185.325	10.868	196.193	15.022	99.707	114.729	310.922									310,922	
	材積	33.200	4.574	37.774	90.960	833.533	924.493	962.267					4,299	4,299	966,566			
	計	218.525	15.442	233.967	105.982	933.240	1,039.222	1,273.189					4,299	4,299	1,277,488			
石狩市	針	2,965.9	74.8	3,040.7	165.9	892.8	1,058.7	4,099.4									4,099.4	
	広	400.1	54.7	454.8	1,016.6	7,091.3	8,107.9	8,562.7									8,562.7	
	面積	3,366.0	129.5	3,495.5	1,182.5	7,984.1	9,166.6	12,662.1									12,662.1	
	計	1,281.49	9.45	1,290.94	106.53	67.21	173.74	1,464.68										
	材積	56.61	56.61	56.61	510.60	3,666.49	4,197.09	4,253.70					994	994	680,102			
	計	1,338.10	9.45	1,347.55	617.13	3,753.70	4,310.83	5,718.38					994	994	880,882			
余市町	針	182.991	1,692	184.683	5.501	10.596	16.097	200.780									2,155.0	
	面積	54.297	203	54.500	60.315	564.293	624.608	679.103									6,459.6	
	計	237.288	1,895	239.183	65.816	574.889	640.705	879.883					994	994	880,882		8,614.6	
成長量	針	1,953.3	36.3	1,989.6	91.4	74.0	165.4	2,155.0										
	広	633.4	2.4	635.8	669.3	5.154.5	5,823.8	6,459.6										
	計	2,586.7	38.7	2,625.4	760.7	5.228.5	5,989.2	8,614.6										

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

市町村	区分	人工林			天然林			立木地			無立木地等			計
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	計	竹林	計	伐採跡地未立木地	改植地	林地以外の土地		
赤井川村	針	2,375.43	9.98	2,385.41	590.75	1,373.35	1,964.10		4,349.51					
	広	54.38	54.38		2,351.21	11,493.56	13,844.77		13,899.15					
	面積				2,941.96	12,866.91	15,808.87		18,248.66				988.78	19,237.44
	計	2,429.81	9.98	2,439.79	32.264	165.750	198.014							391.209
	針	192.398	797	193.195	302.877	1,386.997	1,689.874							2,472
	広	85.578	721	86.299	335.141	1,552.747	1,887.888							2,472
成長量	針	277.976	1,518	279.494	631.9	2,001.6	2,633.5							2,472
	広	3,796.8	5.3	3,802.1	4,732.7	15,053.1	19,785.8							6,435.6
	計	1,028.9	8.6	1,037.5	5,364.6	17,054.7	22,419.3							20,823.3
南幌町	針	4,825.7	13.9	4,839.6										27,258.9
	広	16.43		16.43										
	面積													6.18
	計	16.43		16.43										28.75
	針													
	広	1,284		1,284										
成長量	針	1,284		1,284										
	広	11.6		11.6										
	計	11.6		11.6										
由仁町	針	188.16	68.88	257.04	9.79	4.12	13.91							
	広				20.10	143.24	163.34							
	面積				29.89	147.36	177.25							27.09
	計	188.16	68.88	257.04	45.821	1,011	453							31.24
	針	26.653	15.276	41.929	3.073	22.424	25.497							43.393
	広	2,136	1,756	3,892	4,084	22,877	26,961							29.389
成長量	針	28.799	17.032	45.821	11.4	0.7	12.1							72,782
	広	25.6	21.1	46.7	22.6	196.6	219.2							906.5
	計	660.2	280.9	941.1	34.0	0	197.3							265.9
長沼町	針	420.49	152.81	573.30	32.30	4.86	37.16							1,172.4
	広	129.74		129.74	48.13	267.40	315.53							
	面積				80.43	212.26	352.69							
	計	550.23	152.81	703.04	1,609	646	2,255							55.50
	針	66.632	37.257	103.889	11,599	46.554	58,153							106.144
	広	13.258	4,180	17,438										75.591
成長量	針	79.890	41.437	121.327	13,208	47,200	60,408							181,735
	広	1,482.2	847.7	2,329.9	19.3	3.3	22.6							2,352.5
	計	155.5	52.1	207.6	126.1	462.5	588.6							796.2
(注)	1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。				145.4	465.8	611.2							3,148.7
	2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。													

市町村	区分	立木地										無立木地等 単位 面積:ha、材積:m ³ 、成長量:mi ² /年
		人工林			育成单層林			育成複層林			天然林	
面積	計	育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	計	天然生林	計	竹林	計	
栗山町	針	1,646.36	10.68	1,657.04	371.40	267.53	638.93	2,295.97				
	広	40.17		40.17	470.57	1,251.91	1,722.48	1,762.65				
	計	1,686.53	10.68	1,697.21	841.97	1,519.44	2,361.41	4,058.62				
	針	291.170	2.517	293.687	70.773	58.601	129.374	423.061				
	広	6.155		6.155	100.554	237.470	338.024	344.179				
	計	297.325	2.517	299.842	171.327	296.071	467.398	767.240				
成長量	針	5,954.2	25.2	5,979.4	1,203.1	692.8	1,895.9	7,875.3				
	広	66.7		66.7	1,522.1	2,394.8	3,916.9	3,983.6				
	計	6,020.9	25.2	6,046.1	2,725.2	3,087.6	5,812.8	11,858.9				
	針	1.45		1.45						1.45		
	広											
	計											
月形町	面積									0.67		
	針	1.45		1.45						0.67		
	広	644		644						0.67		
	計	644		644						0.67		
	針	6.8		6.8						0.67		
	成長量									0.67		
雨竜町	面積									0.67		
	針	6.8		6.8						0.67		
	広	728.77	37.37	766.14	129.67	448.70	578.37	1,344.51				
	計	728.77	37.37	766.14	390.47	3,611.64	4,002.11	4,002.11				
	針	112.140	5.160	117.300	17.191	65.984	83.175	5,346.62				
	成長量	15.797	5.998	21.795	45.765	243.449	469.214	491.009				
北竜町	面積											
	針	127.937	11.158	139.095	62.956	439.433	552.389	691.484				
	成長量	3,034.3	66.8	3,101.1	467.9	966.9	1,434.8	4,535.9				
	広	285.4	108.0	393.4	748.6	4,755.7	5,504.3	5,897.7				
	計	3,319.7	174.8	3,494.5	1,216.5	5,722.6	6,939.1	10,433.6				
	針	1,521.23	188.50	1,709.73	261.91	441.44	703.35	2,413.08				
	面積											
	針	6.94		6.94	664.89	3,540.68	4,205.57	4,212.51				
	成長量	1,528.17		1,716.67	926.80	3,982.12	4,908.92	6,625.59				
	広	146.067	15.377	161.444	33.069	57.839	90.908	252.352				
	計	71.628		9.257	80.885	83.153	358.836	441.989				
	針	4,422.7		202.0	4,624.7	595.3	775.0	1,370.3				
	成長量	1,283.4		166.9	1,450.3	1,232.5	3,674.0	4,906.5				
	計	5,706.1		368.9	6,075.0	1,827.8	4,449.0	6,276.8				

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

市町村	区分	立木地										無立木地等				計
		人工林				天然林				竹林		伐採跡地未立木地		改植	予定地	
		育成單層林	育成複層林	計	育成單層林	育成複層林	計	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地未立木地	改植	予定地		
沼田町	面積	針 計	1,356.21	13.62	1,369.83	765.07	684.25	1,449.32	2,819.15							
	面積	広 計	13.57	13.57	13.57	1,107.82	4,963.91	6,071.73	6,085.30							
	材積	針 計	1,369.78	13.62	1,383.40	1,872.89	5,648.16	7,521.05	8,904.45							807.08
	材積	広 計	115.559	1.757	117.316	67.929	81.468	149.397	266.713							9,711.53
	成長量	針 計	51.764	672	52,436	121.925	628.728	750.653	803.089							266.713
	成長量	広 計	167.323	2,429	169.752	189.854	710.196	900.050	1,069.802							803.089
幌加内町	面積	針 計	3,561.1	28.1	3,589.2	1,450.5	1,164.9	2,615.4	6,204.6							1,069.802
	面積	広 計	925.3	12.1	937.4	1,902.3	7,883.1	9,795.4	10,732.8							6,204.6
	材積	針 計	4,486.4	40.2	4,526.6	3,357.8	9,088.0	12,410.8	16,937.4							10,732.8
	材積	広 計	4,064.02		4,064.02	1,938.34	2,533.13	4,471.47	8,535.49							16,937.4
	成長量	針 計	104.69		104.69	5,226.34	15,598.96	20,825.30	20,929.99							
	成長量	広 計	4,168.71		4,168.71	7,164.68	18,132.09	25,296.77	29,465.48							
森林計画計	面積	針 計	267.032		267.032	203.259	294.215	497.474	764.506							764.506
	面積	広 計	163.700		163.700	513.666	1,515.346	2,029.012	2,192.712							2,192.712
	材積	針 計	430.732		430.732	716.925	1,809.561	2,526.486	2,957.218							2,957.218
	材積	広 計	8,532.3		8,532.3	4,521.8	4,491.7	9,013.5	17,545.8							17,545.8
	成長量	針 計	2,919.7		2,919.7	8,091.2	17,377.3	25,488.5	28,408.2							28,408.2
	成長量	広 計	11,452.0		11,452.0	12,613.0	21,889.0	34,502.0	45,954.0							45,954.0
森林計画計	面積	針 計	86,451.65	2,152.01	88,603.66	25,669.08	51,189.18	76,888.26	165,461.92							
	面積	広 計	2,498.36	244.23	2,742.59	37,611.67	200,005.33	237,617.00	240,359.59							
	材積	針 計	88,950.01	2,396.24	91,346.25	63,280.75	251,194.51	314,475.26	405,821.51	108.14	50.05					34,342.32
	材積	広 計	12,656.340	402.726	13,059.066	3,331.830	9,256.346	12,588.176	25,647.242	1,978						104
	成長量	針 計	1,929.049	65.851	1,994.900	6,214.153	29,616.775	35,830.928	37,825.828							25,647.242
	成長量	広 計	14,585.389	468.577	15,053.966	9,545.983	38,873.121	48,419.104	63,473.070	2,181						37,825.828

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていません。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていません。

(4) 制限林の種類別面積

森林計画区:005 石狩空知

単位:ha

区分		札幌市	小樽市	夕張市	岩見沢市	美唄市	芦別市
保 安 林	水源からの保安全林	53,043.52	5,674.47	61,789.24	3,252.58	1,596.46	68,112.97
	土砂流出防備保安全林	284.19	35.15				
	飛砂防護保安全林	28.68	466.86				149.59
	防風保安全林						
	水害防備保安全林						
	潮害防備保安全林						
	子音防護保安全林						
	防雪保安全林						
	防噪保安全林						
	ふたれ防止保安全林						
防 火 保 安 林	落石防止保安全林						
	防火保安林						
	魚つき保安林		(34.26)	62.84			
	航行目標保安林						
	保健保安林	(9,608.11)	15.89	(514.43)	326.60	(1,244.26)	(359.96)
	風致保安林	(284.19)	706.16				
	計	(9,892.30)	54,078.44	(548.69)	6,565.92	(1,244.26)	(359.96)
	保安施設地区						
	砂防指定地	(25.62)	0.20	(4.03)	2.28		
	特別保護地区						
國 立 公 園	第一種特別地域	(5,233.76)	36.43				
	第二種特別地域	(4,805.22)	178.87				
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計	(10,038.98)	215.30				
	特別保護地区						
	第一種特別地域		(28.84)	0.74			
	第二種特別地域		(154.99)	1.04			
	第三種特別地域		(6.56)	0.06			
	地種区分未定地域						
都 市 公 園 園 林	計		(190.39)	1.84			
	都						
	第一種特別地域		(1,687.64)	0.07			
	第二種特別地域		(3,468.64)				
	第三種特別地域		(1,280.59)	13.04			
	地種区分未定地域						
	計		(6,436.87)	13.11			
	原生自然環境保全地域						
	自然環境保全地域特別地区						
	都道府県自然環境保全地域特別地区						
綠 地 保 全 地 区	鳥獣保護区特別保護地区						
	緑地保全地区						
	風致地区	(401.34)	243.86				
	特別母樹林						
	史跡名勝天然記念物	(334.65)					
	種の保存法による管理地区						
	その他	(34,987.68)	37.56	(1,765.69)	25.86	(7,271.99)	8.06
	合計	(55,680.57)	54,575.36	(2,508.80)	6,595.90	(16,171.24)	(754.84)

(注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

区分		江別市	赤平市	三笠市	千歳市	深川市	市町村	惠庭市
保 安	水源涵養保安林	1,429.57	1,438.82	19,962.37	25,165.41	8,135.57		12,584.69
	土砂崩壊防護保安林				584.93	3,820.51		
	飛砂防備保安林	20.78			95.18			108.66
	防風保安林							
	水害防備保安林							
	潮害防備保安林							
	干害防備保安林							
	防雪保安林							
	防護保安林							
	丸太防土保安林							
林	落石防止保安林							
	防水保安林							
	魚つき保安林							
	航行目標保安林							
	保健保安林	(191.13)						
	風致保安林							
	計	(191.13)	1,450.35	1,438.82	19,962.37	(4,349.61)	50.29	(1,835.32)
	保安施設地区							(923.46)
	砂防指定地							
	特別保護地区							
國 立 公 園	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
	計							(507.71)
	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
國 定 公 園	計							(507.71)
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
	計							
	第一種特別地域	(205.69)	24.05					
	第二種特別地域	(566.08)	55.78					
	第三種特別地域	(646.76)	11.54					
	地種区分未定地域							
自然 園 立 計	計	(1,418.53)	91.37					
	原生自然環境保全地域							
	自然環境保全地域特別地区							
	都道府県自然環境保全地特別地区							
	鳥獣保護区特別地区							
	緑地保全地区							
	風致地区							
	特別母樹林							
	中秋名勝天然記念物							
	その他	(1,509.90)						
合計		(3,132.79)	1,541.72	1,438.82	(7,295.86)	20,097.62	(30,843.34)	26,262.06
(注) () 書の数値は重複削除林以外数である。								

区分		北広島市	石狩市	当別町	新篠津村	積丹町	古平町
保 安	水源から養保安林	591.30	271,063.68	2,301.41		13,498.78	13,965.48
	土砂流出防備保安林		5,365.83				
	土砂崩れ防備保安林		296.35	6.11		575.37	29.99
	飛砂防備保安林						
	防風保安林		503.72	114.05	36.54		
	水害防備保安林					17.55	
	潮害防備保安林						
	土害防備保安林						
	落石防備保安林						
	防水保安林						
林	魚つき保安林		5.86			(525.32)	7.28
	航行目標保安林		0.70				(24.49)
	保健保安林		7,502.45			(33.99)	
	風致保安林						
	計	591.30	40,858.42	2,421.57	36.54	(559.31)	15,049.05
	保育施設地区						(24.49)
	砂防指定地						50.18
	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
國 立 公 園	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計						
	特別保護地区						
	第一種特別地域	(160.00)					
	第二種特別地域	(982.56)	23.78			(86.57)	1.55
	第三種特別地域	(1,488.79)				(162.46)	1.07
	地種区分未定地域	(5,651.24)	36.41			(321.63)	3.68
	計	(8,282.59)	60.19			(570.66)	2.86
	都道府県立公園	(47.21)	0.93				
自 然 公 園	第一種特別地域	(39.70)	0.34				
	第二種特別地域	(86.91)	1.27				
	第三種特別地域	(86.91)					
	地種区分未定地域						
	原生自然環境保全地域						
	自然環境保全地或特別地域						
	都道府県立公園						
	鳥獣保護区特別保護地区	(48.14)	(50.93)	0.62			
	緑地保全地区						
	風致地区						
特別 母 樹 林	特別母樹林	(41.70)					
	史跡名勝天然記念物	(121.31)	0.29	(8,692.56)	10.24	(1,580.03)	(308.32)
	種の保存法による管理地区	(298.06)	592.86	(17,026.08)	40,935.10	(2,729.57)	14,048.95
	その他						0.02
合計					2,421.57	36.54	(407.46)

(注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

(注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

区分		栗山町	月形町	雨竜町	北竜町	沼田町	幌加内町
保 安 林	水源かん養保安林	4,235.58	2.12	4,858.97	3,822.76	6,732.71	31,009.29
	土砂流出防備保安林			55.79		1,473.55	
	土砂崩壊防備保安林						
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水雪防備保安林						
	潮害防備保安林						
	干害防備保安林						
	防雪保安林						
	防雪保安林						
林	なだれ防止保安林						
	落石防止保安林						
	防火保安林						
	魚つき保安林						
	航行目隠保安林						
	保健保安林						
	風致保安林						
	計	4,235.58	2.12	(1,655.01)	(440.21)	(118.31)	50.06
	保安施設地区						
	砂防指定地						
国 立 公 園	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計						
	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
都 道 府 県 國 立 公 園	地種区分未定地域						
	計						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
	計						
	都道府県自然環境保全地域特別地区						
	都道府県自然環境保全地域特別地区						
	鳥獣保護区特別保護地区						
原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	緑地保全地区						
	風致地区						
	特別母樹林						
	史跡名勝天然記念物						
	種の保存法による管理地区						
	その他						
	合計	4,235.58	2.12	(4,500.89)	4,916.83	(2,254.17)	3,827.67

(注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

区分		合計		市町村	
保 安 林	水源かん養保安林		404.591.40		
	土砂流出防備保安林		11.394.42		
	土砂崩壊防備保安林		1.436.23		
	飛砂防備保安林				
	防風保安林		1.704.79		
	水雪防備保安林				
	漁害防備保安林				
	干害防備保安林				
	防雪保安林				
	防轟保安林				
林	森林火防保安林		1.378.14		
	防火保安林				
	魚つき保安林		(711.77)	128.40	
	航行目標保安林		0.70		
	保健保安林		(21.597.23)	7.945.29	
	風致保安林		(294.19)	706.16	
	計		(22.593.19)	429.285.53	
	保安施設地区				
	砂防指定地		(112.87)	1.83	
	特別保護地区		(841.65)	6.04	
国 立 公 園	第一重特別地域		(9.191.96)	145.01	
	第二重特別地域		(10.994.39)	357.98	
	第三重特別地域		(637.41)	42.24	
	地種区分未定地域				
	計		(21.665.41)	551.27	
	特別保護地区		(270.00)		
	第一重特別地域		(3.083.19)	27.93	
	第二重特別地域		(1.806.24)	2.11	
	第三重特別地域		(8.740.47)	65.96	
	地種区分未定地域				
都 道 府 県 國 立	計		(13.899.90)	96.00	
	第一重特別地域		(3.235.10)	34.79	
	第二重特別地域		(9.247.03)	65.63	
	第三重特別地域		(9.038.04)	201.23	
	地種区分未定地域				
	計		(21.520.17)	301.65	
	原生自然環境保全地域				
	自然環境保全地域特別地区				
	都道府県自然環境保全地域特別地区				
	鳥獣保護又特別保護地区		(618.66)	7.04	
合 計	緑地保全地区				
	風致地区		(401.34)	243.86	
	特別母樹林		(47.03)		
	史跡名勝天然記念物		(1.423.18)	0.52	
	種の保存法による管理地区				
その他	その他		(86.097.26)	116.78	
	合計		(168.379.01)	430.620.48	

(注) () 書の数値は重複割林で外数である。

(5) 樹種別材積表

単位: m³

		人工林	天然林	無立木地	その他	計
針葉樹	スギ	1,706				1,706
	ヒノキ	70				70
	ヒバ	42				42
	カラマツ	2,070,103	48,032	1,978		2,120,113
	アカマツ	711	380			1,091
	クロマツ	2,734				2,734
	トドマツ	9,358,207	7,907,282		56	17,265,545
	エゾマツ	1,287,585	4,566,719			5,854,304
	他針葉樹	337,908	63,588		48	401,544
	小計	13,059,066	12,586,001	1,978	104	25,647,149
広葉樹	ナラ類	27,314	4,380,667			4,407,981
	カシバ類	516,306	8,027,483			8,543,789
	カエデ類	14,429	4,716,130			4,730,559
	シナノキ	17,232	4,911,947			4,929,179
	タモ類	161,777	53,326			215,103
	他広葉樹	1,257,842	13,741,375	203	25,150	15,024,570
	小計	1,994,900	35,830,928	203	25,150	37,851,181
合計		15,053,966	48,416,929	2,181	25,254	63,498,330

(6) 荒廃地等の面積

単位: ha

市町村名	荒廃地	市町村名	荒廃地
札幌市	9.46	古平町	0.50
小樽市	0.36	仁木町	3.82
夕張市	32.05	余市町	6.44
岩見沢市	15.52	赤井川村	4.01
美唄市	-	南幌町	-
芦別市	52.30	奈井江町	-
江別市	0.21	上砂川町	-
赤平市	-	由仁町	0.56
三笠市	112.92	長沼町	1.63
千歳市	1.43	栗山町	-
滝川市	-	月形町	-
砂川市	-	浦臼町	-
歌志内市	-	新十津川町	-
深川市	986.81	妹背牛町	-
恵庭市	0.48	秩父別町	-
北広島市	-	雨竜町	4.57
石狩市	3.16	北竜町	11.30
当別町	-	沼田町	381.11
新篠津村	-	幌加内町	209.03
積丹町	-	計	1837.67

(7) 森林の被害

単位: ha

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総数	2,138	9	7

注) 北海道森林管理局事業統計書による。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

振興局	組合名	市町村 (地区)	組合人数 (人)	組合員所有 森林面積 (ha)
後志	ようてい森林組合	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、ニセコ町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村		
石狩	千歳市森林組合	千歳市	4,697	61,886
	札幌市森林組合	札幌市、恵庭市、北広島市		
	当別町森林組合	石狩市(旧石狩市、旧浜益村)、当別町の一部		
	石狩市森林組合	石狩市(旧厚田村)、当別町の一部		
空知	南空知森林組合	夕張市、岩見沢市の一部、三笠市の 一部、南幌町、由仁町、長沼町、 栗山町	4,697	61,886
	なからち森林組合	芦別市、赤平市		
	北空知森林組合	深川市、妹背牛町、秩父別町、 雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町		
	そらち森林組合	岩見沢市、美唄市、三笠市、滝川市、 歌志内市、奈井江町、上砂川町、 月形町、浦臼町、新十津川町		

注) 森林組合現況調査一覧(令和2年度)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位:事業体

市町村	造林業	素材 生産業	木材・木製品製造業							計
			製材	チップ	合单板	フローリング	集成材	プレカット		
総 数	(38) 43	(33) 36	8	15	5	5	1	5	39	
札幌市	(5) 6	(2) 3	1	1						2
小樽市	(1) 1	(1) 1	1				1			2
夕張市	(1) 1	(1) 1				1				1
岩見沢市	(2) 2	(2) 2	1	1						2
美唄市										0
芦別市	(5) 5	(5) 5	1	2	1	1				5
江別市									1	1
赤平市	(1) 1	(2) 2		1	1				1	3
三笠市	(1) 1	(1) 1	1	2		1				4
千歳市	1	1	1	2	1					4
滝川市	(1) 1	(2) 2	1	1						2
砂川市	(2) 2					1				1
歌志内市										0
深川市	(2) 2	(1) 1		1						1
恵庭市	(2) 2	(1) 1								0
北広島市									1	1
石狩市	(2) 3	(2) 3							2	2
当別町	(3) 3	(2) 2								0
新篠津村										0
積丹町										0
吉平町										0
仁木町										0
余市町										0
赤井川村	(2) 2	(1) 1		1						1

単位:事業体

市町村	造林業	素材 生産業	木材・木製品製造業						
			製材	チップ	合单板	フローリング	集成材	プレカット	計
南幌町					1				1
奈井江町	(4) 4	(3) 3							0
上砂川町									0
由仁町				1					1
長沼町		(1) 1							0
栗山町	(1) 2	(3) 3			1	1			2
月形町									0
浦臼町									0
新十津川町	1								0
妹背牛町									0
秩父別町			1	1					2
雨竜町	(1) 1	(2) 2							0
北竜町									0
沼田町	(2) 2	(1) 1							0
幌加内町				1					1

注1) 北海道水産林務部林務局林業木材課調べ(調査時点:R4.3月)による。

2) 素材生産業上段の()は、森林組合を除いた事業体数の内数。

3) チップ上段の()は、製材工場との兼業で内数。

(3) 林業労働力の概況

単位:人

	総就労者	林業 就労者
S 55年	1,090,740	3,534
S 60年	1,148,063	3,005
H 2年	1,236,001	2,166
H 7年	1,321,941	1,513
H 12年	1,314,052	1,080
H 17年	1,280,904	921
H 22年	1,229,898	918
H 27年	1,203,041	859
R 2年	1,418,754	1,028

注) 令和2年国勢調査報告による。

(4) 林業機械化の概況

単位 台数:台

機械種名		台数	説明
索道	重量式		素材の自重を利用して移送するもの
	動力式		動力を持って移動するもの
集材機	小型		10PS未満のもの
	大型		10PS以上のもの
モノケーブル			ジグザグ集材施設
リモコンワインチ	5		遠隔操作による小型可搬式木寄せ機
自走式搬器	1		架線上を走行し素材の巻き上げ及び移送を行う搬器
モノレール			跨座式及び懸垂式
小型運材車			20PS未満のもの
	16		20PS以上のもの
ホイールタイプトラクタ	1		素材等を牽引して集材等の作業に用いる(車輪式のもの)
クローラタイプトラクタ	23		ホイールトラクタと同じ作業に用いる(履帶式のもの)
育林用トラクタ	3		主として地拵え等の育林作業に用いる
フォークリフト	7		素材を所定の高さへ積み込み、巻立等の作業を行う
フォークローダ	2		土場等で素材の積み込み、巻立等の作業を行う
クレーン	運材機能なし	15	素材等の吊り上げ、積み込み、巻立等の作業のみを行うもの (トラッククレーン、ホイルクレーン、クローラクレーン)
	運材機能あり	17	クレーン作業と木材運搬を行うもの (クレーン付きトラック)
グラップル	運材機能なし	60	クレーンの先端部に材をつかむグラップルを装備 (グラップルローダ作業車)
	運材機能あり	5	グラップルローダによる作業と木材の運搬を行うもの (グラップルローダ付きトラック)
トラクタショベル	19		木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの
ショベル系掘削機械	58		木材の搬出、育林作業等に係る土木用のもの (バックホウ、パワーショベル等)
チエーンソー	445		伐倒、枝払い、造材作業、育林作業等に用いる
チエーンソーリモコン装置付			リモコンチエーンソー架台
刈払機	476		地拵え、下刈等に用いるもの(携帯式のもの)
植穴掘機	11		苗木を林地に植栽するのに用いるもの
動力枝打機	自動木登り式	1	自動木登り式のもの
	背負い式等	6	背負い式等の上記以外のもの
苗畑用トラクタ	19		苗畑において、耕うん、整地等に用いる
フェラーバンチャ	11		立木を伐倒、集積する自走式機械
スキッタ	1		牽引式集材専用のトラクタ
プロセッサ	5		枝払い、玉切りする自走式機械
ハーベスター	25		伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
フォワーダ	14		積載式集材専用車両
タワーイヤー	1		元柱を具備した自走式集材機械
グラップルソー	5		巻立、玉切りする自走式機械
樹木粉碎機	11		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械

注) 北海道水産林務部林務局林業木材課調べ(令和3年3月31日現在)による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	346	986	1,346	323	842	1,165	79%	90%	87%
針葉樹	308	867	1,205	235	731	966	65%	87%	80%
広葉樹	38	119	141	88	111	199	178%	121%	141%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積:ha

計画	実行	実行歩合
20,397	13,590	71%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積:ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2,436	1,799	74%	1,329	1,436	107%	1,108	363	33%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長:km

区分	開設延長			拡張箇所数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	84	36	43%	33箇所	26箇所	81%
うち林業専用道	-	36	-	-	-	-

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積:ha

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	2	2	100%	-	134	-
水源かん養	-	-	-	-	128	-
土砂崩壊防備	-	-	-	-	0	-
防風	-	-	-	-	1	-
魚つき	-	-	-	-	4	-
保健	2	2	100%	-	0	-

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

主な工種	計画	実行	実行歩合
渓間工(箇所)	41	10	24%
山腹工(箇所)	21	17	81%
植栽工(ha)	83	21	22%
本数調整伐(ha)	1307	312	24%

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H30～R4年度)である。

5 林地の異動状況(森林計画対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	採石採土地	その他の 林地	合計
-	-	-	-	16	16

注) その他の主な内訳は所管換及び売り払いである。

(2) 森林以外より森林への異動

該当なし

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha、材積:千m3

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総 数	277	328	336	330	319	287	261	237
	針葉樹	1,585	1,844	1,885	1,854	1,805	1,625	1,494	1,349
	広葉樹	1,356	1,583	1,619	1,591	1,548	1,391	1,277	1,152
	総 数	229	260	266	263	256	233	216	197
	主 伐	343	404	420	398	359	287	217	171
	針葉樹	295	337	350	331	297	234	172	132
	間 伐	48	67	70	67	62	53	45	40
	針葉樹	1,242	1,439	1,465	1,456	1,445	1,338	1,276	1,178
	広葉樹	1,061	1,246	1,268	1,260	1,251	1,158	1,105	1,020
造林面積	総 数	1,276	1,460	1,385	1,438	1,252	1,003	725	234
	人工造林	0	0	0	0	0	0	0	0
	天然更新	1,276	1,460	1,385	1,438	1,252	1,003	725	234

注) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 分期別期首資源表

單位 面積·ha、材積:千m³

区分		面積										材積		
第Ⅰ分期	人工林	総数	1·2齡級	3·4齡級	5·6齡級	7·8齡級	9·10齡級	11·12齡級	13·14齡級	15·16齡級	17·18齡級	19·20齡級	21齡級以上	
		405,796	926	1,572	690	9,450	27,281	39,296	21,532	7,100	8,909	13,798	275,243	
第Ⅱ分期	人工林	総数	91,321	634	1,074	619	8,969	24,614	33,139	17,128	1,721	1,800	1,309	315
		88,950	241	766	384	8,960	24,586	32,909	16,562	1,559	1,650	1,045	289	14,585
第Ⅲ分期	天然林	育成單層林	2,371	393	308	235	8	29	230	566	1,62	150	264	26
		育成複層林	0	314,475	292	498	71	482	2,667	6,157	4,404	5,379	7,109	12,489
第Ⅰ分期	天然林	育成單層林	63,281	286	490	60	468	2,223	5,150	3,247	4,282	4,132	5,872	37,070
		育成複層林	251,195	6	9	11	13	443	1,006	1,157	1,098	2,976	6,617	237,858
第Ⅱ分期	天然林	天然生林	251,126	6	13	9	98	901	1,032	1,039	1,219	5,061	241,746	39,169

区分		面積										材積		
第Ⅱ分期	人工林	総数	405,796	2,069	1,572	660	3,157	18,165	36,562	31,461	10,803	6,688	12,274	282,386
		育成單層林	90,463	2,022	939	520	2,884	16,887	31,626	25,418	6,599	1,165	1,878	526
第Ⅲ分期	天然林	育成複層林	86,682	326	613	325	2,735	16,876	31,526	24,910	6,294	1,040	1,559	478
		育成單層林	3,781	1,696	326	195	149	11	101	508	304	124	318	48
第Ⅰ分期	天然林	育成複層林	315,333	47	633	140	272	1,278	4,936	6,043	4,205	5,523	10,396	281,860
		天然生林	64,207	40	633	127	263	1,180	4,035	5,010	3,165	4,304	5,335	40,114

区分		面積										材積		
第Ⅲ分期	人工林	総数	405,796	3,093	926	1,572	1,208	10,563	26,441	36,692	20,580	7,793	8,740	288,188
		育成單層林	87,734	3,093	634	1,074	619	8,871	23,096	29,862	15,814	1,593	1,605	1,473
第Ⅰ分期	天然林	育成複層林	82,559	235	241	766	384	8,863	23,068	29,652	15,259	1,445	1,457	1,189
		天然生林	5,175	2,858	393	308	235	8	27	210	555	148	147	284
第Ⅱ分期	天然林	育成單層林	318,062	0	292	498	589	1,692	3,346	6,830	4,766	6,199	7,136	286,715
		育成複層林	67,698	286	490	579	1,679	2,936	5,835	3,613	5,102	4,167	43,012	10,584
第Ⅲ分期	天然林	天然生林	250,364	6	8	10	13	410	995	1,153	1,097	2,969	243,703	39,451

単位 面積:ha、材積:千m³

区分		面積										材積		
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第IV分期	総数	405,796	2,845	2,069	1,572	1,247	5,214	17,911	33,793	29,492	11,114	7,378	293,163	65,239
	人工林	84,838	2,845	2,022	939	520	2,860	15,198	28,066	22,931	6,010	1,109	2,338	14,410
	育成單層林	78,358	64	326	613	325	2,711	15,189	27,975	22,447	5,741	987	1,979	13,777
	育成複層林	6,480	2,781	1,696	326	195	149	10	91	484	268	122	359	633
	天然林	320,958	0	47	633	727	2,354	2,712	5,727	6,560	5,104	6,269	290,825	50,830
	育成單層林	0												
育成複層林	育成複層林	71,350	40	633	715	2,346	2,617	4,845	5,538	4,067	5,052	45,496	11,100	
	天然生林	249,608	6	12	9	96	881	1,022	1,037	1,217	1,037	1,217	245,329	39,730

区分		面積										材積		
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第V分期	総数	405,796	2,823	3,093	926	1,904	2,669	11,403	24,634	34,327	20,112	8,469	295,436	65,221
	人工林	82,356	2,823	3,093	634	1,074	614	8,000	20,454	26,875	14,278	1,510	3,003	13,627
	育成單層林	74,524	71	235	241	766	381	7,992	20,430	26,676	13,789	1,365	2,579	13,016
	育成複層林	7,833	2,752	2,858	393	308	233	7	25	198	489	145	423	611
	天然林	323,440	0	0	292	831	2,055	3,403	4,180	7,452	5,834	6,959	292,434	51,594
	育成單層林	0												
育成複層林	育成複層林	74,581	286	823	2,045	3,391	3,779	6,469	4,684	5,865	4,7240	11,585		
	天然生林	248,858	6	8	9	12	401	983	1,151	1,094	245,194	40,009		

区分		面積										材積		
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第VI分期	総数	405,796	2,690	2,845	2,069	1,667	2,280	6,263	16,922	32,030	28,359	11,615	299,057	65,211
	人工林	80,167	2,690	2,845	2,022	939	519	2,583	13,402	25,533	20,605	5,659	3,371	12,889
	育成單層林	71,148	54	64	326	613	325	2,451	13,393	25,446	20,179	5,396	2,900	12,158
	育成複層林	9,019	2,635	2,781	1,696	326	194	131	9	87	426	263	471	731
	天然林	325,629	0	0	47	728	1,762	3,680	3,520	6,498	7,754	5,956	295,685	52,322
	育成單層林	0												
育成複層林	育成複層林	77,515	41	728	1,751	3,426	5,625	6,734	4,921	50,617	12,038			
	天然生林	248,114	6	11	8	94	873	1,020	1,035	245,068	40,284			

単位 面積:ha、材積:千m³

区分		面積										材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	
第VII分類	総数	405,796	2,254	2,823	3,093	938	2,486	3,537	11,217	23,728	32,932	20,374	302,413
	人工林	78,246	2,254	2,823	3,093	634	1,070	554	7,003	18,681	24,202	13,525	4,406
	育成單層林	68,281	47	71	235	241	763	349	6,996	18,658	24,027	13,046	3,849
	育成複層林	9,965	2,207	2,752	2,858	393	307	205	7	23	175	479	557
	育成重複層林	0	0	0	0	304	1,417	2,983	4,214	5,047	8,730	6,849	298,007
	天然林	80,177				298	1,410	2,973	4,202	4,649	7,749	5,701	53,195
天然生林		247,373				6	7	9	12	398	981	1,148	244,812
													40,555

区分		面積										材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	
第VIII分類	総数	405,796	1,728	2,690	2,845	2,078	1,833	2,858	6,685	16,657	30,815	28,487	309,122
	人工林	76,599	1,728	2,690	2,845	2,022	932	470	2,265	12,271	23,007	19,594	8,776
	育成單層林	65,951	38	54	64	326	608	299	2,137	12,262	22,930	19,176	8,056
	育成複層林	10,648	1,690	2,635	2,781	0	56	901	2,387	4,420	4,386	8,77	418
	育成重複層林	329,198	0	0	0								720
	天然林	82,564				51	901	2,377	4,412	4,293	6,937	7,876	55,717
天然生林		246,634				5		10	8	93	871	1,017	244,628
													40,826

区分		面積										材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	
第IX分類	総数	405,796	1,189	2,254	2,823	3,112	958	2,652	3,981	11,666	23,118	32,862	321,180
	人工林	75,158	1,189	2,254	2,823	3,093	631	959	497	6,510	16,837	22,922	17,442
	育成單層林	64,102	16	47	71	235	239	689	308	6,504	16,816	22,750	16,427
	育成複層林	11,056	1,173	2,207	2,752	2,858	392	270	189	6	21	171	1,016
	育成重複層林	330,638	0	0	0	19	327	1,693	3,484	5,156	6,282	9,940	303,738
	天然林	84,742				19	322	1,686	3,475	5,144	5,885	8,961	59,251
天然生林		245,896				5	7	9	12	397	979	244,487	41,100

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

材積: 千m³

主伐(皆伐)の上限量の目安(年間)
20

IV 林道開設計画図

石狩空知国有林の地域別の森林計画書

別添 林道開設計画図

計画期間 自 令和 5年 4月 1日
 至 令和 15年 3月 31日

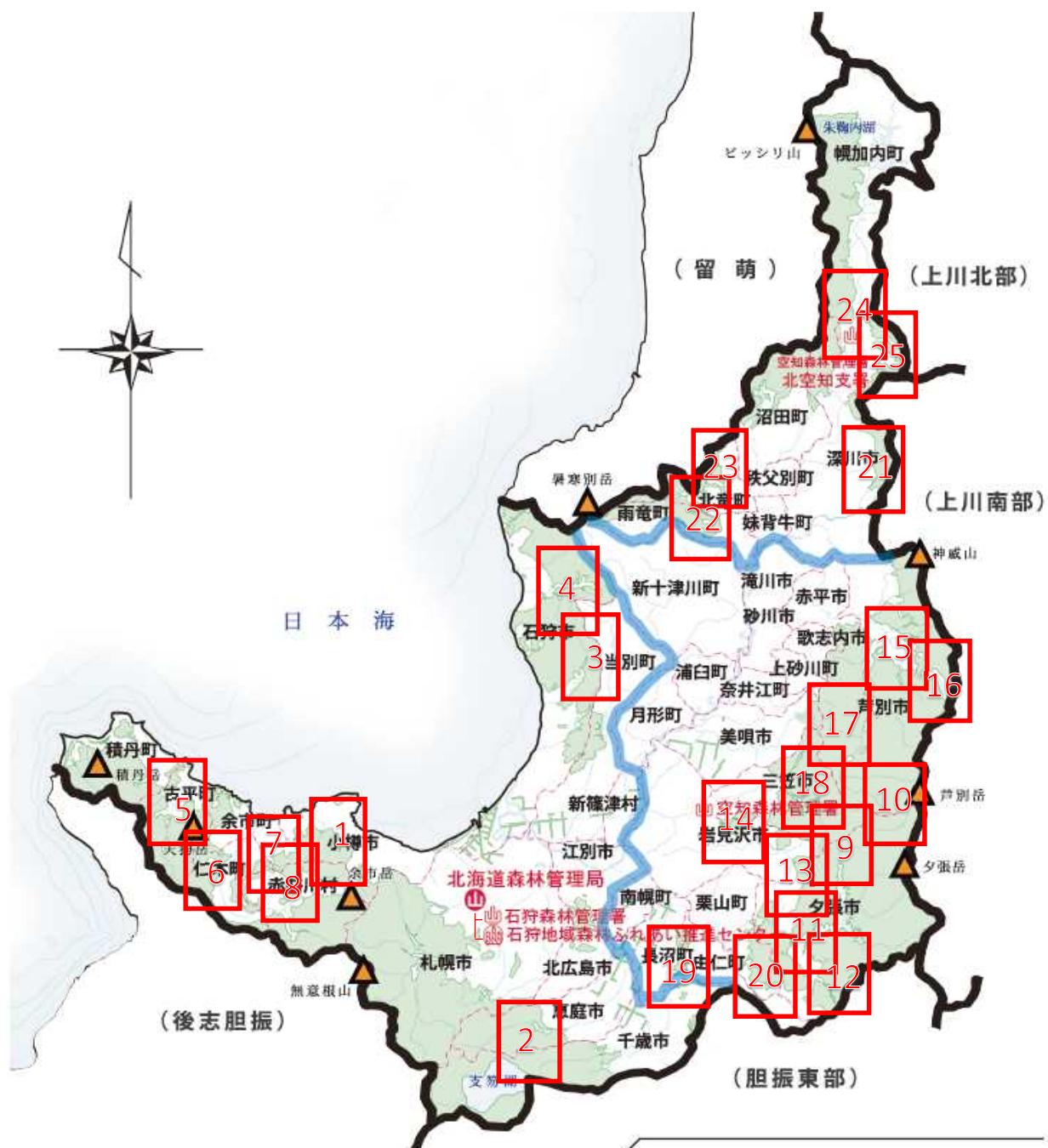
開設林道路線一覧表

森林計画区	森林管理（支）署	市町村	図面番号	路線番号	路線名	代表林班	延長 (km)
石狩空知	石狩	小樽市	1	1	白井沢支線	4132	2.6
		千歳市	2	2	紋別平支線	5410	4.5
		恵庭市		3	漁川左岸	5018	3.8
		石狩市	3	4	出戸股第三	265	2.9
				5	右股	264	1.2
			4	6	岩渕山	583	1.0
		古平町	5	7	美國越	3399	2.5
				8	沢江	3315	4.6
				9	当丸	3381	1.8
		仁木町	6	10	銀山	3211	2.5
			7	11	冷水峠	3020	2.2
		余市町		12	大登沢	3018	5.0
		赤井川村	8	13	赤井川支線	3050	1.5
	空知	夕張市	9	14	主夕張支線	1047	1.6
			10	15	奥主夕張1号	1069	1.2
			9	16	ペンケホロカ	1039	3.5
			11	17	清栄	2124	1.5
			12	18	新奥登川	1373	2.7
				19	クルキ支線	2292	1.9
		岩見沢市	13	20	パンケホロカナイ支線	21	2.7
		美唄市	14	21	二の沢支線	38	5.6
		芦別市	15	22	御料山	3188	1.4
				23	小沢支線	3311	1.9
			16	24	ペンケテシマ支線	3376	2.6
			15	25	下金剛沢	3427	3.0
			17	26	三段滝1号	4120	1.5
				27	三段滝	4121	2.0
		三笠市	18	28	芦の沢	193	2.5
				29	上一の沢支線	196	4.5
		長沼町	19	30	馬追沢	6	5.1
		栗山町	20	31	滝の下	2512	1.8

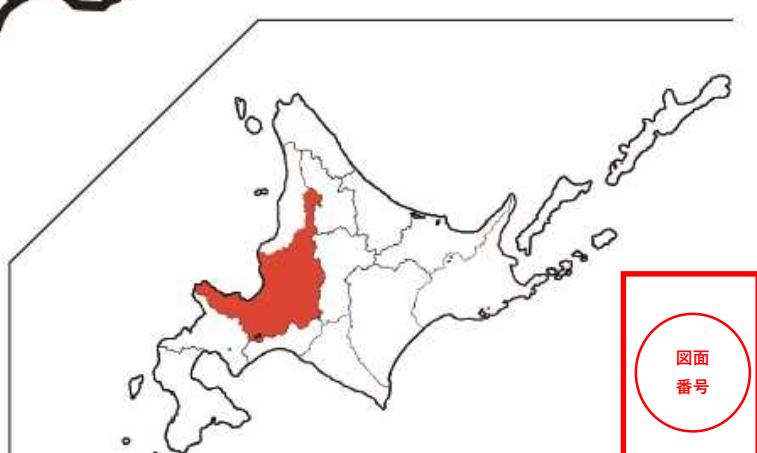
北空知	深川市	21	32	ポン右沢	543	1.5
			33	神居岩	546	1.5
	雨竜町	22	34	桂の沢	408	1.7
			35	龍神	424	1.0
	北竜町	23	36	暑風沢	462	1.6
			37	美葉牛奥沢支線	472	1.1
			38	6 3 ・ 6 4 林班	463	2.3
			39	共竜支線	457	1.4
			40	美葉牛奥沢支線	473	4.0
			41	6 7 林班	467	2.1
			42	小豆沢支線	465	2.3
			24	43 一線沢越	232	1.6
	幌加内町	25	44 沼牛支線	27	2.4	
		24	45 ほろたち	207	2.3	
		25	46 和寒峠	37	1.5	
		24	47 5 0 林班	50	1.5	
		25	48 貯水沢	21	3.3	
		24	49 一線沢越	233	1.8	
				石狩空知森林計画区計		118.0

※ 図面上で開設林道路線は赤い線で表記

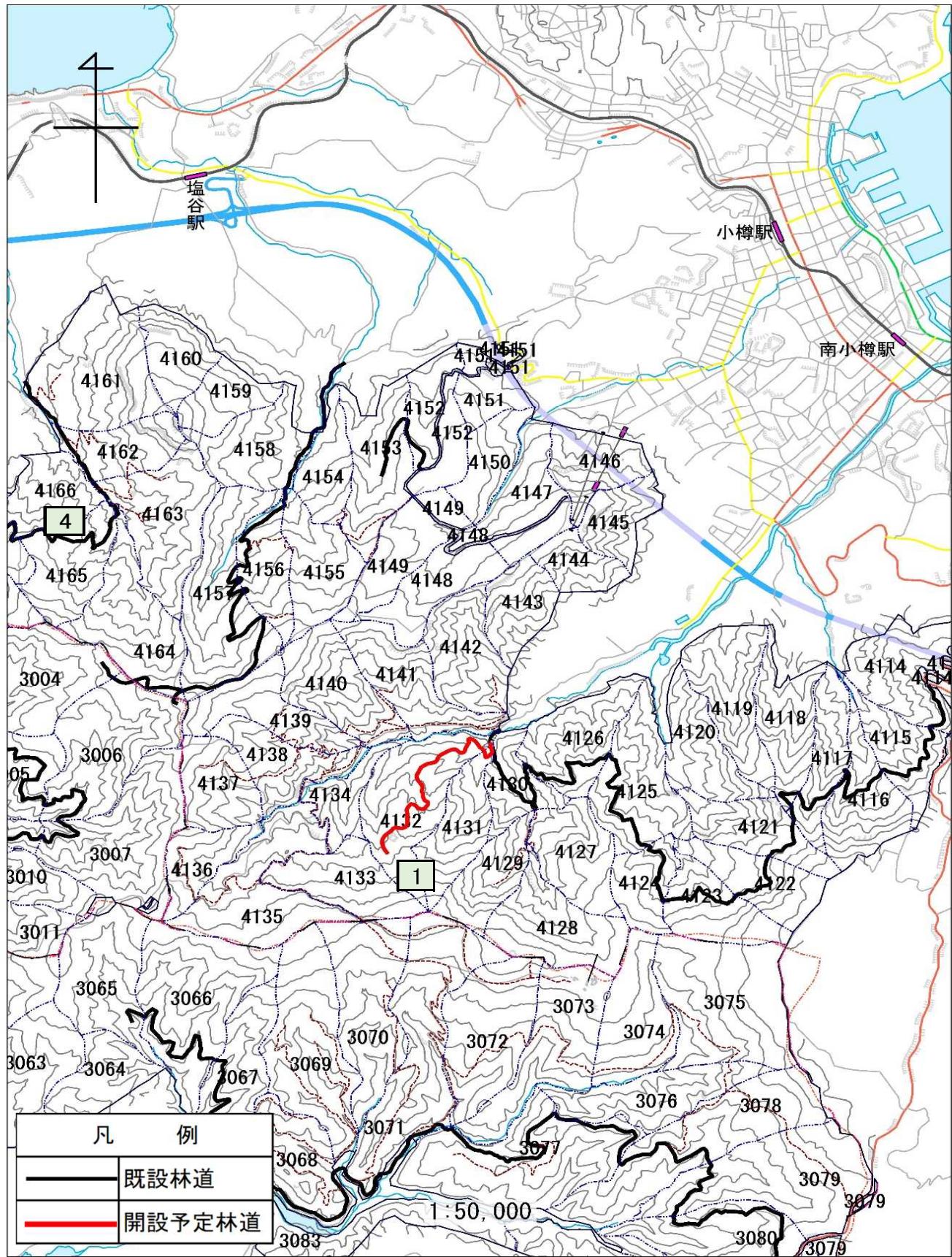
石狩空知森林計画区の位置図



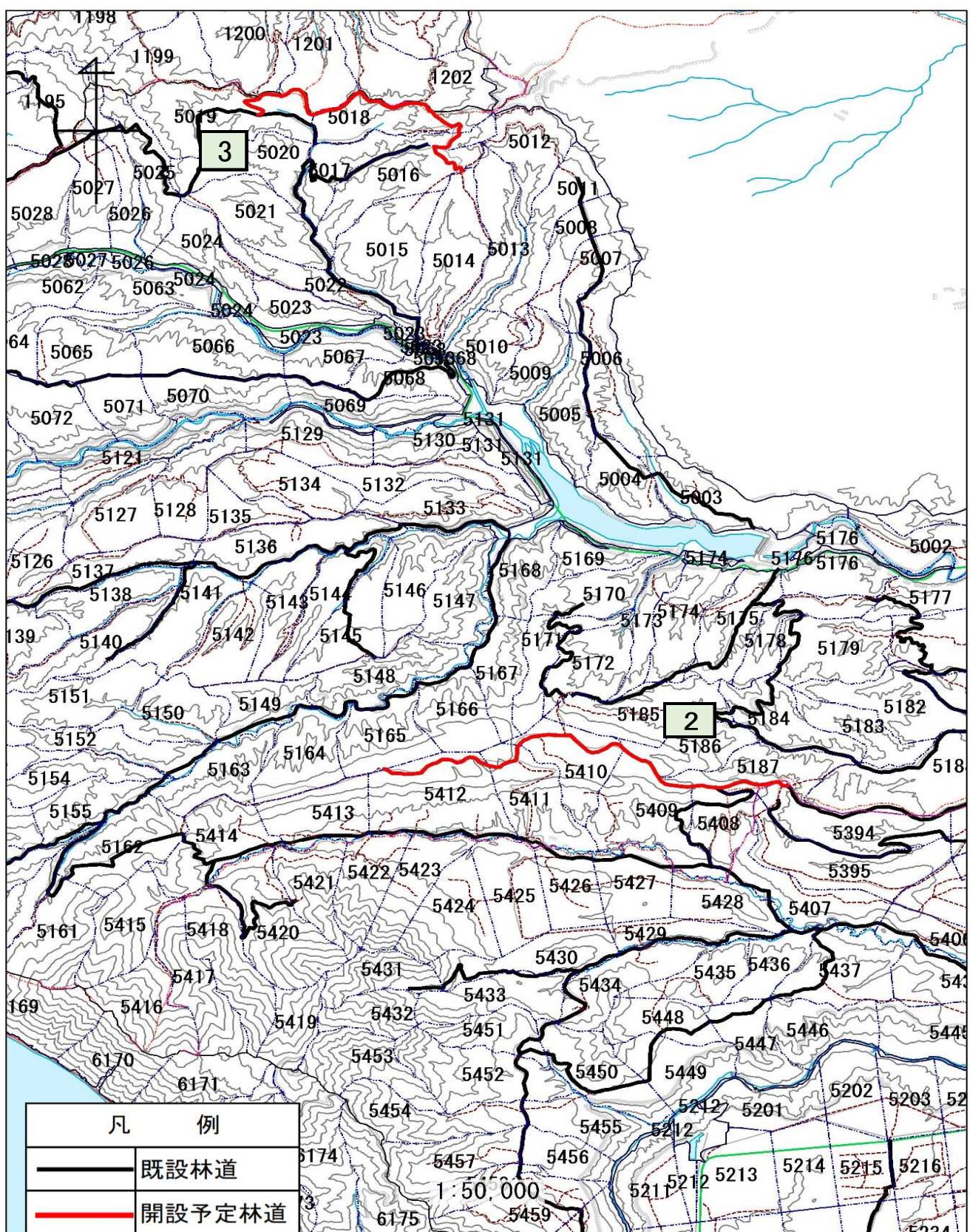
凡 例	
国 有 林	■
主 要 山 岳	▲
鉄 道	—□—
森 林 計 画 区 界	—
市 町 村 界	—·—
振 興 局 界	—·—
森 林 管 理 署 等	■/■/■
森 林 管 理 署 界	■



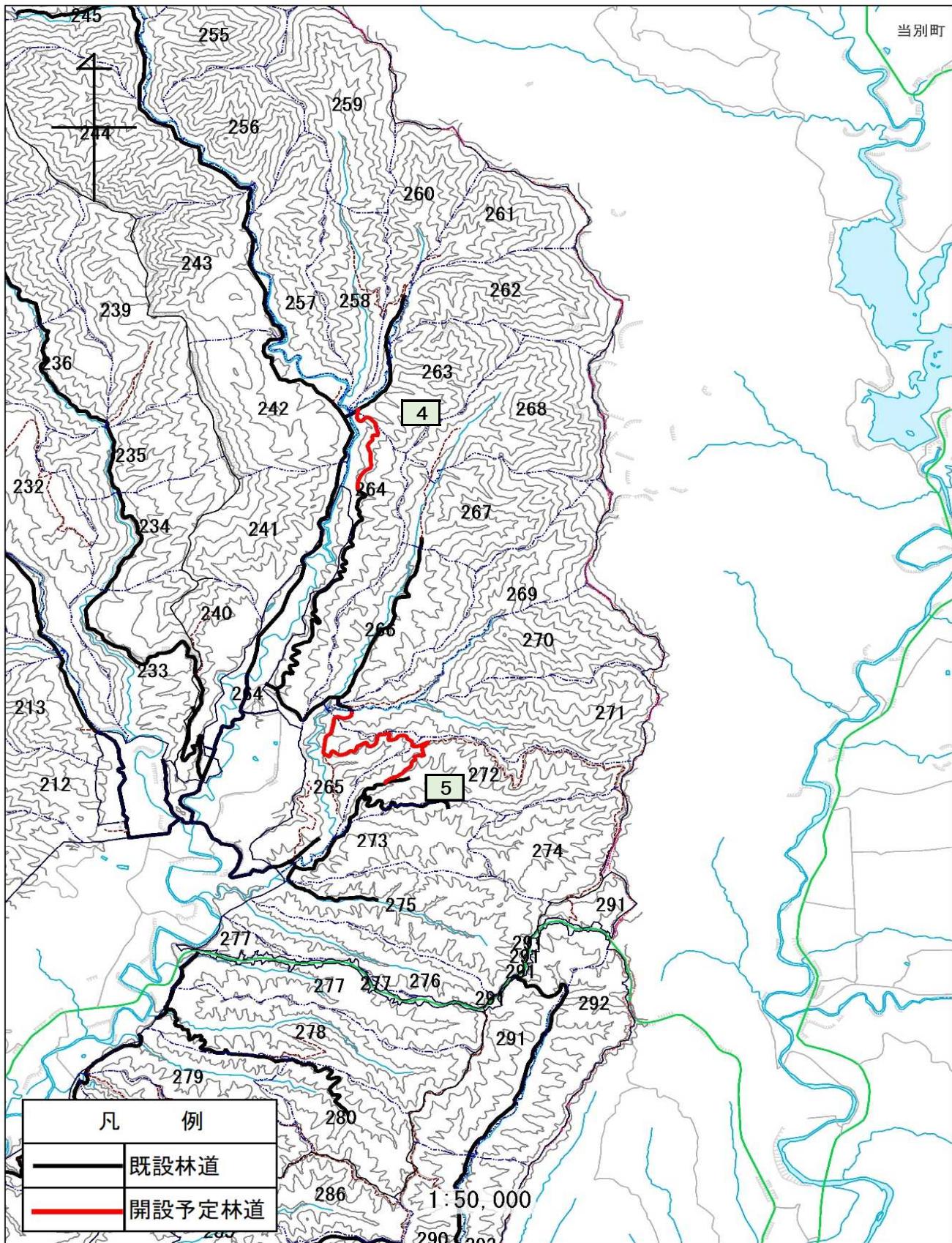
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50, 000)
図面番号: 1



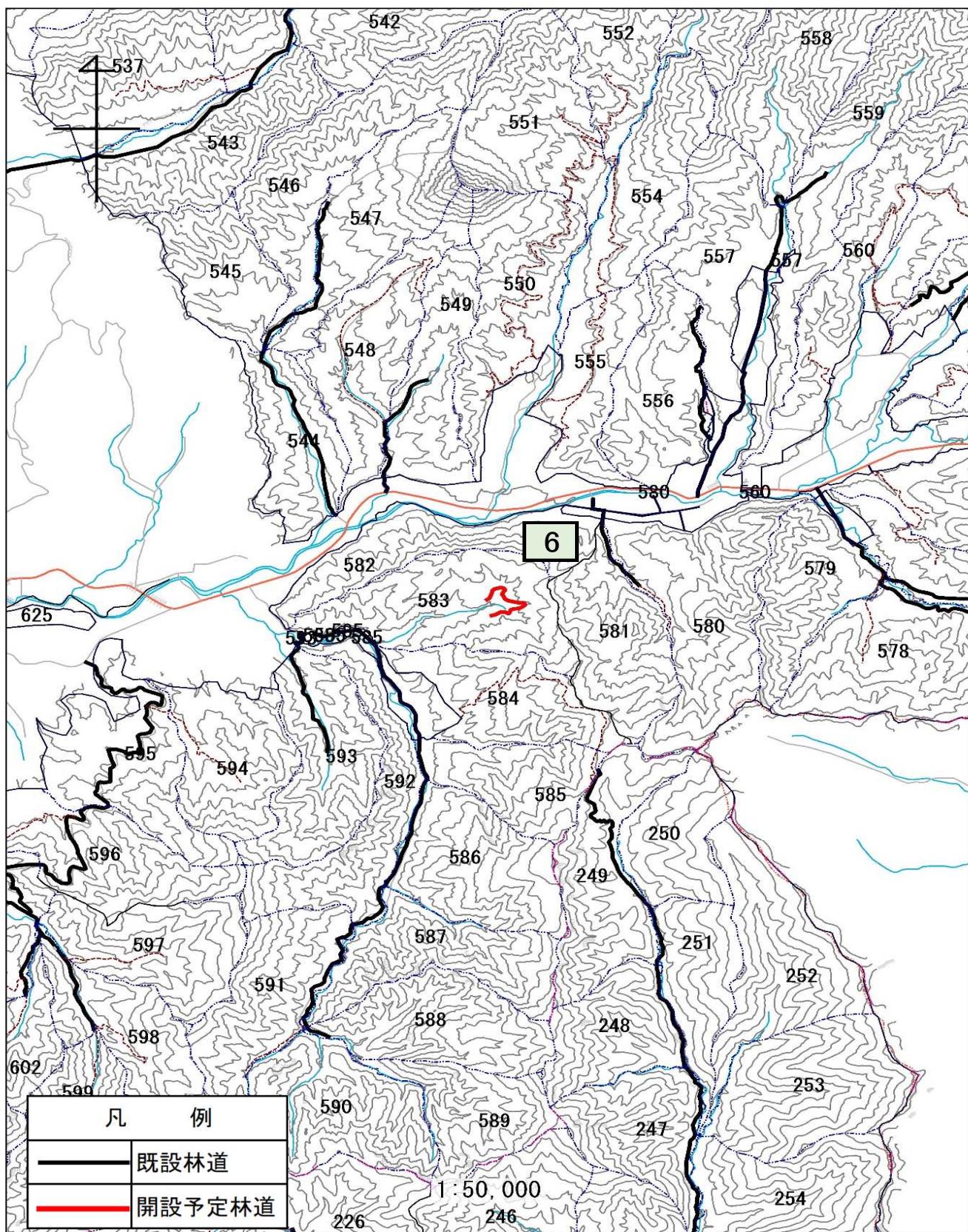
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 2



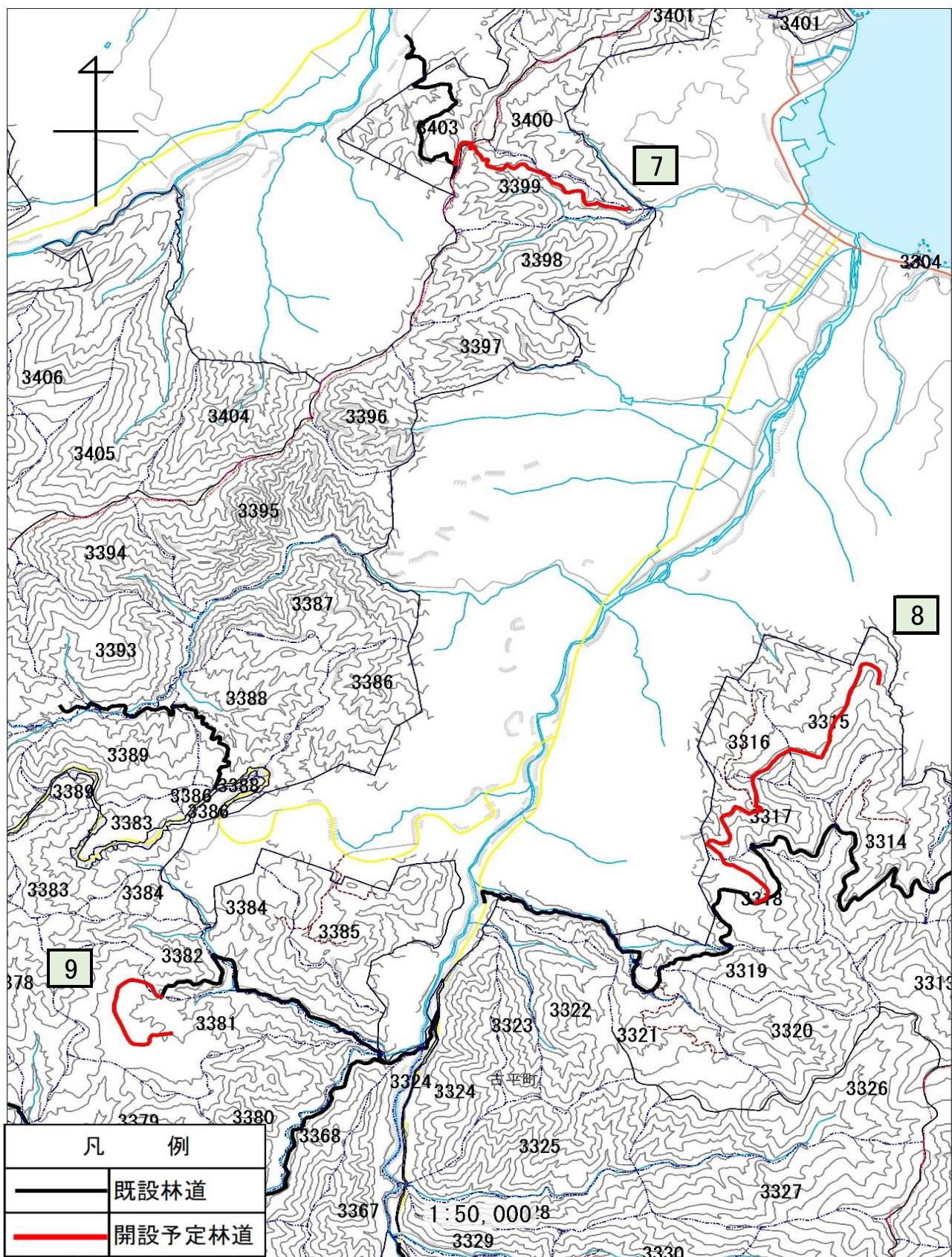
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:3



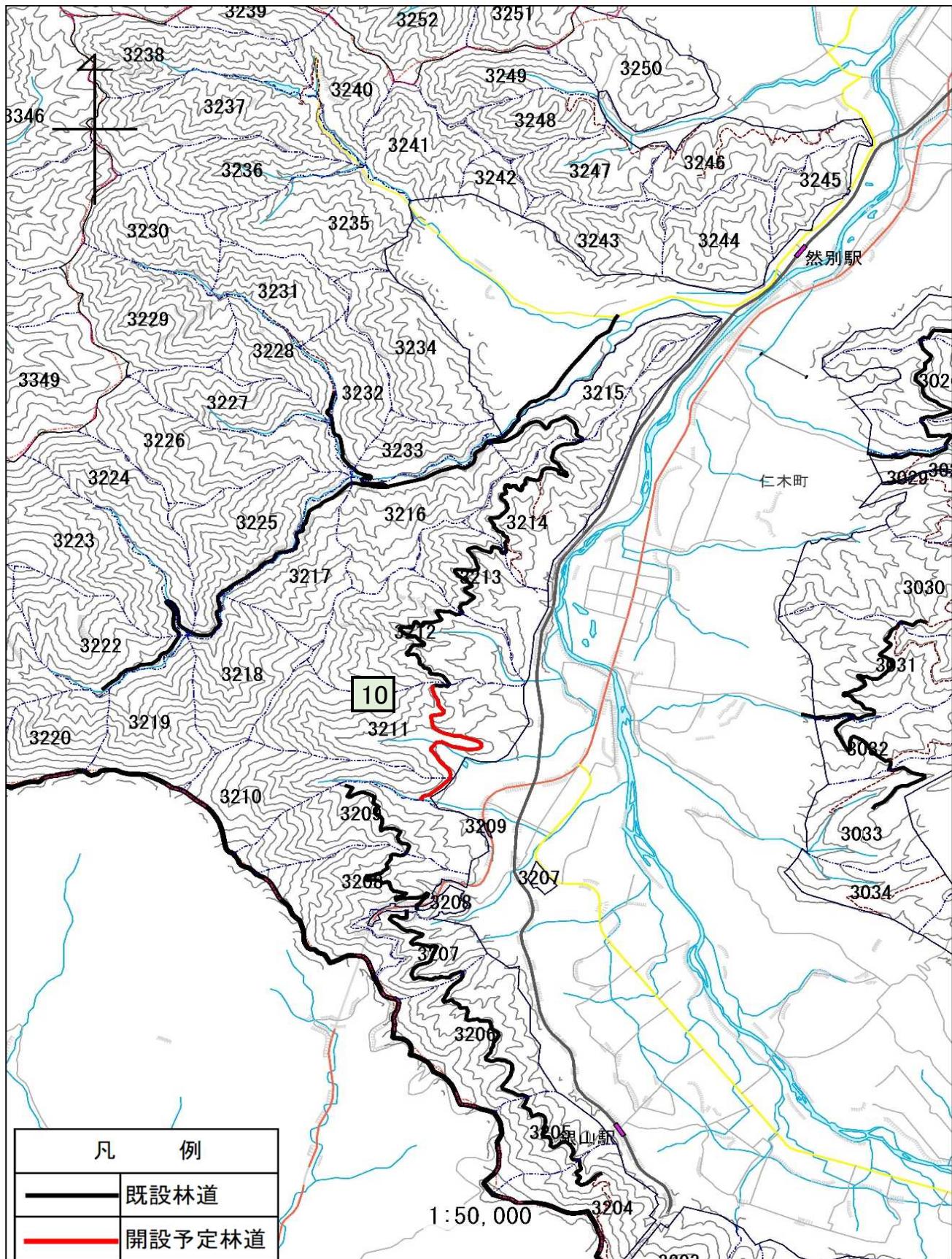
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 4



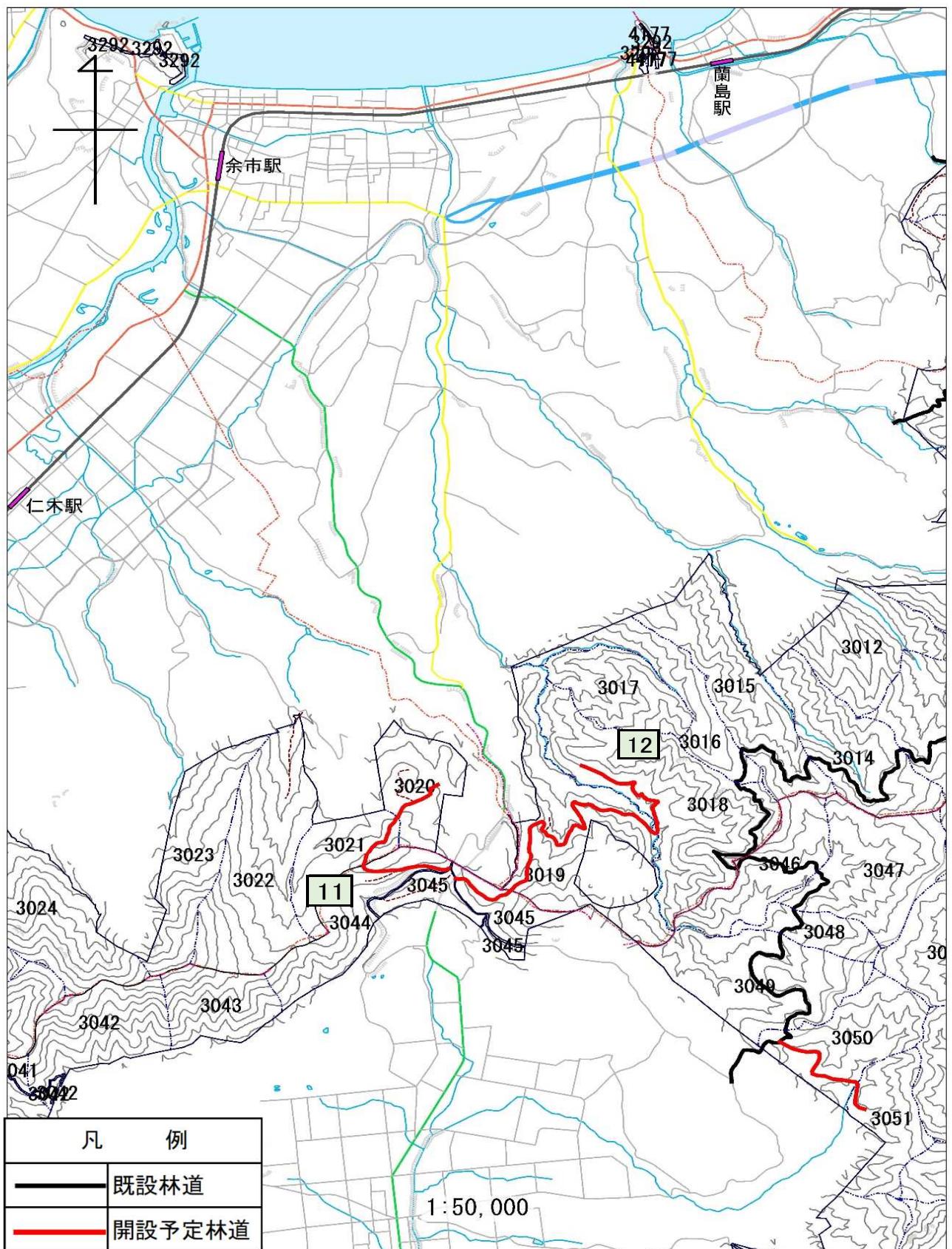
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:5



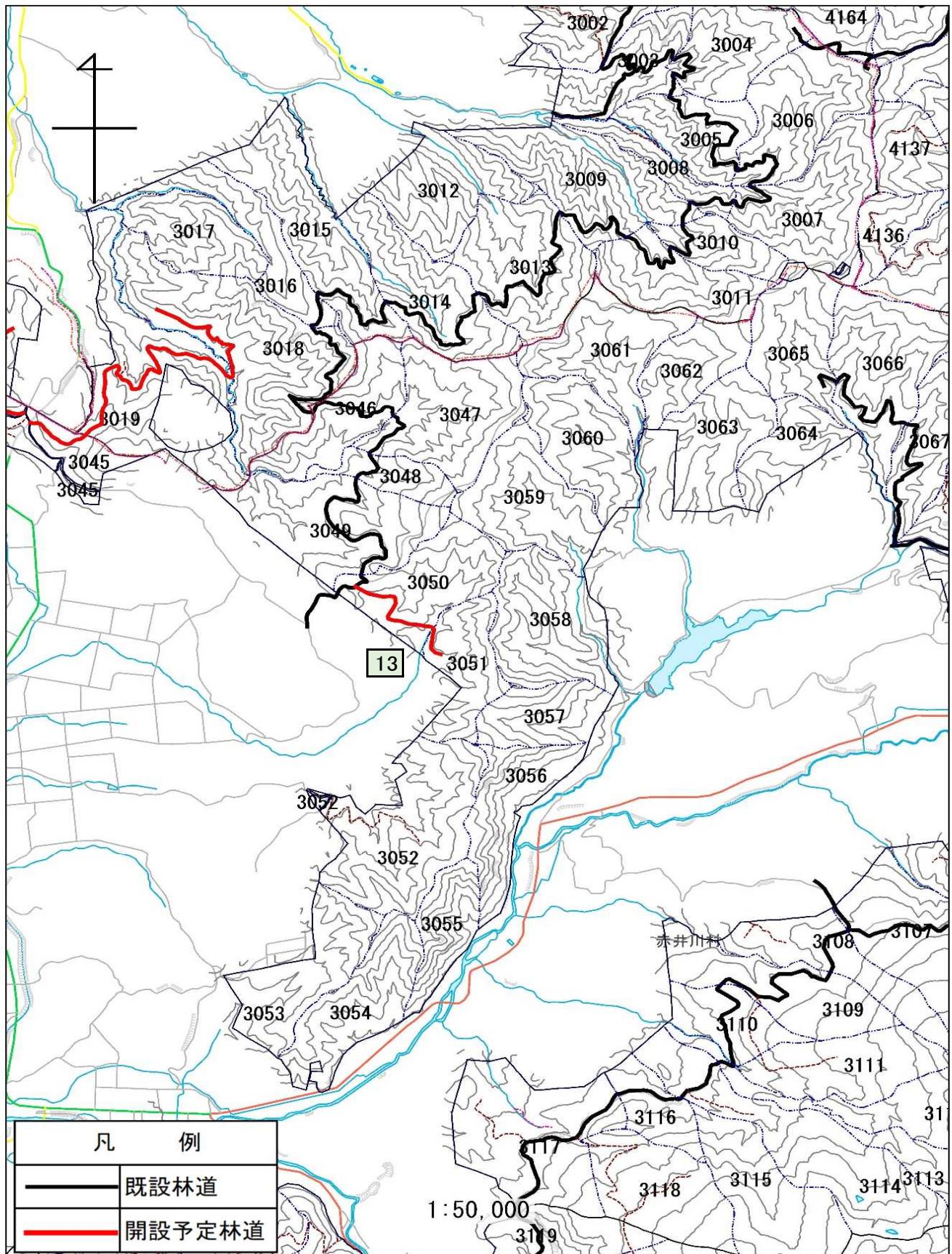
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:6



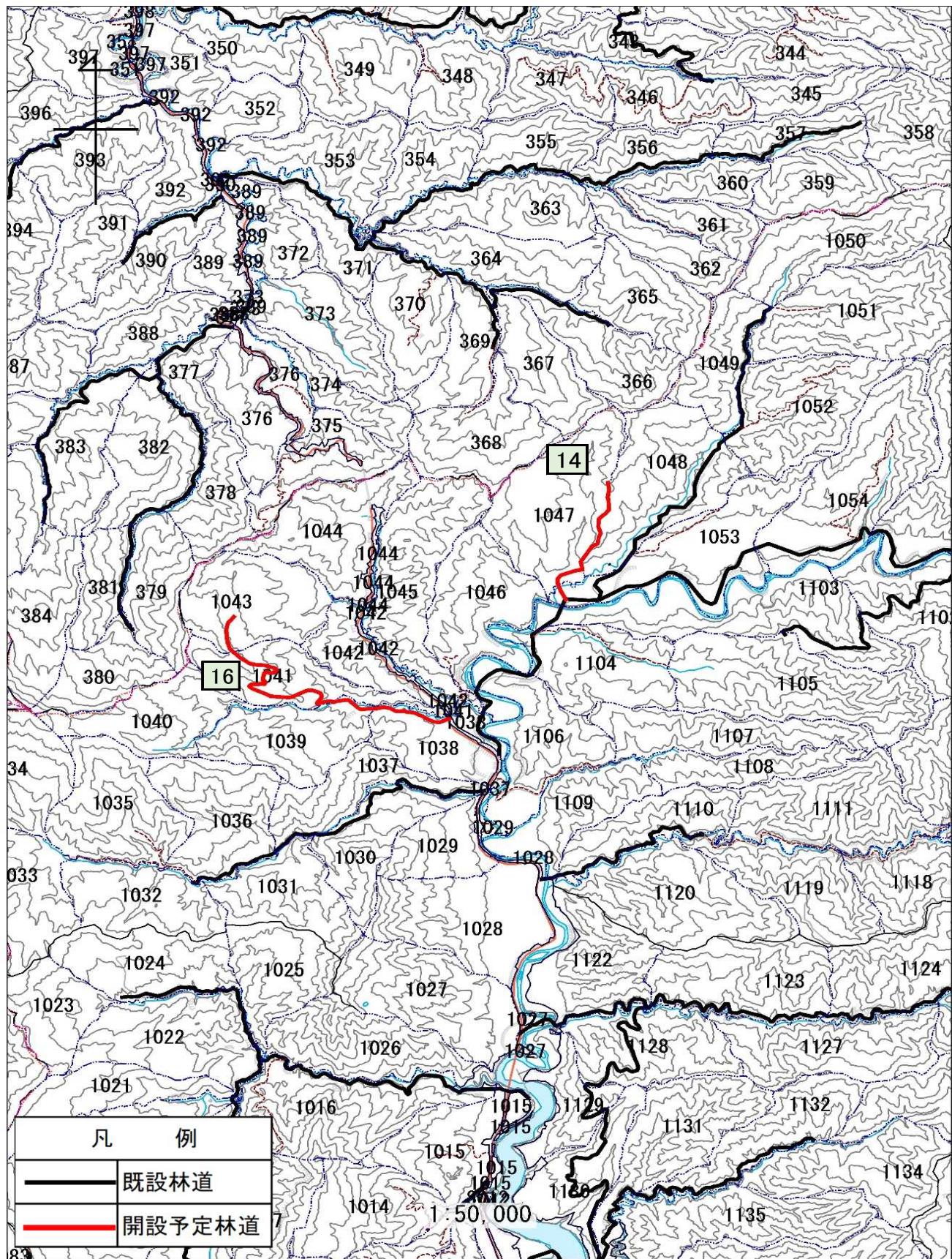
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 7



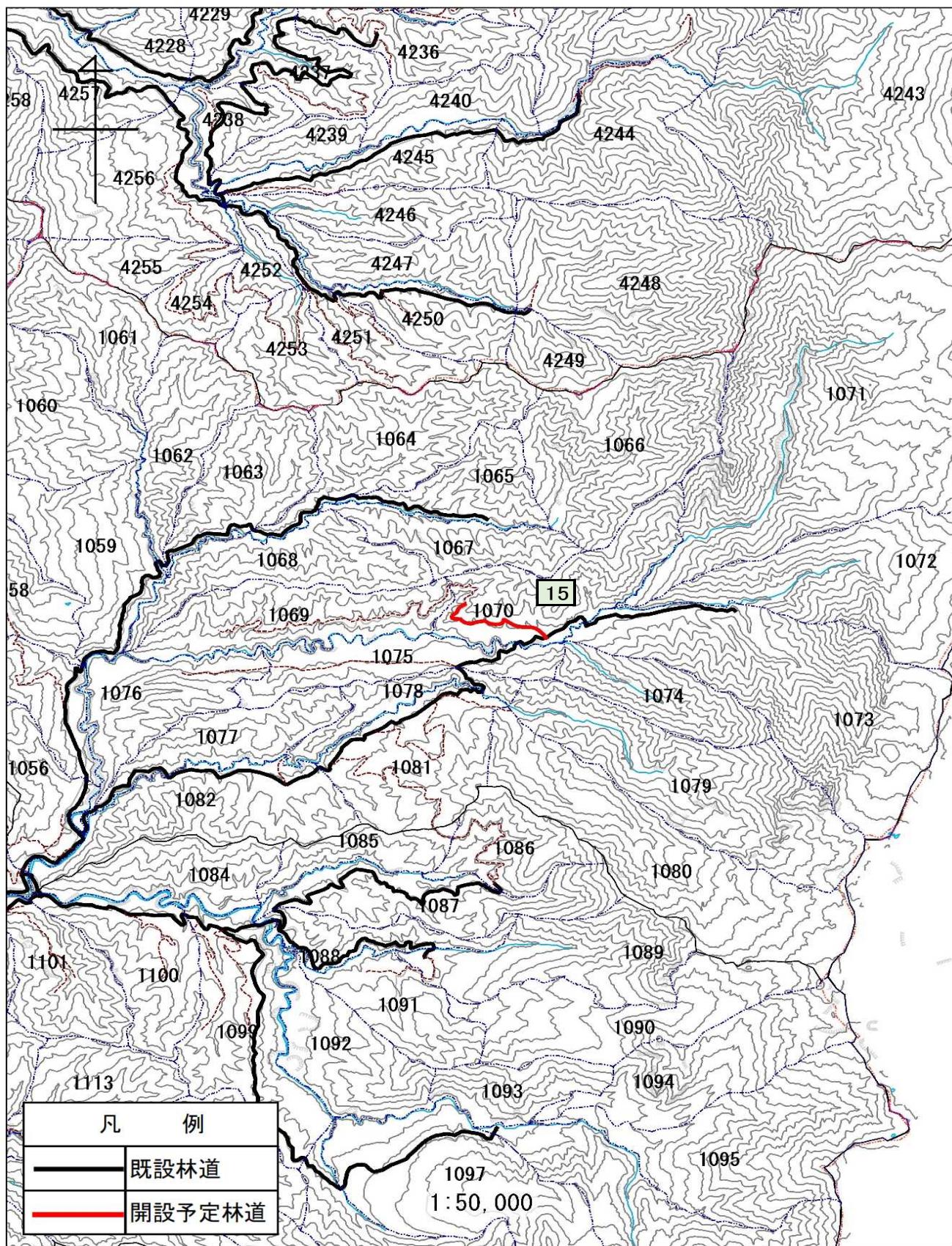
石狩空知森林計画区
石狩森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 8



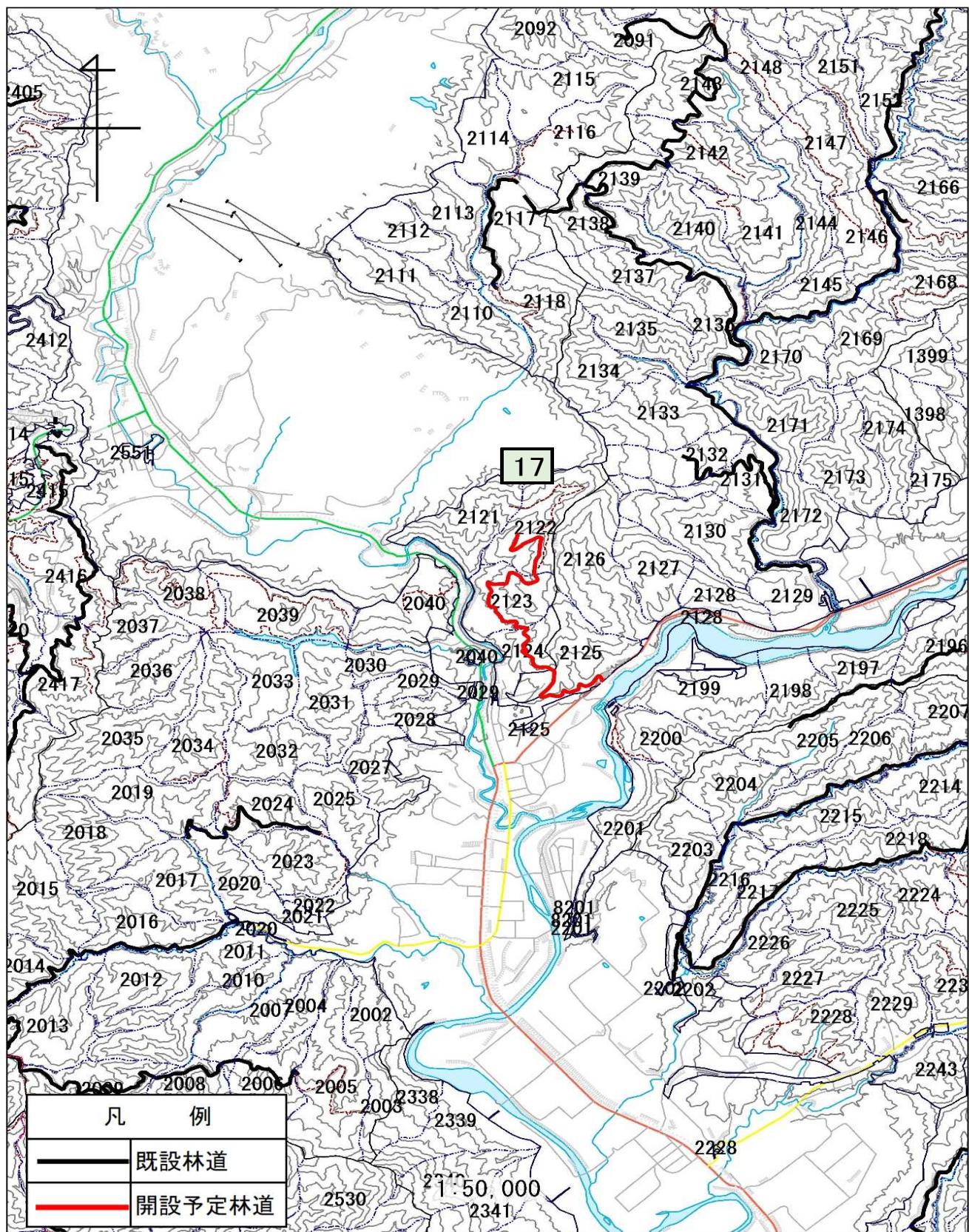
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:9



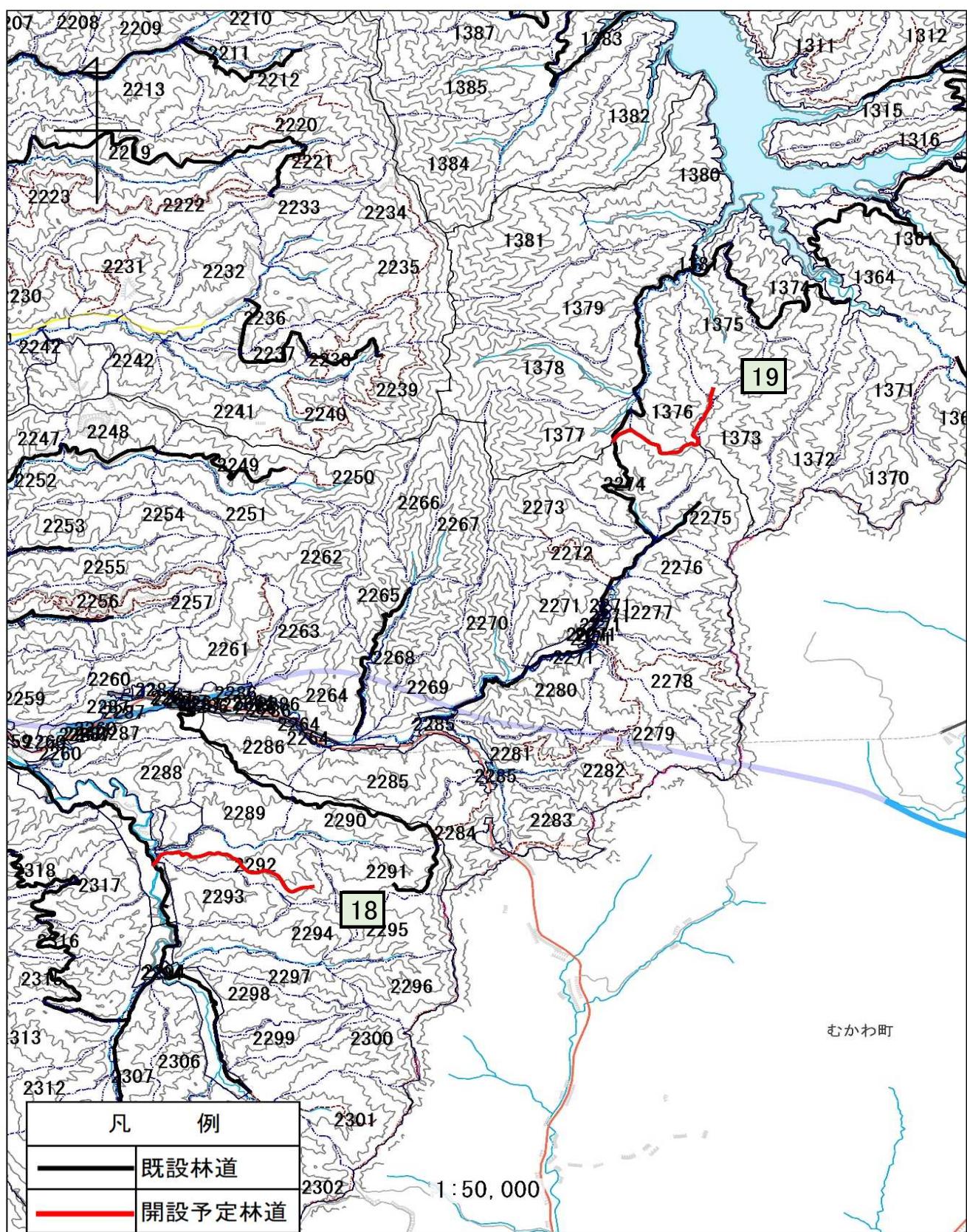
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 10



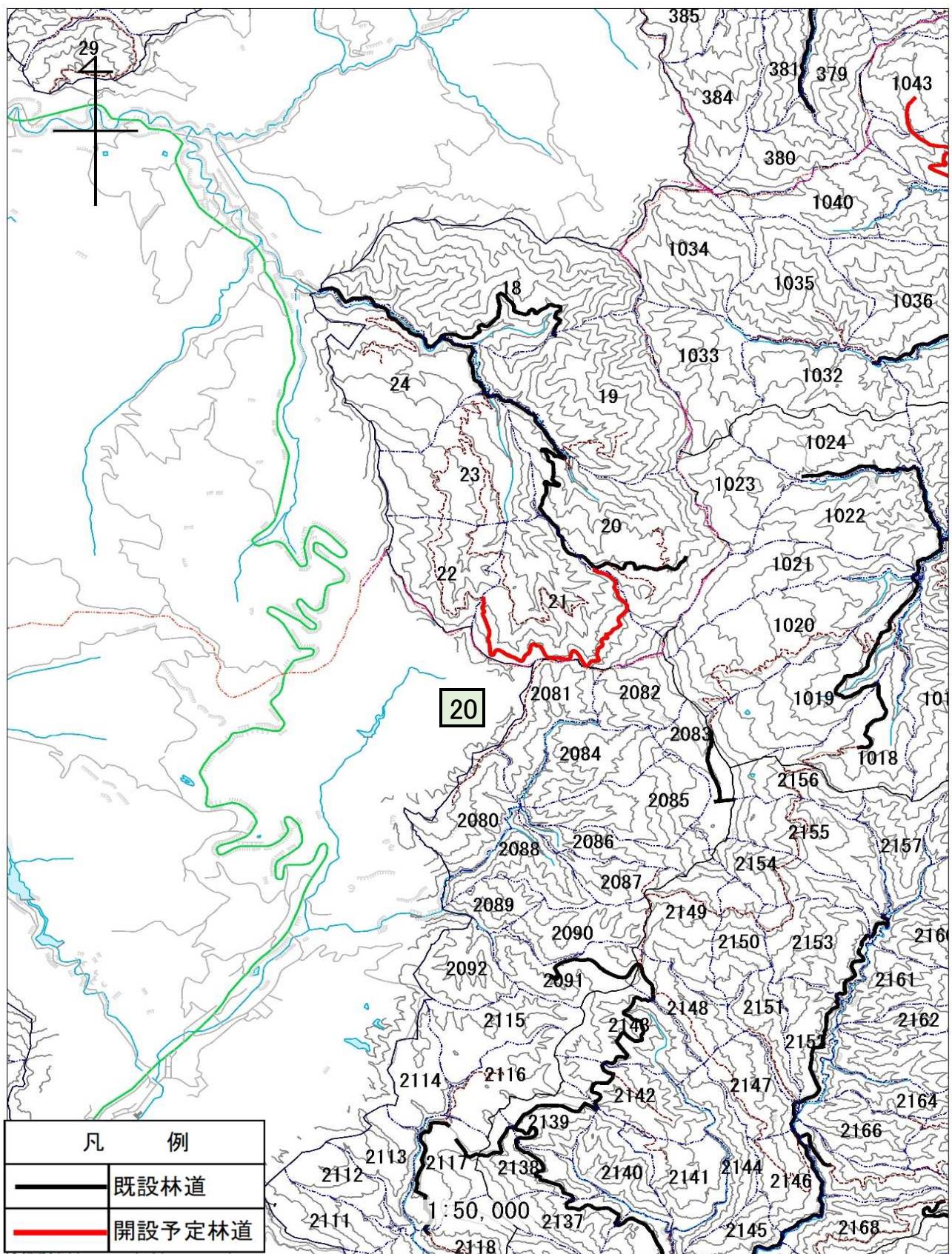
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50, 000)
図面番号: 11



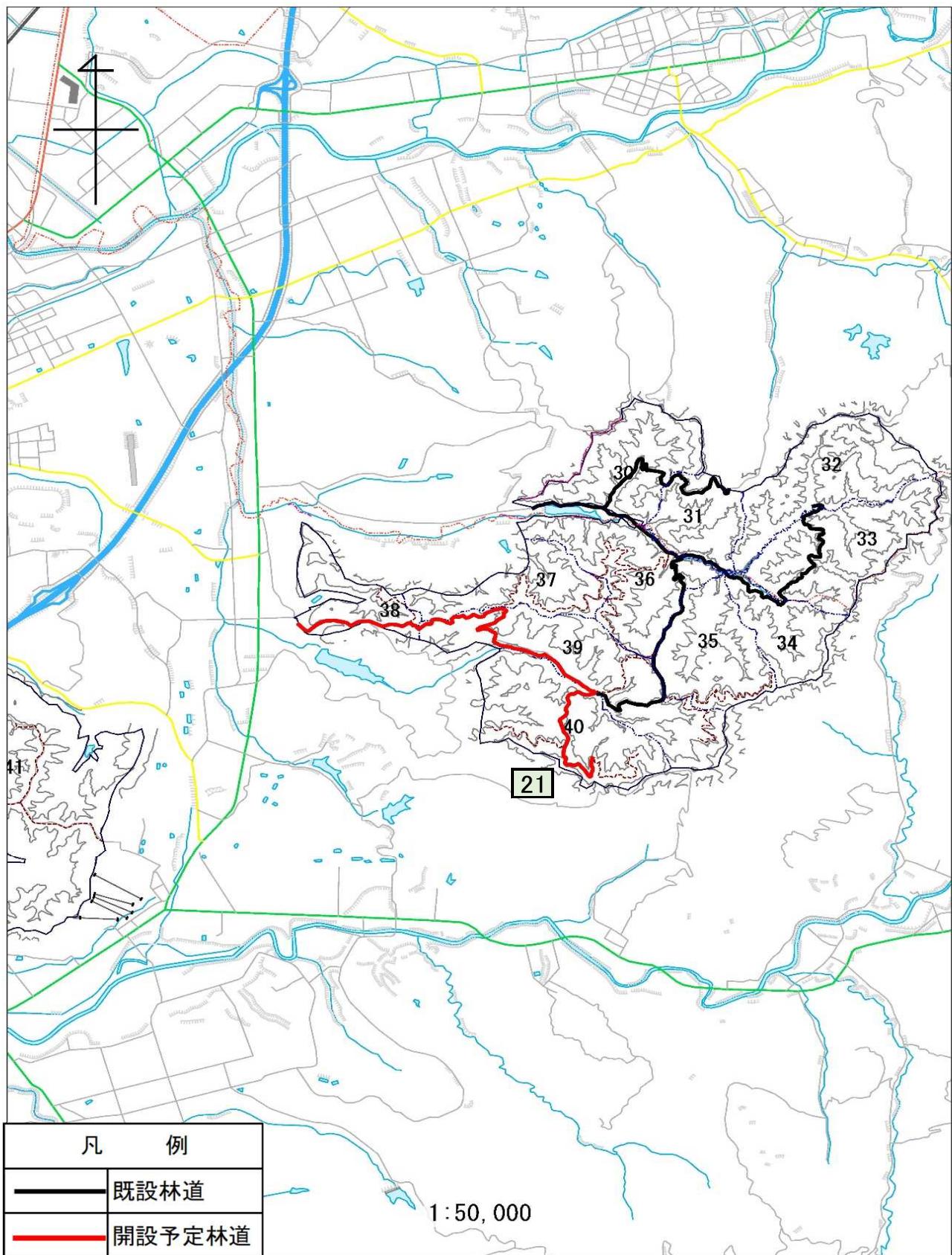
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 12



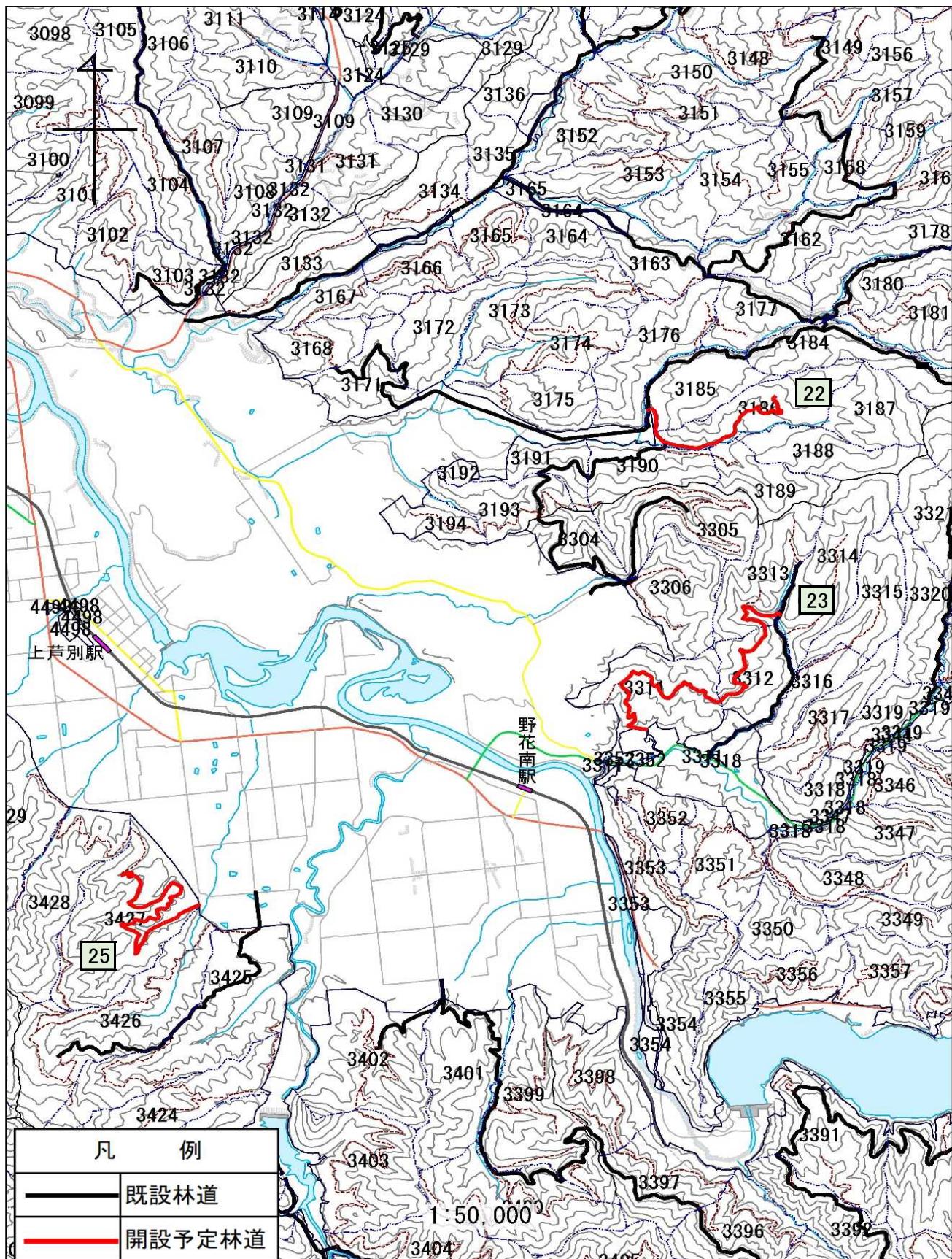
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 13



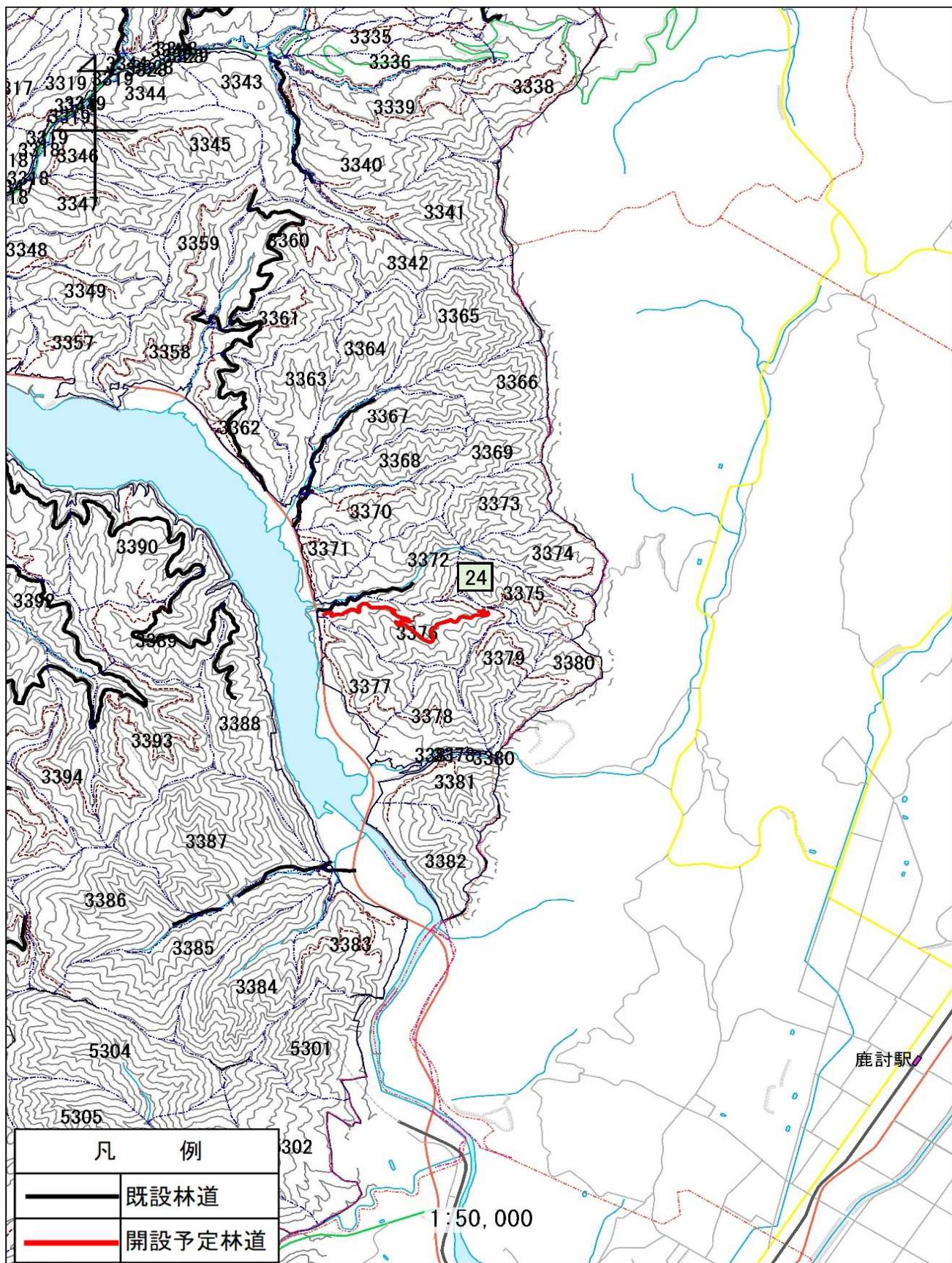
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 14



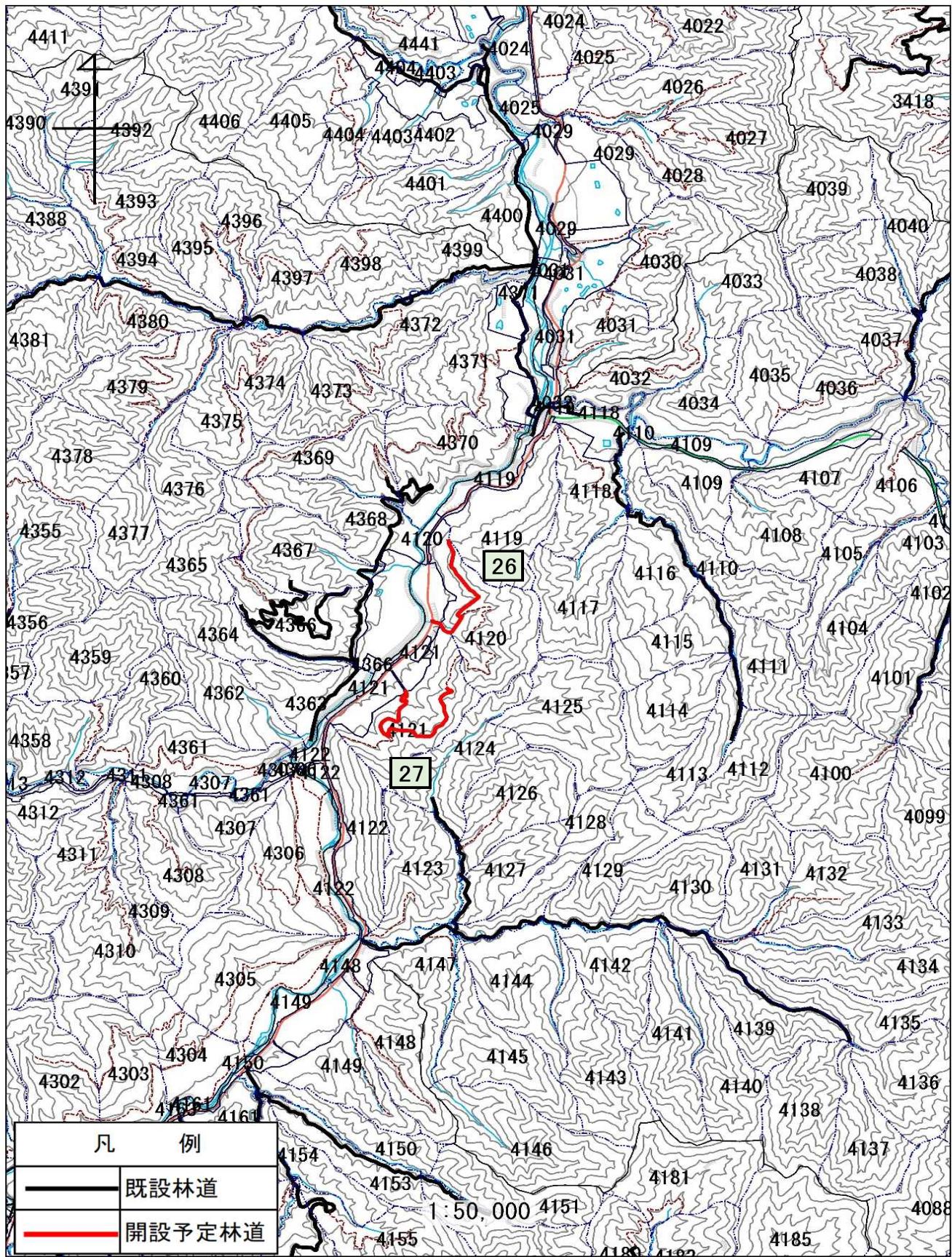
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 15



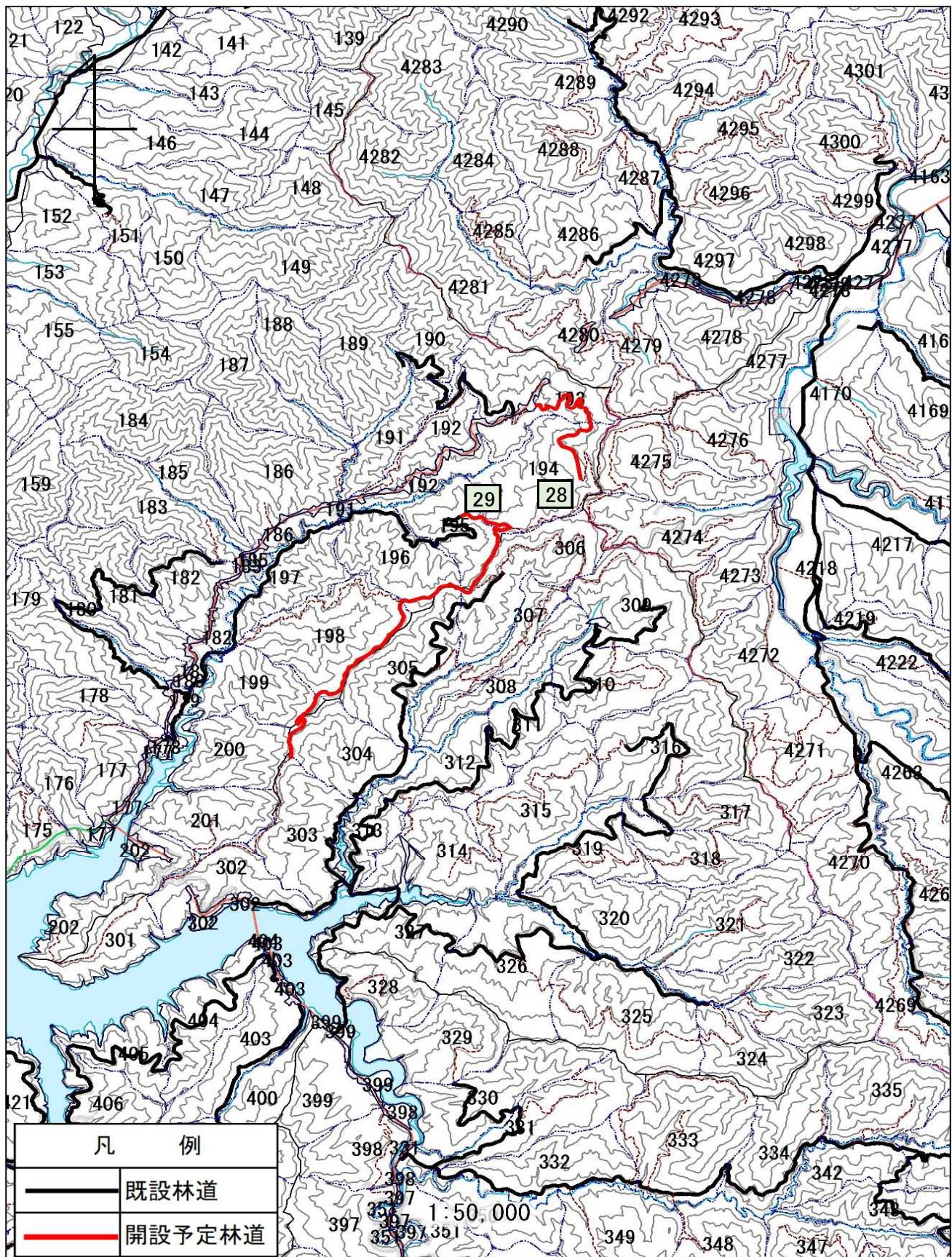
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 16



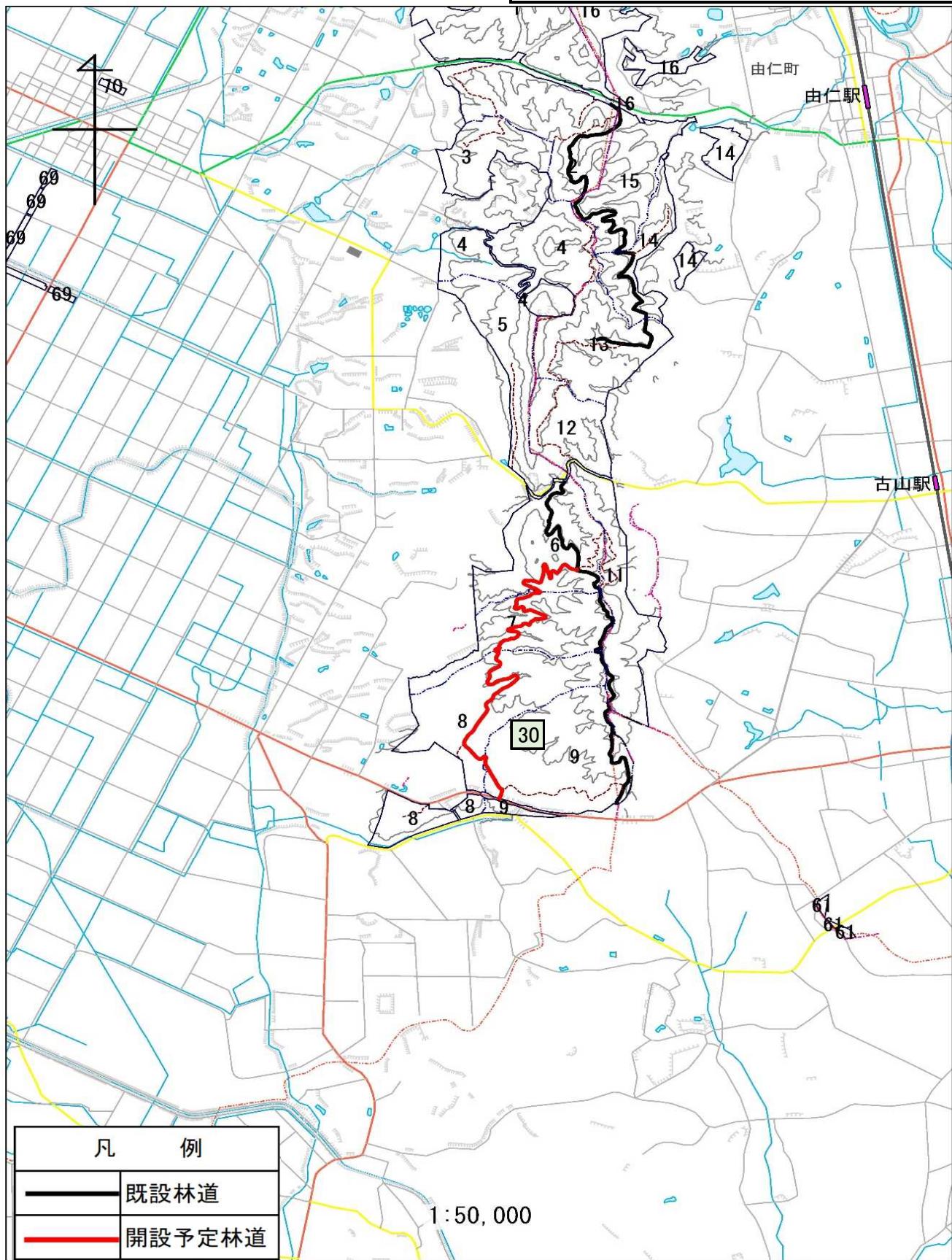
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 17



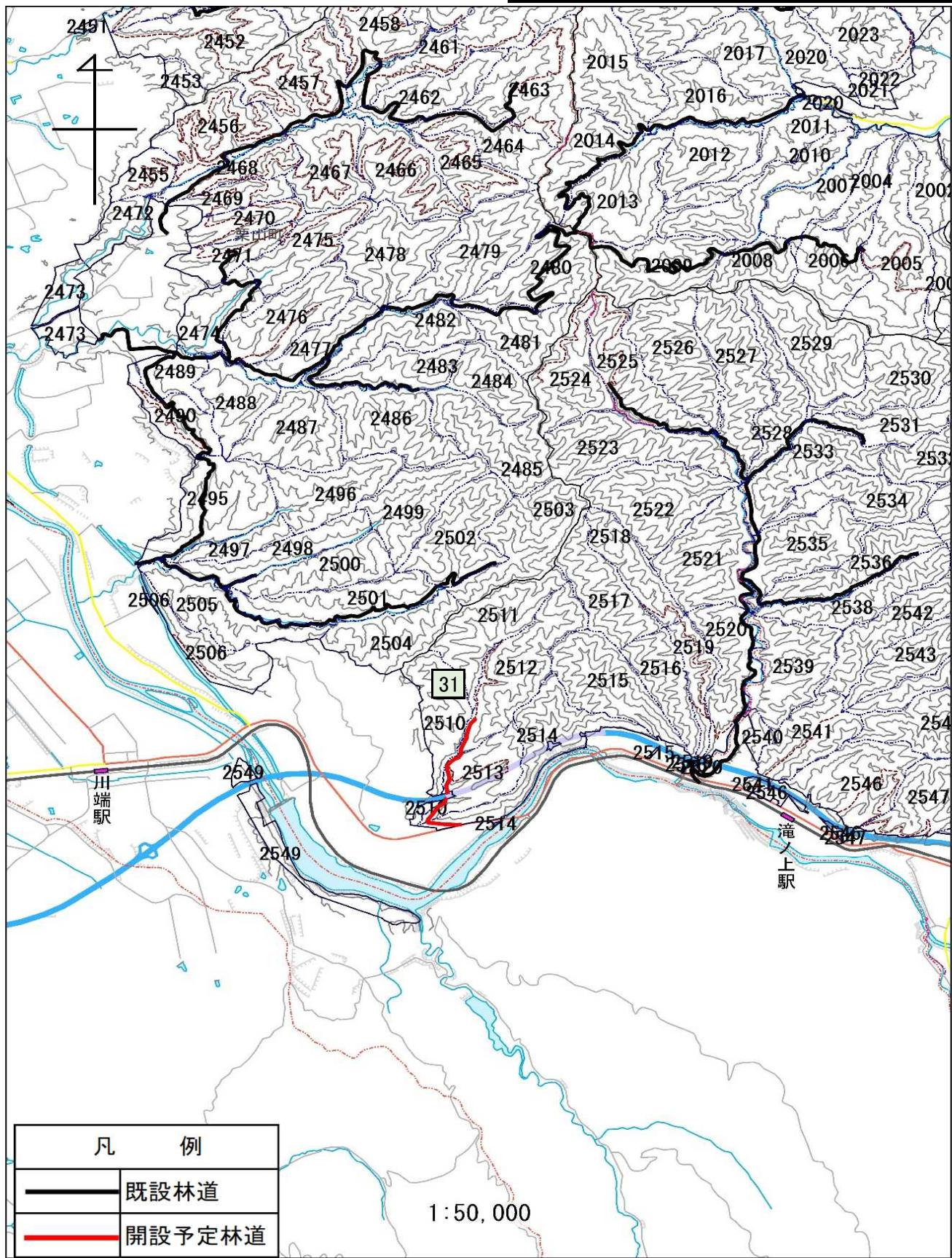
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 18



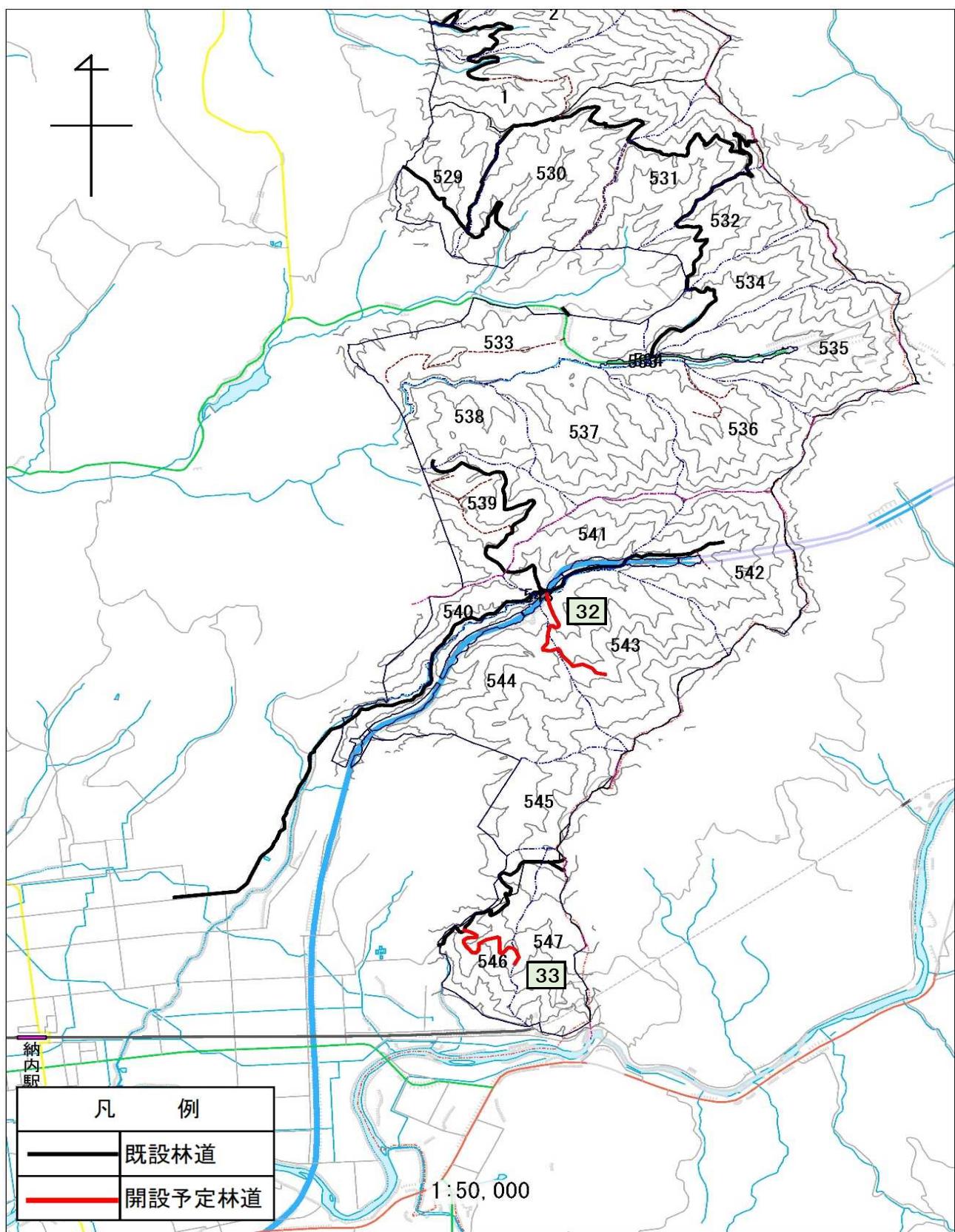
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 19



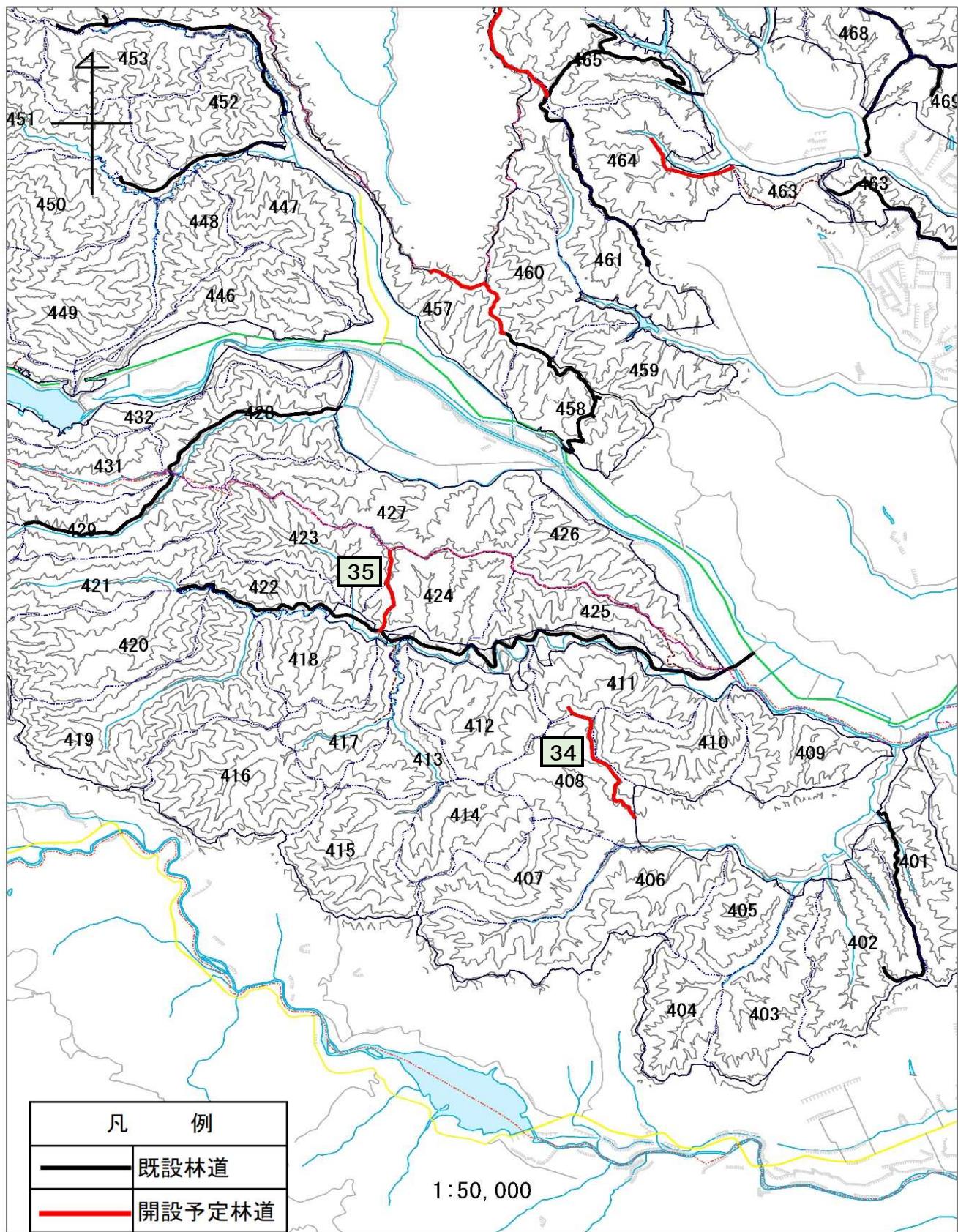
石狩空知森林計画区
空知森林管理署
林道開設計画図 (1/50, 000)
図面番号: 20



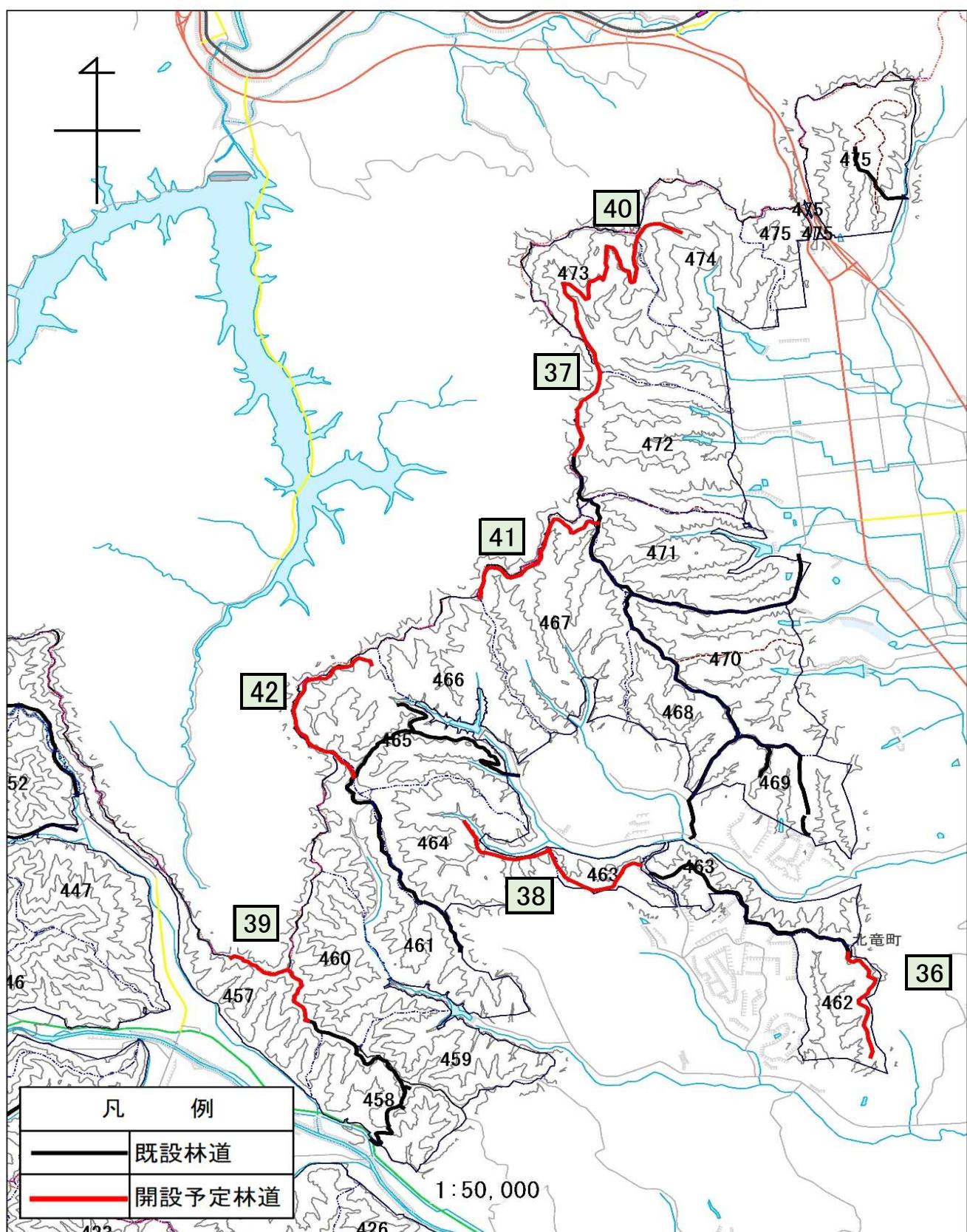
石狩空知森林計画区
空知森林管理署北空知支署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 21



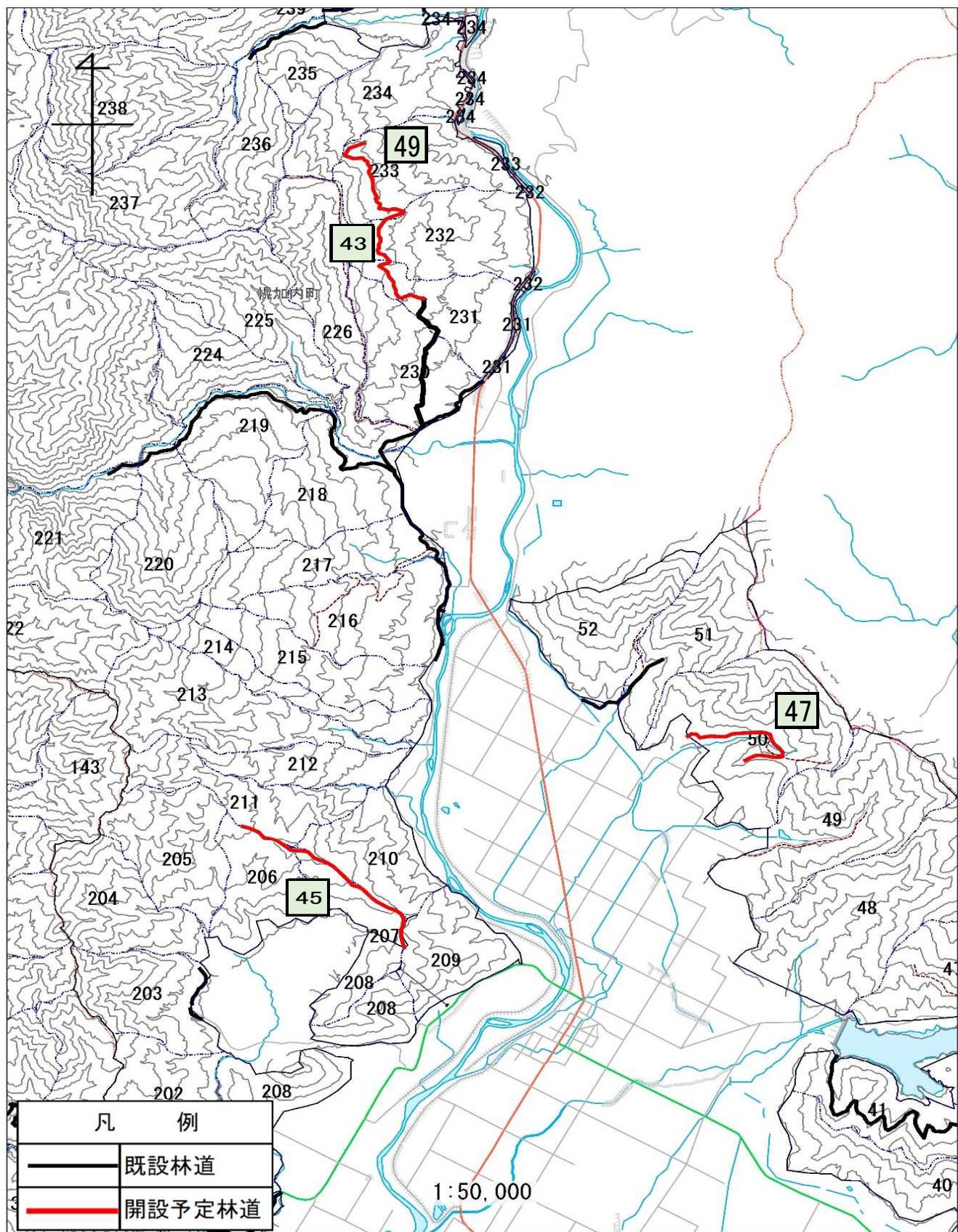
石狩空知森林計画区
空知森林管理署北空知支署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:22



石狩空知森林計画区
空知森林管理署北空知支署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号: 23



石狩空知森林計画区
空知森林管理署北空知支署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:24



石狩空知森林計画区
空知森林管理署北空知支署
林道開設計画図 (1/50,000)
図面番号:25

